

野村日本ブランド株投資(通貨選択型) 毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型/年2回決算型

野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型/年2回決算型

追加型投信 国内 株式

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年7月19日)

この目論見書により行なう野村日本ブランド株投資(通貨選択型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月17日に関東財務局長に提出しており、2025年1月18日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	4
(3)【発行（売出）価額の総額】	4
(4)【発行（売出）価格】	4
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	5
(7)【申込期間】	5
(8)【申込取扱場所】	5
(9)【払込期日】	5
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	6
第二部【ファンド情報】	7
第1【ファンドの状況】	7
1【ファンドの性格】	7
2【投資方針】	17
3【投資リスク】	32
4【手数料等及び税金】	43
5【運用状況】	47
第2【管理及び運営】	103
1【申込（販売）手続等】	103
2【換金（解約）手続等】	104
3【資産管理等の概要】	105
4【受益者の権利等】	109
第3【ファンドの経理状況】	110
1【財務諸表】	110
2【ファンドの現況】	220
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	224
第三部【委託会社等の情報】	225
第1【委託会社等の概況】	225
1【委託会社等の概況】	225
2【事業の内容及び営業の概況】	227
3【委託会社等の経理状況】	228
4【利害関係人との取引制限】	266
5【その他】	266
約款	267

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型
 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型
 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

本書では、ファンドの名称を下記の通り簡略化して表記しております。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	野村日本ブランド株投資 （円コース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （円コース）年2回決算型
本書における表記	円コース（毎月分配型）	円コース（年2回決算型）
円コース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （豪ドルコース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （豪ドルコース）年2回決算型
本書における表記	豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（年2回決算型）
豪ドルコース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （ブラジルリアルコース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （ブラジルリアルコース）年2回決算型
本書における表記	ブラジルリアルコース（毎月分配型）	ブラジルリアルコース（年2回決算型）
ブラジルリアルコース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （トルコリラコース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （トルコリラコース）年2回決算型
本書における表記	トルコリラコース（毎月分配型）	トルコリラコース（年2回決算型）
トルコリラコース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （資源国通貨コース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （資源国通貨コース）年2回決算型
本書における表記	資源国通貨コース（毎月分配型）	資源国通貨コース（年2回決算型）
資源国通貨コース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （アジア通貨コース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （アジア通貨コース）年2回決算型
本書における表記	アジア通貨コース（毎月分配型）	アジア通貨コース（年2回決算型）
アジア通貨コース		
正式名称	野村日本ブランド株投資 （米ドルコース）毎月分配型	野村日本ブランド株投資 （米ドルコース）年2回決算型
本書における表記	米ドルコース（毎月分配型）	米ドルコース（年2回決算型）
米ドルコース		

※これらを総称して「野村日本ブランド株投資（通貨選択型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「トルコリラコース」、「資源国通貨コース」、「アジア通貨コース」、「米ドルコース」を総称して「各コース」という場合、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は１口当たり１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき２兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 口単位（当初元本 1 口＝1 円）または 1 万円以上 1 円単位※

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 1 月 18 日から 2026 年 1 月 16 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して 6 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆わが国の株式を実質的な主要投資対象※とし、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ わが国の株式を主要投資対象とする円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザー ファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。なお、「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

◆「野村日本ブランド株投資（通貨選択型）」は、投資する外国投資信託における為替取引手法の異なるコースから構成されています。（各コースには「毎月分配型」および「年2回決算型」があります。）

当ファンドのファンド名にある「日本ブランド株」とは、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式を指します。

円コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、為替取引を行なわない外国投資信託に投資を行ないます。
豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、豪ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
トルコリラコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、トルコリラを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
資源国通貨コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、資源国通貨（ブラジル、オーストラリア、南アフリカの3カ国の通貨バスケット）を買う為替取引※1を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
アジア通貨コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、アジア通貨（中国、インド、インドネシアの3カ国の通貨バスケット）を買う為替取引※2を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
米ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	円建て資産について、原則として円を売り、米ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

※1 円建て資産に対して、円売りブラジルリアル買いの為替取引、円売り豪ドル買いの為替取引、円売り南アフリカランド買いの為替取引を行なうことで、保有する円建て資産の3分の1程度ずつ各資源国通貨への実質的なエクスポージャー※3をとることをいいます。

※2 円建て資産に対して、円売り中国元買いの為替取引、円売りインドルピー買いの為替取引、円売りインドネシアルピア買いの為替取引を行なうことで、保有する円建て資産の3分の1程度ずつ各アジア通貨への実質的なエクスポージャー※3をとることをいいます。

※3 通貨への実質的なエクスポージャーとは、当該通貨に係る為替変動リスクに直接的にさらされている部分をいいます。

◆分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

○毎月分配型

毎月原則22日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、每期分配します。

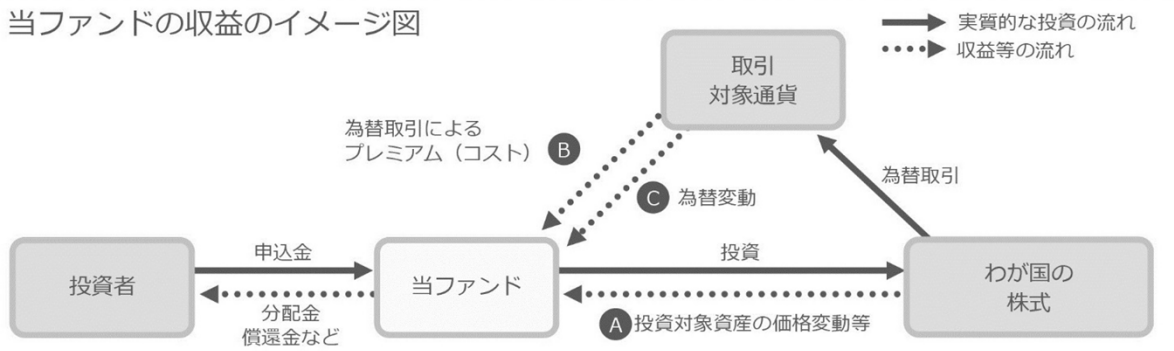
○年2回決算型

年2回、原則として4月および10月の各22日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、毎期分配します。

■当ファンドの収益のイメージ■

- 当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

当ファンドの収益のイメージ図



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相应してリスクが内在していることに留意が必要です。（括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。）

- ◆豪ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース、資源国通貨コース、アジア通貨コース、米ドルコース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{為替取引によるプレミアム（コスト）} + \text{為替差益（差損）}$$

- ◆円コース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{収益源となりません} + \text{収益源となりません}$$

収益を得られる ケース	株式価格の上昇	・取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利	・円に対して取引対象通貨高
損失やコストが 発生するケース	株式価格の下落	プレミアム （金利差相当分の収益） の発生	為替差益の発生
		コスト （金利差相当分の費用） の発生	為替差損の発生
		・取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利	・円に対して取引対象通貨安

※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

■信託金の限度額■

各ファンド（「トルコリラコース（毎月分配型） / （年2回決算型）」を除く）の信託金限度額は、各々9,000億円です。

「トルコリラコース（毎月分配型） / （年2回決算型）」の信託金限度額は、各々5,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村日本ブランド株投資 (円コース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (資源国通貨コース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (アジア通貨コース) 毎月分配型)
 (野村日本ブランド株投資 (米ドルコース) 毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
追加型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

(野村日本ブランド株投資 (円コース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (資源国通貨コース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (アジア通貨コース) 年2回決算型)
 (野村日本ブランド株投資 (米ドルコース) 年2回決算型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
		不動産投信
追加型	海外	その他資産 ()
	内外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年 2 回		
中小型株		日本	
	年 4 回		
債券		北米	
一般	年 6 回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年 12 回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
	その他		
その他資産	()	アフリカ	
(投資信託証券(株式 一般))		中近東	
		(中東)	
資産複合			
()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

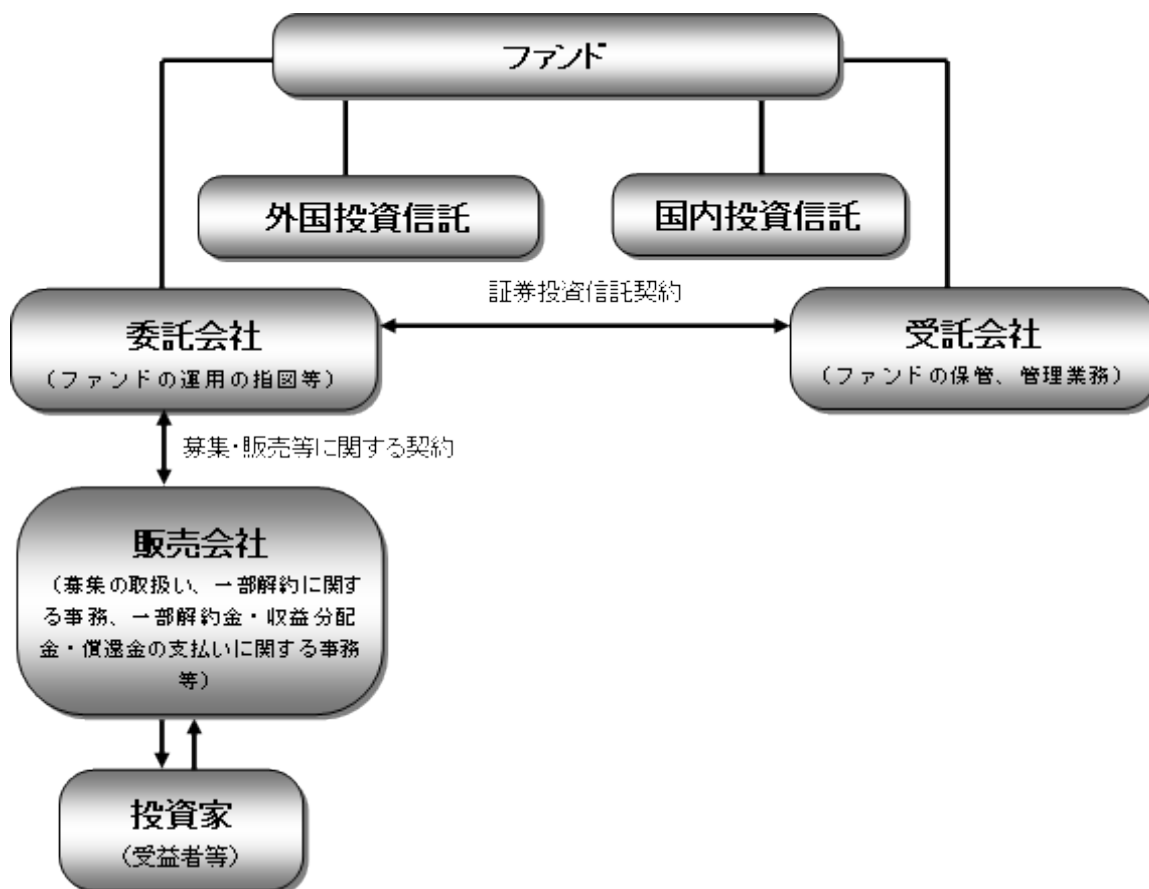
指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2009年4月23日	「円コース」「豪ドルコース」「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「マネープールファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2011年1月17日	「資源国通貨コース」「アジア通貨コース」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2014年1月14日	「米ドルコース」「メキシコペソコース」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年10月22日	「マネープールファンド」の償還
2024年4月22日	「南アフリカランドコース」「メキシコペソコース」の償還

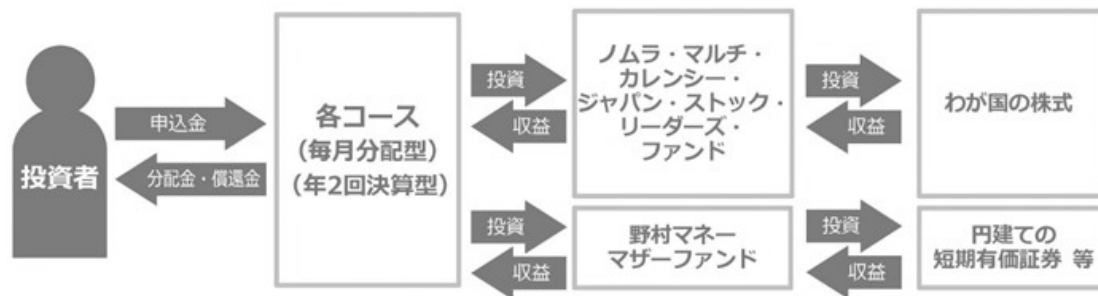
(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	外国投資信託	国内投資信託
野村日本ブランド株投資(円コース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －円コース	野村マネー マザーファンド
野村日本ブランド株投資(円コース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース) 毎月分配型	ノノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －豪ドルコース	
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －ブラジルリアルコース	
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －トルコリラコース	
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －資源国通貨コース	
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －アジア通貨コース	
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース) 年2回決算型		
野村日本ブランド株投資(米ドルコース) 毎月分配型	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド －米ドルコース	
野村日本ブランド株投資(米ドルコース) 年2回決算型		

委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



■委託会社の概況(2025 年 5 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000 年 11 月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

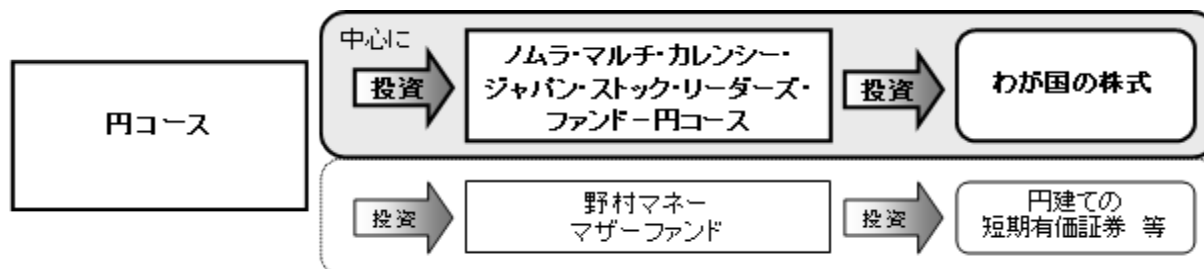
<円コース（毎月分配型）／（年 2 回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、為替取引を行ないません。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネーマザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

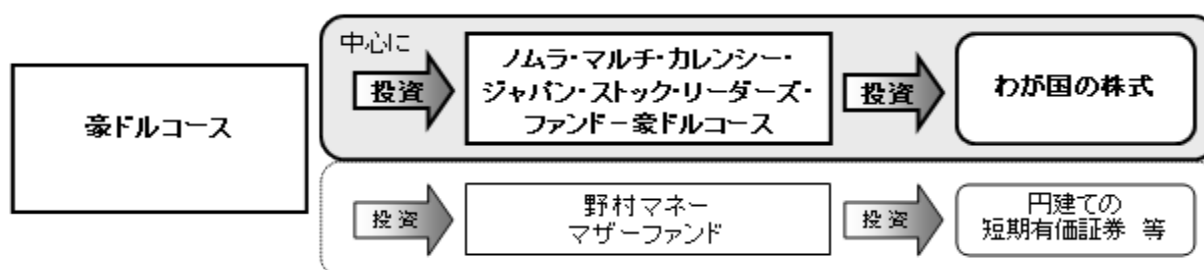
<豪ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース」受益証券および「野村マネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の場合においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、豪ドルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネーマザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

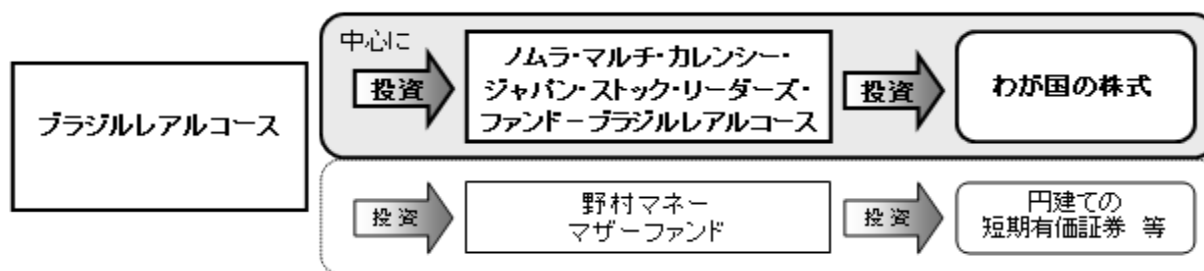
「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース」受益証券および「野村マネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の場合においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジ

「ブラジルリアルコース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

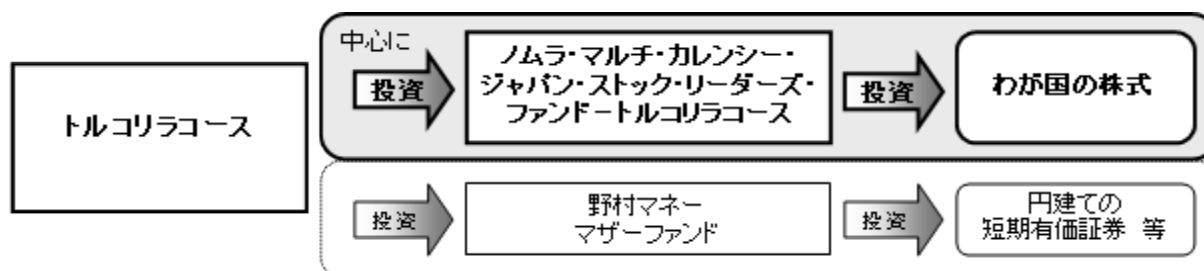
<トルコリラコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、トルコリラを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

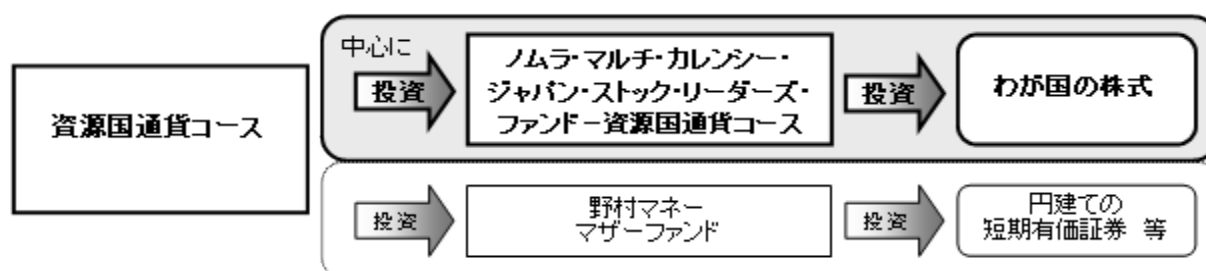
<資源国通貨コース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、資源国通貨（ブラジル、オーストラリア、南アフリカの3カ国の通貨バスケット）を買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

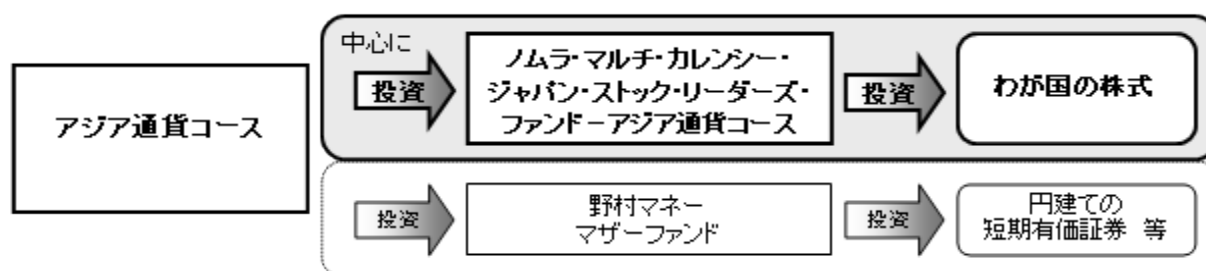
<アジア通貨コース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、アジア通貨（中国、インド、インドネシアの3カ国の通貨バスケット）を買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

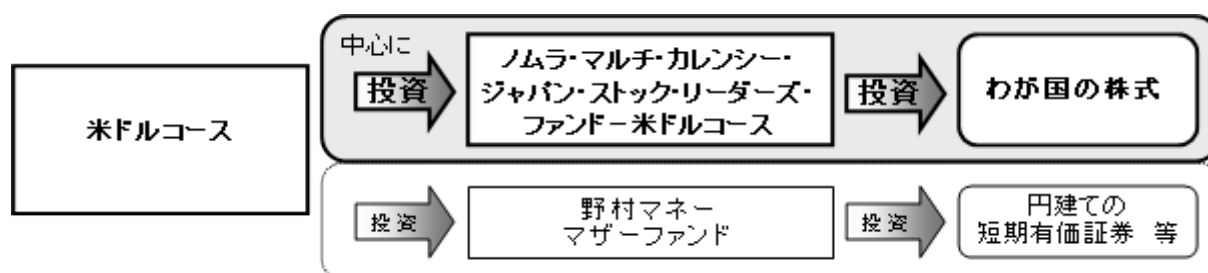
<米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

◆各受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース」受益証券への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース」は、グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ないます。円建て資産について、原則として円を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象*とします。

※円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンド名	投資対象
円コース (毎月分配型)／(年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース
	野村マネー マザーファンド
豪ドルコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース
	野村マネー マザーファンド
ブラジルリアルコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース
	野村マネー マザーファンド

トルコリラコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース
	野村マネー マザーファンド
資源国通貨コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース
	野村マネー マザーファンド
アジア通貨コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース
	野村マネー マザーファンド
米ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース
	野村マネー マザーファンド

◆デリバティブの直接利用は行ないません。

■「ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース／豪ドルコース／ブラジルリアルコース／トルコリラコース／資源国通貨コース／アジア通貨コース／米ドルコース」の主要投資対象

◆わが国の株式を主要投資対象とします。

- ・運用の効率化を図るために、わが国の株価指数を対象とした株価指数先物取引（日本以外の市場等で取引されているものを含みます。）を活用する場合があります。
- ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ・詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

■「野村マネー マザーファンド」の主要投資対象■

◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

- ・デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ・運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

②有価証券の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項

各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

「円コース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース
「豪ドルコース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース
「ブラジルリアルコース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース
「トルコリラコース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース
「資源国通貨コース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース
「アジア通貨コース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース
「米ドルコース」の場合	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース

③金融商品の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資信託について

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド

（円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース、資源国通貨コース、アジア通貨コース、米ドルコース）

（ルクセンブルグ籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	わが国の株式
投資方針	・グローバルで高い競争力を持つ日本企業の株式に投資を行ない、中長期的な値上がり益の獲得を目指し積極的な運用を行ないます。 ・企業がもつ競争力を定性判断し、投資銘柄を選択し、マクロ環境、事業環境、市場環境、流動性、企業収益動向やバリュエーション等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

	・運用の効率化を図るために、わが国の株価指数を対象とした株価指数先物取引（日本以外の市場等で取引されているものを含みます。）を活用する場合があります。 ・ファンドには、7つのコース（円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース、資源国通貨コース、アジア通貨コース、米ドルコース）があり、コースごとに、円建て資産について、原則として、円を売り、各コースの通貨を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。（円コースについては、為替取引を行ないません。）
主な投資制限	・同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限に即した運用を行ないます。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	ファンドの全コースの合計の純資産残高が30億円を下回った場合にはファンドを、各コースの純資産残高が30億円を下回った場合には当該コースを、それぞれ償還する場合があります。
<主な関係法人>	
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
保管・事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の0.70%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.30%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（5年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■ポートフォリオ構築プロセス■

わが国の金融商品取引所に上場
(これに準ずるものを含む) している株式

世界の経済成長から恩恵を受ける日本企業の選定を行ないます。
具体的には、
①世界市場で高いシェアの事業・製品を有する企業
②海外事業の業績寄与が高い企業
③将来的に①あるいは②になる可能性が高い企業
に着目し、企業の選定を行ないます。

投資対象母集団

3つの視点で競争力を評価し、グローバルで高い競争力を持つ企業を抽出します。
①ものづくり力（高い品質と高い信頼性のある製品やサービスを妥当な価格で提供していく力を指します。）
②技術・開発力（優れた技術やノウハウをもって、市場に認められる新製品や新サービスを生み出し、市場を創出していく力を指します。）
③事業展開力（戦略に優れており、今後世界各地で事業を展開していく力を指します。）

投資対象候補銘柄

マクロ環境、事業環境、市場環境、流動性、企業収益動向、バリュエーション等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ

ポートフォリオ構築プロセスは今後変更となる場合があります。

*上記は 2025 年 7 月 18 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行

ないません。

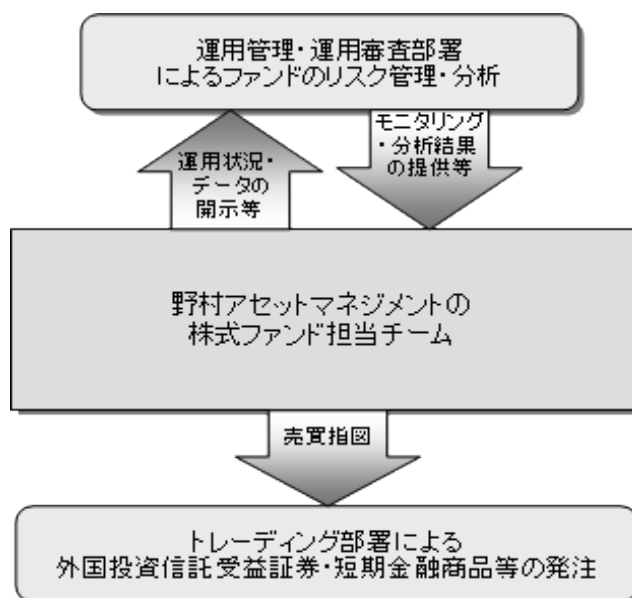
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

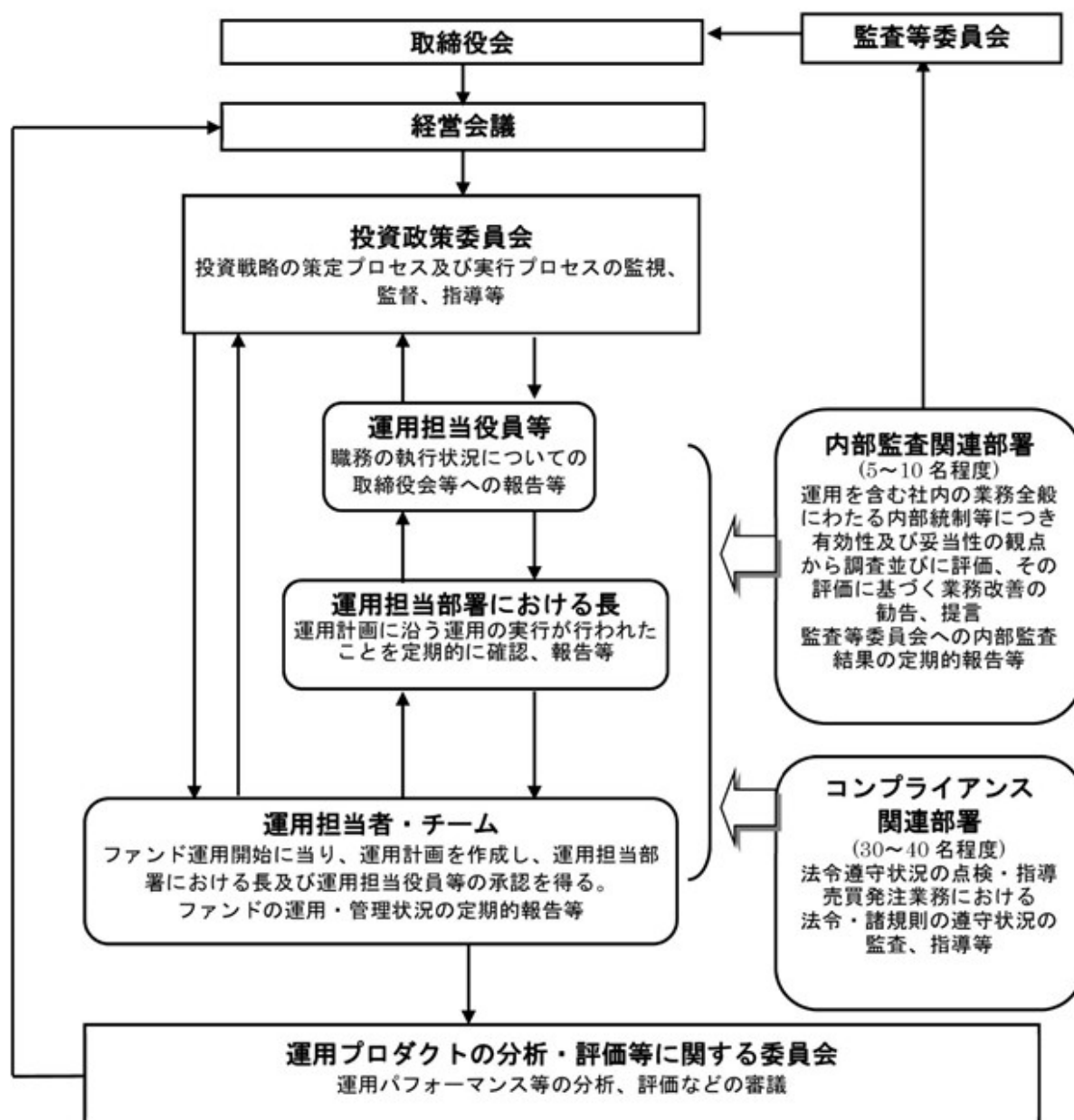
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②＜毎月分配型（「米ドルコース（毎月分配型）」を除く）＞

収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

＜米ドルコース（毎月分配型）＞

収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

＜年2回決算型＞

収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとしします。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜毎月分配型＞

原則として毎月22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

＜年2回決算型＞

原則として毎年4月および10月の各22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※¹

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※²

※¹ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当

該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

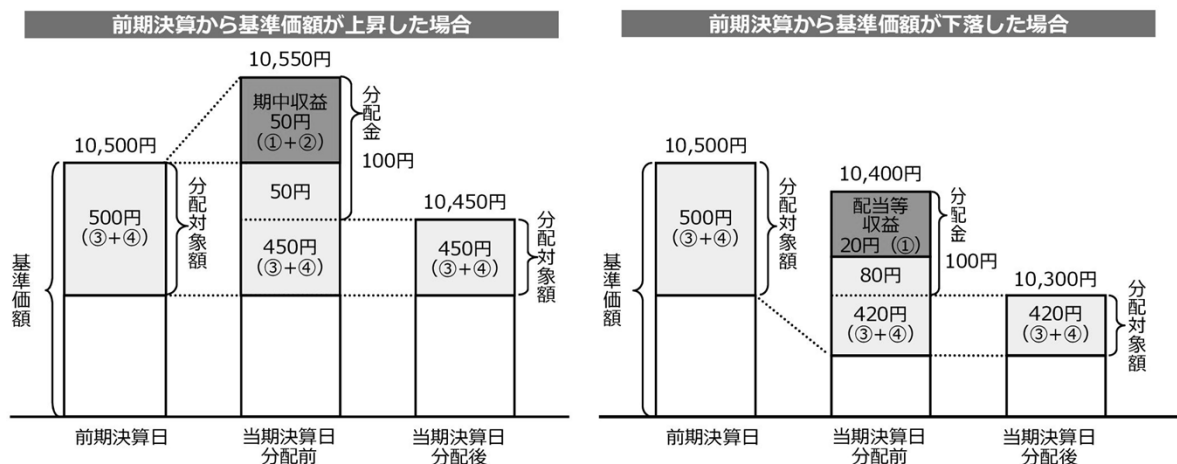


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

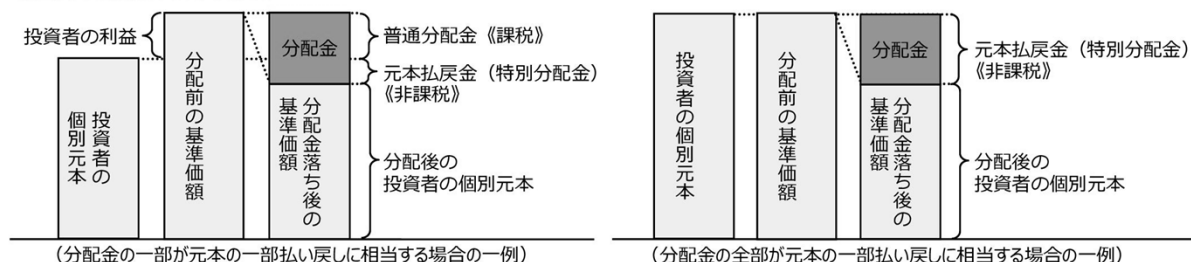
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、

債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

円コースを除く各コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として円を売り、各コースの通貨を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

また、各通貨の金利が円金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆各ファンドが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合など

には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ◆外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

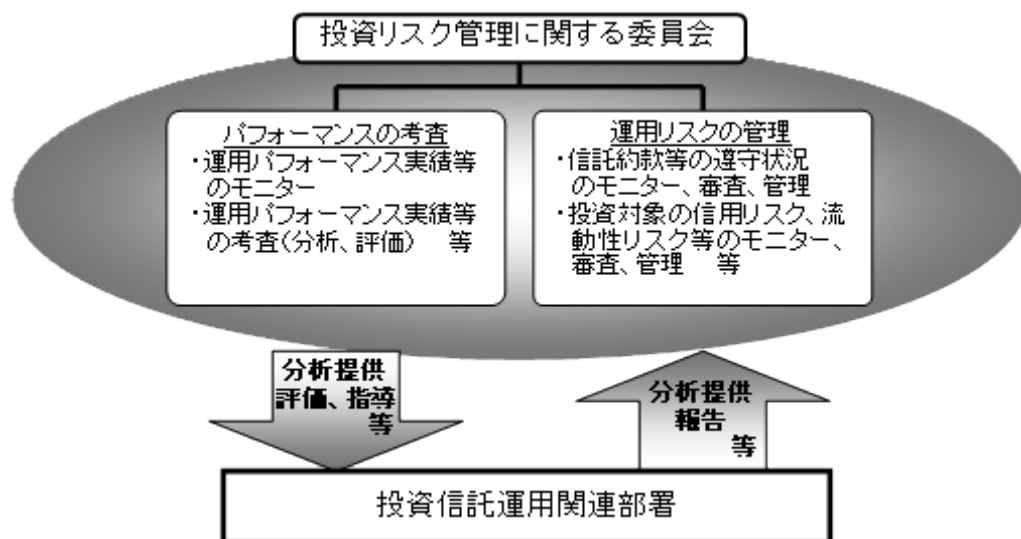
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

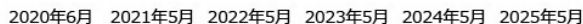
リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■円コース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

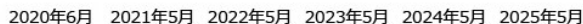


*年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

■円コース（年2回決算型）

■円コース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	55.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 12.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	14.2	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

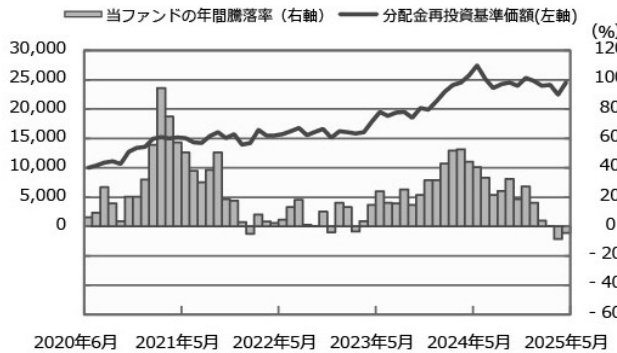


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	55.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 12.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	14.2	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

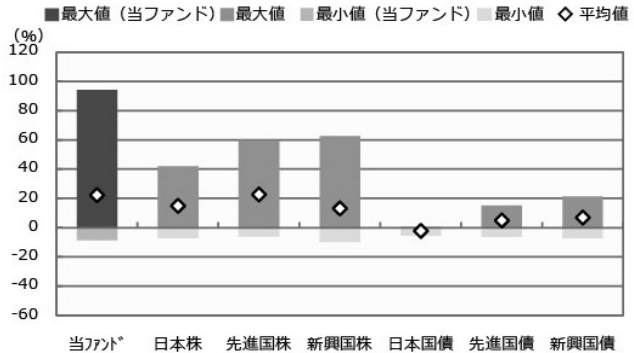
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

豪ドルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	94.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 8.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	22.3	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

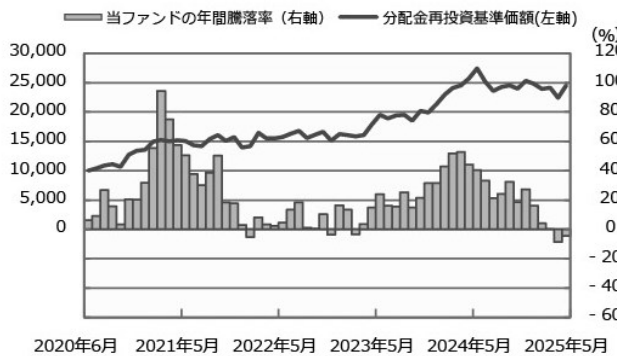
* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

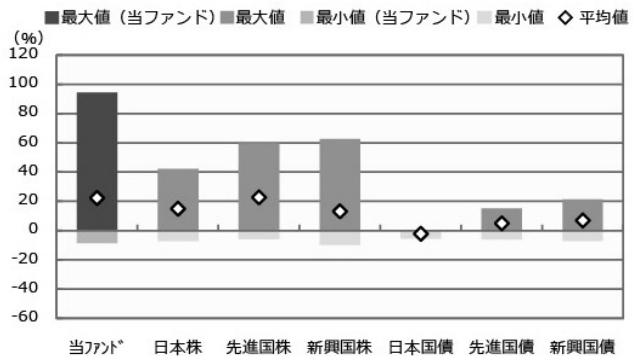
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

豪ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	94.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 8.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	22.3	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

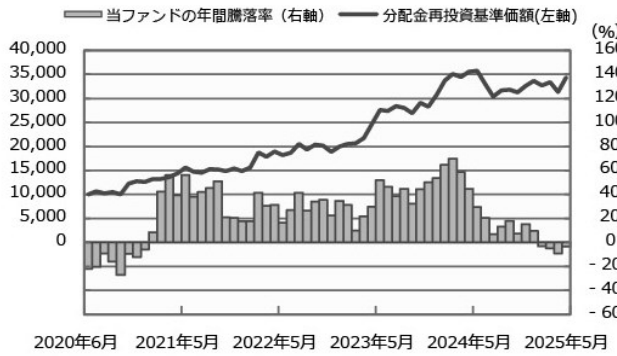
* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ブラジルリアルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

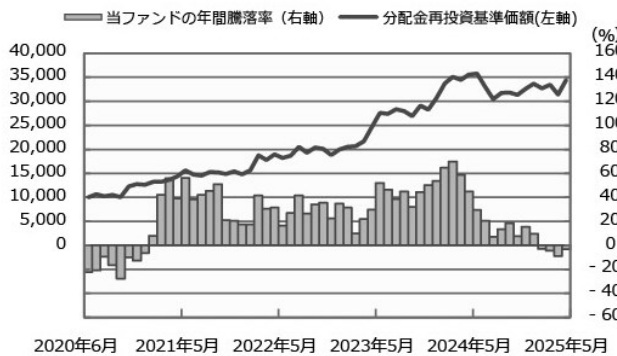


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

■ブラジルリアルコース（年2回決算型）

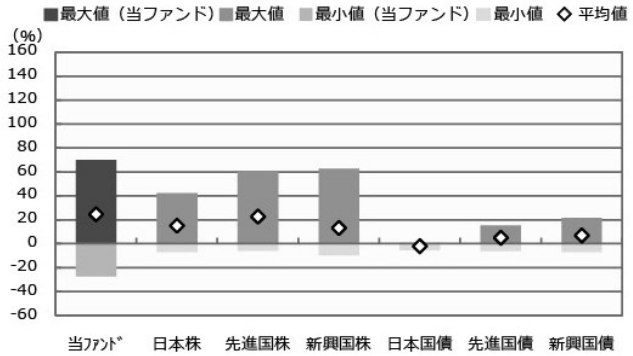
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

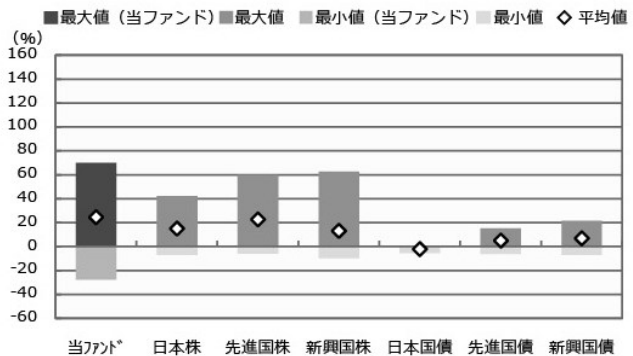


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	69.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 27.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.5	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



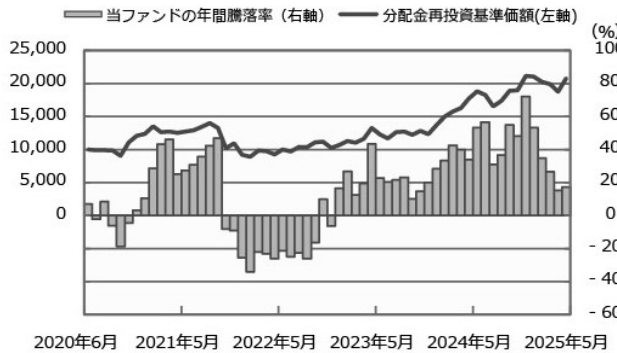
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	69.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 27.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.4	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

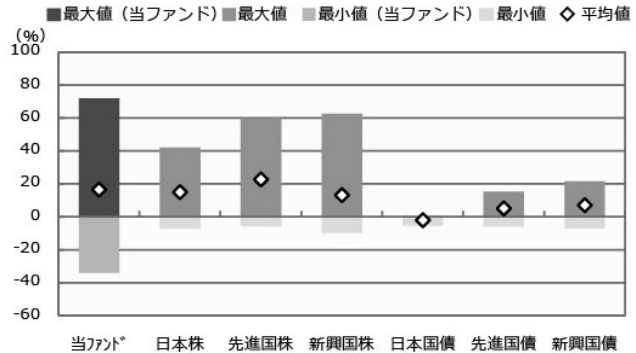
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

トルコリラコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	72.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 34.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	16.5	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

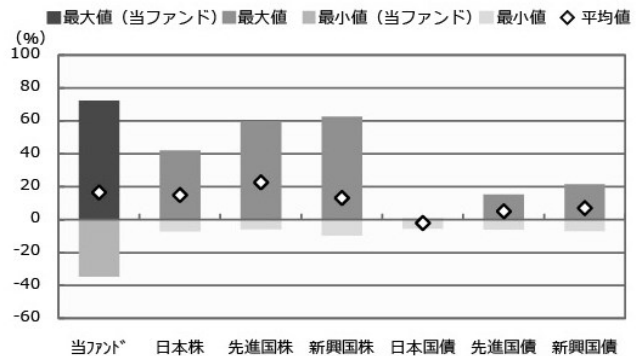
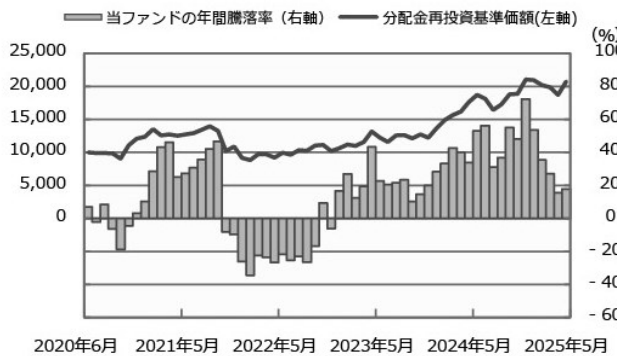
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

トルコリラコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	72.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 34.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	16.5	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

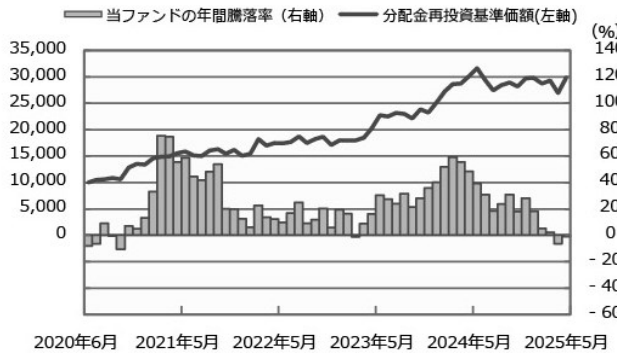
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

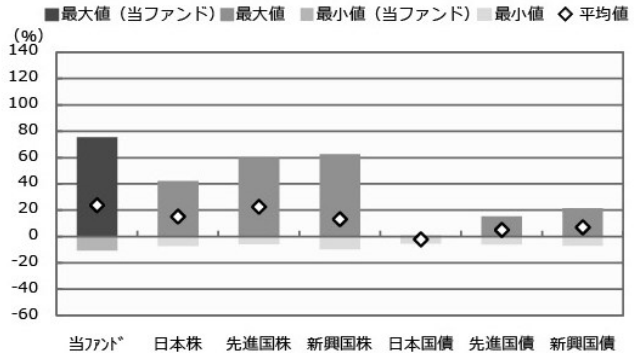
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

資源国通貨コース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 10.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	23.7	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

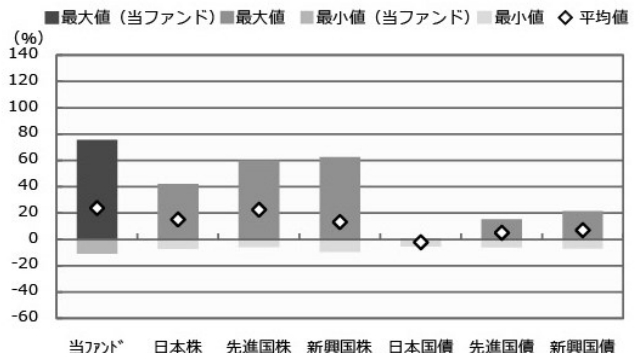
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

資源国通貨コース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 10.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	23.7	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

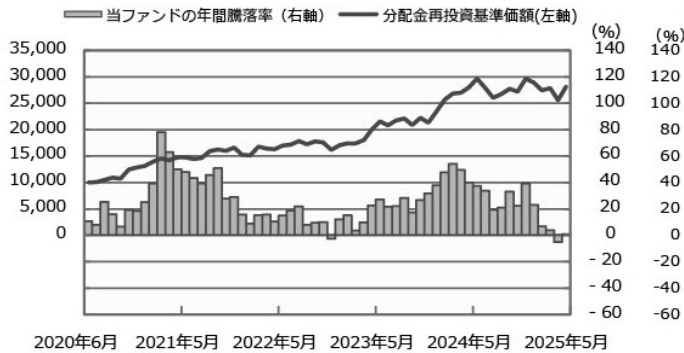
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

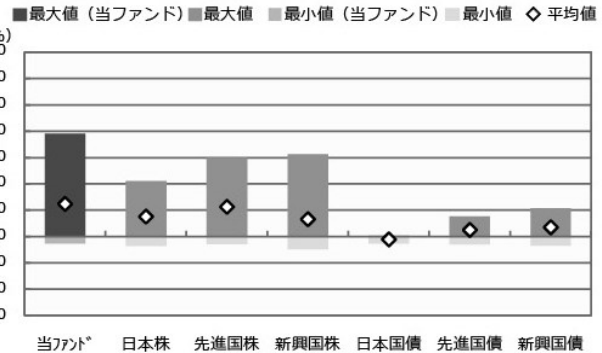
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

アジア通貨コース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	78.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.9	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

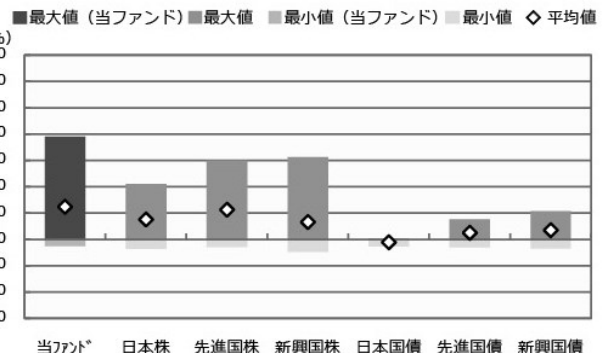
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

アジア通貨コース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	78.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.8	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

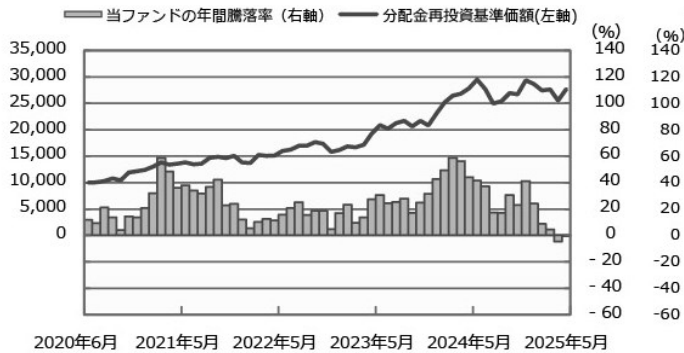
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

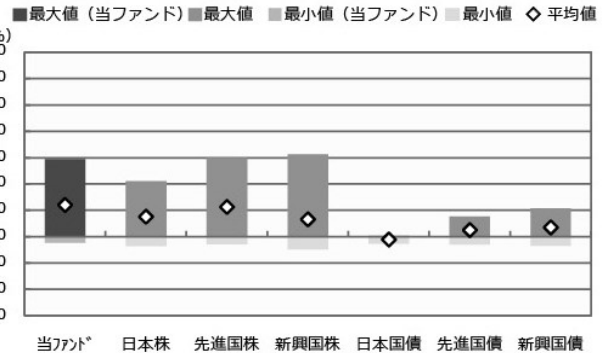
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米ドルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	58.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.1	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

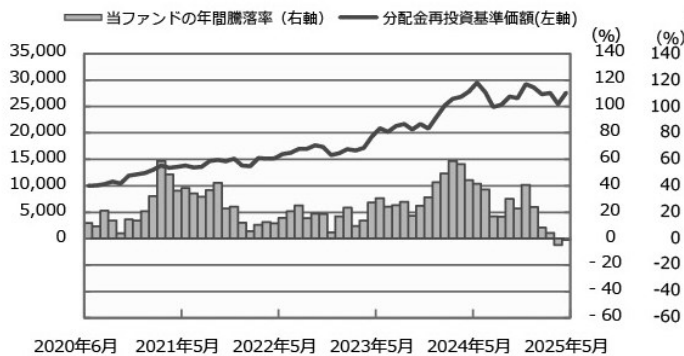
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

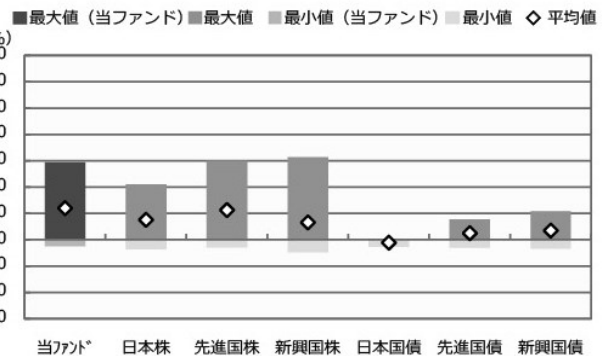
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	58.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	24.1	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.968%(税抜年0.88%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.15%	年0.70%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考) 投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド※	0.70%

※ 各コース共通

◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、外国投資信託の設立に係る費用は当該外国投資信託が負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状態においてはノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドの各々のコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
1.668%程度

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま
す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公
社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、
別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、
15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益とし
て課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

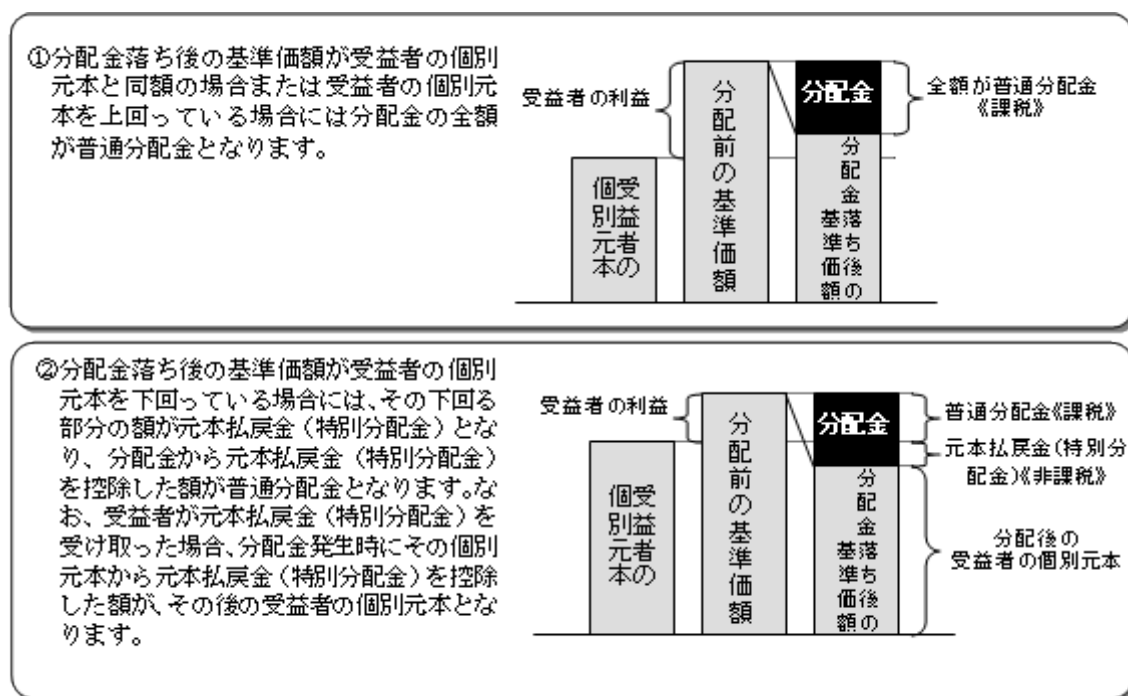
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合
などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*上記は 2025 年 5 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③投資先ファン ドの運用管理費 用の比率	④投資先ファン ドの運用管理費 用以外の比率
円コース（毎月分配型）	1.75	0.96	0.00	0.69	0.10
円コース（年2回決算型）	1.75	0.96	0.00	0.69	0.10
豪ドルコース（毎月分配型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
豪ドルコース（年2回決算型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
ブラジルリアルコース（毎月分配型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
ブラジルリアルコース（年2回決算型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
トルコリラコース（毎月分配型）	1.74	0.96	0.00	0.69	0.09
トルコリラコース（年2回決算型）	1.74	0.96	0.00	0.69	0.09
資源国通貨コース（毎月分配型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
資源国通貨コース（年2回決算型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
アジア通貨コース（毎月分配型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
アジア通貨コース（年2回決算型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
米ドルコース（毎月分配型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11
米ドルコース（年2回決算型）	1.76	0.96	0.00	0.69	0.11

(2024年10月23日～2025年4月22日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2025年5月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	4,435,865,588	98.76
親投資信託受益証券	日本	1,004,717	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	54,283,497	1.20
合計（純資産総額）		4,491,153,802	100.00

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	4,893,740,610	98.89
親投資信託受益証券	日本	1,004,716	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	53,904,873	1.08
合計（純資産総額）		4,948,650,199	100.00

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	14,274,526,464	98.78
親投資信託受益証券	日本	1,004,716	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	174,513,136	1.20
合計（純資産総額）		14,450,044,316	100.00

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	3,733,905,120	98.84
親投資信託受益証券	日本	1,004,716	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	42,633,163	1.12
合計（純資産総額）		3,777,542,999	100.00

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	34,134,794,796	98.85
親投資信託受益証券	日本	1,004,716	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	394,447,732	1.14
合計（純資産総額）		34,530,247,244	100.00

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	4,029,524,121	98.86
親投資信託受益証券	日本	1,004,716	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	45,249,366	1.11

合計（純資産総額）	4, 075, 778, 203	100. 00

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2, 505, 762, 180	98. 76
親投資信託受益証券	日本	1, 004, 715	0. 03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	30, 357, 527	1. 19
合計（純資産総額）		2, 537, 124, 422	100. 00

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	1, 155, 840, 339	98. 79
親投資信託受益証券	日本	1, 004, 716	0. 08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13, 129, 644	1. 12
合計（純資産総額）		1, 169, 974, 699	100. 00

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2, 958, 211, 698	98. 76
親投資信託受益証券	日本	1, 004, 717	0. 03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	35, 881, 391	1. 19
合計（純資産総額）		2, 995, 097, 806	100. 00

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	3, 149, 723, 868	98. 84
親投資信託受益証券	日本	1, 004, 717	0. 03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	35, 810, 293	1. 12
合計（純資産総額）		3, 186, 538, 878	100. 00

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	1, 764, 429, 344	98. 73
親投資信託受益証券	日本	1, 004, 717	0. 05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	21, 533, 429	1. 20
合計（純資産総額）		1, 786, 967, 490	100. 00

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	749, 832, 896	98. 77

親投資信託受益証券	日本	1, 004, 717	0. 13
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8, 294, 622	1. 09
合計（純資産総額）		759, 132, 235	100. 00

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	17, 176, 250, 910	98. 88
親投資信託受益証券	日本	10, 029	0. 00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	194, 370, 781	1. 11
合計（純資産総額）		17, 370, 631, 720	100. 00

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	17, 939, 731, 775	98. 54
親投資信託受益証券	日本	10, 029	0. 00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	265, 327, 392	1. 45
合計（純資産総額）		18, 205, 069, 196	100. 00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3, 698, 246, 402	100. 00
合計（純資産総額）		3, 698, 246, 402	100. 00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース	152, 866	28, 323	4, 329, 750, 726	29, 018	4, 435, 865, 588	98. 76
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982, 609	1. 0223	1, 004, 521	1. 0225	1, 004, 717	0. 02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98. 76
親投資信託受益証券	0. 02
合 計	98. 79

野村日本ブランド株投資（円コース）年２回決算型

順	国／	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資

位	地域				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース	168,645	25,600	4,317,354,633	29,018	4,893,740,610	98.89
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0219	1,004,127	1.0225	1,004,716	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.89
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.91

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース	765,144	18,185	13,914,327,023	18,656	14,274,526,464	98.78
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0223	1,004,520	1.0225	1,004,716	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.78
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.79

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース	200,145	16,109	3,224,168,589	18,656	3,733,905,120	98.84
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0219	1,004,127	1.0225	1,004,716	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.84
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.87

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース	3,638,716	9,076	33,027,187,496	9,381	34,134,794,796	98.85
2	日本	親投資信託	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0223	1,004,520	1.0225	1,004,716	0.00

		受益証券							

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.85
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.85

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース	429,541	7,812	3,355,721,636	9,381	4,029,524,121	98.86
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0219	1,004,127	1.0225	1,004,716	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.86
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.88

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース	436,620	5,572	2,433,242,544	5,739	2,505,762,180	98.76
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,607	1.0223	1,004,519	1.0225	1,004,715	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.76
親投資信託受益証券	0.03
合 計	98.80

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドートルコリラコース	201,401	4,891	985,134,114	5,739	1,155,840,339	98.79
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0219	1,004,127	1.0225	1,004,716	0.08

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.79

親投資信託受益証券	0.08
合 計	98.87

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース	205,517	13,995	2,876,271,097	14,394	2,958,211,698	98.76
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0223	1,004,521	1.0225	1,004,717	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.76
親投資信託受益証券	0.03
合 計	98.80

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース	218,822	12,122	2,652,693,934	14,394	3,149,723,868	98.84
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0219	1,004,128	1.0225	1,004,717	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.84
親投資信託受益証券	0.03
合 計	98.87

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース	55,166	31,019	1,711,242,122	31,984	1,764,429,344	98.73
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0223	1,004,521	1.0225	1,004,717	0.05

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.73
親投資信託受益証券	0.05
合 計	98.79

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース	23,444	27,358	641,380,952	31,984	749,832,896	98.77
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0219	1,004,128	1.0225	1,004,717	0.13

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.77
親投資信託受益証券	0.13
合 計	98.90

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース	510,666	32,737	16,718,119,782	33,635	17,176,250,910	98.88
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	9,809	1.0223	10,027	1.0225	10,029	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.88
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.88

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース	533,365	29,301	15,628,127,865	33,635	17,939,731,775	98.54
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	9,809	1.0219	10,023	1.0225	10,029	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.54
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.54

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13 特定期間	(2015年10月22日)	6,609	6,613	1.7129	1.7139
第14 特定期間	(2016年4月22日)	5,814	5,818	1.5951	1.5961
第15 特定期間	(2016年10月24日)	5,302	5,305	1.5933	1.5943
第16 特定期間	(2017年4月24日)	5,267	5,271	1.7080	1.7090
第17 特定期間	(2017年10月23日)	4,705	4,707	1.9846	1.9856
第18 特定期間	(2018年4月23日)	4,502	4,504	2.0349	2.0359
第19 特定期間	(2018年10月22日)	4,099	4,101	1.9576	1.9586
第20 特定期間	(2019年4月22日)	3,804	3,806	1.8812	1.8822
第21 特定期間	(2019年10月23日)	3,430	3,432	1.9134	1.9144
第22 特定期間	(2020年4月22日)	2,586	2,587	1.7404	1.7414
第23 特定期間	(2020年10月22日)	3,017	3,019	2.1276	2.1286
第24 特定期間	(2021年4月22日)	3,490	3,491	2.5574	2.5584
第25 特定期間	(2021年10月22日)	3,717	3,718	2.7057	2.7067
第26 特定期間	(2022年4月22日)	3,605	3,606	2.5678	2.5688
第27 特定期間	(2022年10月24日)	3,431	3,432	2.4404	2.4414
第28 特定期間	(2023年4月24日)	3,618	3,619	2.6042	2.6052
第29 特定期間	(2023年10月23日)	3,900	3,902	2.7785	2.7795
第30 特定期間	(2024年4月22日)	4,377	4,378	3.2256	3.2266
第31 特定期間	(2024年10月22日)	4,374	4,376	3.3208	3.3218
第32 特定期間	(2025年4月22日)	3,982	3,983	3.1527	3.1537
2024年5月末日		4,605	—	3.4034	—
6月末日		4,750	—	3.5197	—
7月末日		4,600	—	3.4151	—

8 月末日	4, 383	—	3. 3262	—
9 月末日	4, 492	—	3. 4068	—
10 月末日	4, 406	—	3. 3647	—
11 月末日	4, 370	—	3. 3450	—
12 月末日	4, 543	—	3. 5314	—
2025 年 1 月末日	4, 490	—	3. 5047	—
2 月末日	4, 385	—	3. 4418	—
3 月末日	4, 367	—	3. 4435	—
4 月末日	4, 179	—	3. 3083	—
5 月末日	4, 491	—	3. 5702	—

野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 計算期間	(2015 年 10 月 22 日)	8, 253	8, 258	1. 8536	1. 8546
第 14 計算期間	(2016 年 4 月 22 日)	7, 851	7, 855	1. 7293	1. 7303
第 15 計算期間	(2016 年 10 月 24 日)	7, 304	7, 308	1. 7342	1. 7352
第 16 計算期間	(2017 年 4 月 24 日)	7, 846	7, 851	1. 8654	1. 8664
第 17 計算期間	(2017 年 10 月 23 日)	6, 195	6, 198	2. 1741	2. 1751
第 18 計算期間	(2018 年 4 月 23 日)	6, 612	6, 615	2. 2364	2. 2374
第 19 計算期間	(2018 年 10 月 22 日)	5, 873	5, 876	2. 1580	2. 1590
第 20 計算期間	(2019 年 4 月 22 日)	5, 554	5, 557	2. 0803	2. 0813
第 21 計算期間	(2019 年 10 月 23 日)	4, 889	4, 891	2. 1227	2. 1237
第 22 計算期間	(2020 年 4 月 22 日)	3, 751	3, 753	1. 9361	1. 9371
第 23 計算期間	(2020 年 10 月 22 日)	4, 245	4, 247	2. 3731	2. 3741
第 24 計算期間	(2021 年 4 月 22 日)	4, 333	4, 334	2. 8593	2. 8603
第 25 計算期間	(2021 年 10 月 22 日)	4, 674	4, 676	3. 0312	3. 0322
第 26 計算期間	(2022 年 4 月 22 日)	4, 375	4, 376	2. 8804	2. 8814
第 27 計算期間	(2022 年 10 月 24 日)	4, 222	4, 224	2. 7425	2. 7435
第 28 計算期間	(2023 年 4 月 24 日)	4, 527	4, 529	2. 9326	2. 9336
第 29 計算期間	(2023 年 10 月 23 日)	4, 474	4, 476	3. 1354	3. 1364
第 30 計算期間	(2024 年 4 月 22 日)	4, 953	4, 954	3. 6486	3. 6496
第 31 計算期間	(2024 年 10 月 22 日)	4, 981	4, 982	3. 7488	3. 7498
第 32 計算期間	(2025 年 4 月 22 日)	4, 385	4, 387	3. 5653	3. 5663
2024 年 5 月末日		5, 252	—	3. 8500	—
6 月末日		5, 391	—	3. 9832	—
7 月末日		5, 174	—	3. 8646	—
8 月末日		5, 128	—	3. 7518	—

9 月末日	5, 208	—	3. 8462	—
10 月末日	5, 063	—	3. 7974	—
11 月末日	4, 943	—	3. 7763	—
12 月末日	5, 013	—	3. 9890	—
2025 年 1 月末日	4, 950	—	3. 9606	—
2 月末日	4, 834	—	3. 8899	—
3 月末日	4, 760	—	3. 8928	—
4 月末日	4, 600	—	3. 7417	—
5 月末日	4, 948	—	4. 0393	—

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 特定期間	(2015 年 10 月 22 日)	42, 483	42, 704	1. 5401	1. 5481
第 14 特定期間	(2016 年 4 月 22 日)	38, 266	38, 490	1. 3673	1. 3753
第 15 特定期間	(2016 年 10 月 24 日)	32, 440	32, 598	1. 2361	1. 2421
第 16 特定期間	(2017 年 4 月 24 日)	27, 480	27, 602	1. 3474	1. 3534
第 17 特定期間	(2017 年 10 月 23 日)	26, 722	26, 818	1. 6679	1. 6739
第 18 特定期間	(2018 年 4 月 23 日)	23, 239	23, 328	1. 5673	1. 5733
第 19 特定期間	(2018 年 10 月 22 日)	19, 646	19, 729	1. 4354	1. 4414
第 20 特定期間	(2019 年 4 月 22 日)	17, 097	17, 172	1. 3618	1. 3678
第 21 特定期間	(2019 年 10 月 23 日)	13, 945	14, 011	1. 2639	1. 2699
第 22 特定期間	(2020 年 4 月 22 日)	9, 525	9, 582	0. 9942	1. 0002
第 23 特定期間	(2020 年 10 月 22 日)	11, 496	11, 550	1. 2949	1. 3009
第 24 特定期間	(2021 年 4 月 22 日)	13, 601	13, 649	1. 7005	1. 7065
第 25 特定期間	(2021 年 10 月 22 日)	13, 833	13, 879	1. 7995	1. 8055
第 26 特定期間	(2022 年 4 月 22 日)	13, 820	13, 865	1. 8597	1. 8657
第 27 特定期間	(2022 年 10 月 24 日)	12, 512	12, 555	1. 7278	1. 7338
第 28 特定期間	(2023 年 4 月 24 日)	12, 307	12, 350	1. 7419	1. 7479
第 29 特定期間	(2023 年 10 月 23 日)	13, 261	13, 302	1. 9584	1. 9644
第 30 特定期間	(2024 年 4 月 22 日)	15, 447	15, 486	2. 3945	2. 4005
第 31 特定期間	(2024 年 10 月 22 日)	15, 073	15, 110	2. 4520	2. 4580
第 32 特定期間	(2025 年 4 月 22 日)	12, 533	12, 569	2. 1228	2. 1288
2024 年 5 月末日		16, 888	—	2. 6449	—
6 月末日		17, 815	—	2. 8170	—
7 月末日		16, 170	—	2. 5796	—
8 月末日		14, 961	—	2. 4112	—
9 月末日		15, 290	—	2. 4717	—

10 月末日	15, 321	—	2. 4957	—
11 月末日	14, 843	—	2. 4322	—
12 月末日	15, 599	—	2. 5640	—
2025 年 1 月末日	15, 042	—	2. 5047	—
2 月末日	14, 413	—	2. 4131	—
3 月末日	14, 410	—	2. 4257	—
4 月末日	13, 240	—	2. 2500	—
5 月末日	14, 450	—	2. 4561	—

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 計算期間	(2015 年 10 月 22 日)	11, 442	11, 446	2. 5280	2. 5290
第 14 計算期間	(2016 年 4 月 22 日)	10, 996	11, 001	2. 3174	2. 3184
第 15 計算期間	(2016 年 10 月 24 日)	9, 877	9, 881	2. 1746	2. 1756
第 16 計算期間	(2017 年 4 月 24 日)	6, 564	6, 566	2. 4290	2. 4300
第 17 計算期間	(2017 年 10 月 23 日)	6, 240	6, 242	3. 0787	3. 0797
第 18 計算期間	(2018 年 4 月 23 日)	6, 601	6, 604	2. 9518	2. 9528
第 19 計算期間	(2018 年 10 月 22 日)	5, 519	5, 521	2. 7672	2. 7682
第 20 計算期間	(2019 年 4 月 22 日)	4, 955	4, 957	2. 7001	2. 7011
第 21 計算期間	(2019 年 10 月 23 日)	4, 120	4, 122	2. 5819	2. 5829
第 22 計算期間	(2020 年 4 月 22 日)	2, 861	2, 863	2. 0914	2. 0924
第 23 計算期間	(2020 年 10 月 22 日)	3, 350	3, 351	2. 8040	2. 8050
第 24 計算期間	(2021 年 4 月 22 日)	3, 703	3, 704	3. 7633	3. 7643
第 25 計算期間	(2021 年 10 月 22 日)	3, 684	3, 685	4. 0668	4. 0678
第 26 計算期間	(2022 年 4 月 22 日)	3, 681	3, 682	4. 2927	4. 2937
第 27 計算期間	(2022 年 10 月 24 日)	3, 332	3, 332	4. 0705	4. 0715
第 28 計算期間	(2023 年 4 月 24 日)	3, 252	3, 253	4. 1894	4. 1904
第 29 計算期間	(2023 年 10 月 23 日)	3, 476	3, 477	4. 7945	4. 7955
第 30 計算期間	(2024 年 4 月 22 日)	4, 224	4, 225	5. 9580	5. 9590
第 31 計算期間	(2024 年 10 月 22 日)	3, 813	3, 814	6. 1820	6. 1830
第 32 計算期間	(2025 年 4 月 22 日)	3, 282	3, 282	5. 4304	5. 4314
2024 年 5 月末日		4, 643	—	6. 5945	—
6 月末日		4, 923	—	7. 0386	—
7 月末日		4, 341	—	6. 4538	—
8 月末日		3, 961	—	6. 0480	—
9 月末日		4, 037	—	6. 2179	—
10 月末日		3, 879	—	6. 2918	—

11 月末日	3,759	—	6.1477	—
12 月末日	3,971	—	6.4951	—
2025 年 1 月末日	3,866	—	6.3590	—
2 月末日	3,713	—	6.1415	—
3 月末日	3,742	—	6.1922	—
4 月末日	3,468	—	5.7539	—
5 月末日	3,777	—	6.2975	—

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 特定期間	(2015 年 10 月 22 日)	133,031	134,795	0.7545	0.7645
第 14 特定期間	(2016 年 4 月 22 日)	117,456	119,164	0.6876	0.6976
第 15 特定期間	(2016 年 10 月 24 日)	114,544	115,675	0.7091	0.7161
第 16 特定期間	(2017 年 4 月 24 日)	108,618	109,568	0.8002	0.8072
第 17 特定期間	(2017 年 10 月 23 日)	103,275	104,036	0.9502	0.9572
第 18 特定期間	(2018 年 4 月 23 日)	89,746	90,481	0.8551	0.8621
第 19 特定期間	(2018 年 10 月 22 日)	71,294	71,946	0.7656	0.7726
第 20 特定期間	(2019 年 4 月 22 日)	59,998	60,622	0.6726	0.6796
第 21 特定期間	(2019 年 10 月 23 日)	49,616	50,189	0.6064	0.6134
第 22 特定期間	(2020 年 4 月 22 日)	28,167	28,450	0.3992	0.4032
第 23 特定期間	(2020 年 10 月 22 日)	26,512	26,572	0.4471	0.4481
第 24 特定期間	(2021 年 4 月 22 日)	27,280	27,330	0.5524	0.5534
第 25 特定期間	(2021 年 10 月 22 日)	27,241	27,285	0.6207	0.6217
第 26 特定期間	(2022 年 4 月 22 日)	32,612	32,652	0.8240	0.8250
第 27 特定期間	(2022 年 10 月 24 日)	31,467	31,503	0.8604	0.8614
第 28 特定期間	(2023 年 4 月 24 日)	30,671	30,705	0.8891	0.8901
第 29 特定期間	(2023 年 10 月 23 日)	33,644	33,675	1.0983	1.0993
第 30 特定期間	(2024 年 4 月 22 日)	37,938	37,967	1.3224	1.3234
第 31 特定期間	(2024 年 10 月 22 日)	33,638	33,665	1.2514	1.2524
第 32 特定期間	(2025 年 4 月 22 日)	29,048	29,073	1.1487	1.1497
2024 年 5 月末日		40,662	—	1.4375	—
6 月末日		40,335	—	1.4440	—
7 月末日		36,525	—	1.3313	—
8 月末日		33,383	—	1.2251	—
9 月末日		34,498	—	1.2763	—
10 月末日		34,220	—	1.2796	—
11 月末日		33,188	—	1.2584	—

12 月末日	34, 225	—	1. 3104	—
2025 年 1 月末日	34, 806	—	1. 3510	—
2 月末日	33, 617	—	1. 3121	—
3 月末日	34, 100	—	1. 3395	—
4 月末日	31, 682	—	1. 2544	—
5 月末日	34, 530	—	1. 3773	—

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 計算期間 (2015 年 10 月 22 日)	14, 018	14, 026	1. 8192	1. 8202
第 14 計算期間 (2016 年 4 月 22 日)	13, 844	13, 852	1. 8088	1. 8098
第 15 計算期間 (2016 年 10 月 24 日)	13, 987	13, 994	2. 0339	2. 0349
第 16 計算期間 (2017 年 4 月 24 日)	11, 643	11, 648	2. 4187	2. 4197
第 17 計算期間 (2017 年 10 月 23 日)	9, 752	9, 755	3. 0119	3. 0129
第 18 計算期間 (2018 年 4 月 23 日)	8, 303	8, 306	2. 8359	2. 8369
第 19 計算期間 (2018 年 10 月 22 日)	6, 836	6, 838	2. 6817	2. 6827
第 20 計算期間 (2019 年 4 月 22 日)	5, 934	5, 936	2. 5045	2. 5055
第 21 計算期間 (2019 年 10 月 23 日)	4, 863	4, 865	2. 4197	2. 4207
第 22 計算期間 (2020 年 4 月 22 日)	2, 655	2, 656	1. 6635	1. 6645
第 23 計算期間 (2020 年 10 月 22 日)	2, 615	2, 616	1. 9207	1. 9217
第 24 計算期間 (2021 年 4 月 22 日)	2, 792	2, 794	2. 3988	2. 3998
第 25 計算期間 (2021 年 10 月 22 日)	2, 986	2, 987	2. 7201	2. 7211
第 26 計算期間 (2022 年 4 月 22 日)	3, 692	3, 693	3. 6427	3. 6437
第 27 計算期間 (2022 年 10 月 24 日)	3, 471	3, 472	3. 8311	3. 8321
第 28 計算期間 (2023 年 4 月 24 日)	3, 347	3, 348	3. 9879	3. 9889
第 29 計算期間 (2023 年 10 月 23 日)	3, 864	3, 864	4. 9499	4. 9509
第 30 計算期間 (2024 年 4 月 22 日)	4, 446	4, 447	5. 9914	5. 9924
第 31 計算期間 (2024 年 10 月 22 日)	3, 907	3, 907	5. 7004	5. 7014
第 32 計算期間 (2025 年 4 月 22 日)	3, 400	3, 401	5. 2618	5. 2628
2024 年 5 月末日	4, 647	—	6. 5156	—
6 月末日	4, 637	—	6. 5505	—
7 月末日	4, 195	—	6. 0442	—
8 月末日	3, 850	—	5. 5742	—
9 月末日	4, 005	—	5. 8112	—
10 月末日	3, 994	—	5. 8286	—
11 月末日	3, 874	—	5. 7378	—
12 月末日	3, 984	—	5. 9793	—

2025 年 1 月末日	4, 023	—	6. 1675	—
2 月末日	3, 892	—	5. 9941	—
3 月末日	3, 959	—	6. 1267	—
4 月末日	3, 714	—	5. 7467	—
5 月末日	4, 075	—	6. 3139	—

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 特定期間 (2015 年 10 月 22 日)	33, 983	34, 234	0. 9496	0. 9566
第 14 特定期間 (2016 年 4 月 22 日)	26, 695	26, 920	0. 8296	0. 8366
第 15 特定期間 (2016 年 10 月 24 日)	17, 504	17, 626	0. 7148	0. 7198
第 16 特定期間 (2017 年 4 月 24 日)	12, 334	12, 424	0. 6873	0. 6923
第 17 特定期間 (2017 年 10 月 23 日)	14, 994	15, 084	0. 8364	0. 8414
第 18 特定期間 (2018 年 4 月 23 日)	14, 073	14, 166	0. 7568	0. 7618
第 19 特定期間 (2018 年 10 月 22 日)	9, 324	9, 405	0. 5812	0. 5862
第 20 特定期間 (2019 年 4 月 22 日)	8, 908	8, 985	0. 5755	0. 5805
第 21 特定期間 (2019 年 10 月 23 日)	7, 820	7, 886	0. 5988	0. 6038
第 22 特定期間 (2020 年 4 月 22 日)	4, 685	4, 726	0. 4565	0. 4605
第 23 特定期間 (2020 年 10 月 22 日)	4, 340	4, 357	0. 5071	0. 5091
第 24 特定期間 (2021 年 4 月 22 日)	4, 251	4, 264	0. 6385	0. 6405
第 25 特定期間 (2021 年 10 月 22 日)	4, 074	4, 086	0. 6752	0. 6772
第 26 特定期間 (2022 年 4 月 22 日)	2, 577	2, 588	0. 4972	0. 4992
第 27 特定期間 (2022 年 10 月 24 日)	2, 538	2, 547	0. 5305	0. 5325
第 28 特定期間 (2023 年 4 月 24 日)	2, 427	2, 436	0. 5390	0. 5410
第 29 特定期間 (2023 年 10 月 23 日)	2, 179	2, 187	0. 5618	0. 5638
第 30 特定期間 (2024 年 4 月 22 日)	2, 292	2, 298	0. 6962	0. 6982
第 31 特定期間 (2024 年 10 月 22 日)	2, 381	2, 387	0. 8002	0. 8022
第 32 特定期間 (2025 年 4 月 22 日)	2, 176	2, 181	0. 7681	0. 7701
2024 年 5 月末日	2, 528	—	0. 7914	—
6 月末日	2, 620	—	0. 8386	—
7 月末日	2, 486	—	0. 8121	—
8 月末日	2, 237	—	0. 7331	—
9 月末日	2, 324	—	0. 7680	—
10 月末日	2, 474	—	0. 8330	—
11 月末日	2, 448	—	0. 8341	—
12 月末日	2, 680	—	0. 9286	—
2025 年 1 月末日	2, 656	—	0. 9211	—

2 月末日	2, 514	—	0. 8846	—
3 月末日	2, 460	—	0. 8670	—
4 月末日	2, 311	—	0. 8160	—
5 月末日	2, 537	—	0. 9013	—

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 計算期間	(2015 年 10 月 22 日)	6, 404	6, 407	1. 7480	1. 7490
第 14 計算期間	(2016 年 4 月 22 日)	5, 112	5, 115	1. 6029	1. 6039
第 15 計算期間	(2016 年 10 月 24 日)	3, 578	3, 581	1. 4594	1. 4604
第 16 計算期間	(2017 年 4 月 24 日)	2, 888	2, 890	1. 4618	1. 4628
第 17 計算期間	(2017 年 10 月 23 日)	3, 417	3, 419	1. 8473	1. 8483
第 18 計算期間	(2018 年 4 月 23 日)	3, 384	3, 386	1. 7281	1. 7291
第 19 計算期間	(2018 年 10 月 22 日)	2, 407	2, 408	1. 3938	1. 3948
第 20 計算期間	(2019 年 4 月 22 日)	2, 391	2, 393	1. 4473	1. 4483
第 21 計算期間	(2019 年 10 月 23 日)	2, 277	2, 278	1. 5893	1. 5903
第 22 計算期間	(2020 年 4 月 22 日)	1, 398	1, 399	1. 2625	1. 2635
第 23 計算期間	(2020 年 10 月 22 日)	1, 374	1, 375	1. 4511	1. 4521
第 24 計算期間	(2021 年 4 月 22 日)	1, 291	1, 292	1. 8602	1. 8612
第 25 計算期間	(2021 年 10 月 22 日)	1, 224	1, 224	2. 0023	2. 0033
第 26 計算期間	(2022 年 4 月 22 日)	808	808	1. 5012	1. 5022
第 27 計算期間	(2022 年 10 月 24 日)	864	864	1. 6416	1. 6426
第 28 計算期間	(2023 年 4 月 24 日)	816	816	1. 7071	1. 7081
第 29 計算期間	(2023 年 10 月 23 日)	745	746	1. 8158	1. 8168
第 30 計算期間	(2024 年 4 月 22 日)	696	697	2. 2922	2. 2932
第 31 計算期間	(2024 年 10 月 22 日)	850	851	2. 6785	2. 6795
第 32 計算期間	(2025 年 4 月 22 日)	1, 000	1, 001	2. 6151	2. 6161
2024 年 5 月末日		785	—	2. 6112	—
6 月末日		841	—	2. 7727	—
7 月末日		858	—	2. 6896	—
8 月末日		780	—	2. 4403	—
9 月末日		815	—	2. 5651	—
10 月末日		873	—	2. 7882	—
11 月末日		872	—	2. 7978	—
12 月末日		966	—	3. 1213	—
2025 年 1 月末日		1, 010	—	3. 1064	—
2 月末日		1, 148	—	2. 9982	—

3 月末日	1, 129	—	2. 9454	—
4 月末日	1, 063	—	2. 7774	—
5 月末日	1, 169	—	3. 0742	—

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間 (2015 年 10 月 22 日)	8, 388	8, 437	1. 0262	1. 0322
第 11 特定期間 (2016 年 4 月 22 日)	6, 928	6, 974	0. 9012	0. 9072
第 12 特定期間 (2016 年 10 月 24 日)	5, 923	5, 963	0. 8812	0. 8872
第 13 特定期間 (2017 年 4 月 24 日)	5, 308	5, 340	1. 0041	1. 0101
第 14 特定期間 (2017 年 10 月 23 日)	4, 296	4, 318	1. 2068	1. 2128
第 15 特定期間 (2018 年 4 月 23 日)	4, 198	4, 219	1. 1875	1. 1935
第 16 特定期間 (2018 年 10 月 22 日)	3, 421	3, 440	1. 0602	1. 0662
第 17 特定期間 (2019 年 4 月 22 日)	3, 035	3, 053	0. 9941	1. 0001
第 18 特定期間 (2019 年 10 月 23 日)	2, 579	2, 596	0. 9189	0. 9249
第 19 特定期間 (2020 年 4 月 22 日)	1, 635	1, 645	0. 6567	0. 6607
第 20 特定期間 (2020 年 10 月 22 日)	1, 882	1, 887	0. 8326	0. 8346
第 21 特定期間 (2021 年 4 月 22 日)	2, 109	2, 113	1. 1045	1. 1065
第 22 特定期間 (2021 年 10 月 22 日)	2, 240	2, 244	1. 2168	1. 2188
第 23 特定期間 (2022 年 4 月 22 日)	2, 428	2, 432	1. 3736	1. 3756
第 24 特定期間 (2022 年 10 月 24 日)	2, 242	2, 245	1. 3390	1. 3410
第 25 特定期間 (2023 年 4 月 24 日)	2, 209	2, 212	1. 3609	1. 3629
第 26 特定期間 (2023 年 10 月 23 日)	2, 449	2, 452	1. 6084	1. 6104
第 27 特定期間 (2024 年 4 月 22 日)	2, 893	2, 896	1. 9622	1. 9642
第 28 特定期間 (2024 年 10 月 22 日)	2, 954	2, 957	2. 0149	2. 0169
第 29 特定期間 (2025 年 4 月 22 日)	2, 555	2, 557	1. 7847	1. 7867
2024 年 5 月末日	3, 180	—	2. 1603	—
6 月末日	3, 334	—	2. 2681	—
7 月末日	3, 079	—	2. 1046	—
8 月末日	2, 892	—	1. 9630	—
9 月末日	2, 991	—	2. 0342	—
10 月末日	3, 030	—	2. 0672	—
11 月末日	2, 918	—	2. 0096	—
12 月末日	3, 072	—	2. 1174	—
2025 年 1 月末日	3, 071	—	2. 1204	—
2 月末日	2, 953	—	2. 0440	—
3 月末日	2, 989	—	2. 0823	—

4 月末日	2,738	—	1.9135	—
5 月末日	2,995	—	2.1160	—

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2015 年 10 月 22 日)	2,739	2,740	1.4991	1.5001
第 11 計算期間	(2016 年 4 月 22 日)	2,521	2,523	1.3718	1.3728
第 12 計算期間	(2016 年 10 月 24 日)	2,312	2,313	1.4019	1.4029
第 13 計算期間	(2017 年 4 月 24 日)	2,197	2,198	1.6529	1.6539
第 14 計算期間	(2017 年 10 月 23 日)	2,532	2,533	2.0512	2.0522
第 15 計算期間	(2018 年 4 月 23 日)	2,452	2,453	2.0774	2.0784
第 16 計算期間	(2018 年 10 月 22 日)	2,184	2,185	1.9153	1.9163
第 17 計算期間	(2019 年 4 月 22 日)	2,163	2,164	1.8602	1.8612
第 18 計算期間	(2019 年 10 月 23 日)	1,916	1,917	1.7903	1.7913
第 19 計算期間	(2020 年 4 月 22 日)	1,360	1,361	1.3141	1.3151
第 20 計算期間	(2020 年 10 月 22 日)	1,653	1,654	1.7041	1.7051
第 21 計算期間	(2021 年 4 月 22 日)	2,078	2,079	2.2863	2.2873
第 22 計算期間	(2021 年 10 月 22 日)	2,180	2,181	2.5450	2.5460
第 23 計算期間	(2022 年 4 月 22 日)	2,466	2,467	2.9010	2.9020
第 24 計算期間	(2022 年 10 月 24 日)	2,414	2,415	2.8542	2.8552
第 25 計算期間	(2023 年 4 月 24 日)	2,386	2,387	2.9266	2.9276
第 26 計算期間	(2023 年 10 月 23 日)	2,807	2,808	3.4828	3.4838
第 27 計算期間	(2024 年 4 月 22 日)	3,386	3,386	4.2762	4.2772
第 28 計算期間	(2024 年 10 月 22 日)	3,089	3,089	4.4154	4.4164
第 29 計算期間	(2025 年 4 月 22 日)	2,694	2,695	3.9334	3.9344
2024 年 5 月末日		3,696	—	4.7130	—
6 月末日		3,884	—	4.9526	—
7 月末日		3,583	—	4.5982	—
8 月末日		3,344	—	4.2919	—
9 月末日		3,317	—	4.4543	—
10 月末日		3,169	—	4.5305	—
11 月末日		3,084	—	4.4086	—
12 月末日		3,249	—	4.6492	—
2025 年 1 月末日		3,251	—	4.6600	—
2 月末日		3,113	—	4.4964	—
3 月末日		3,141	—	4.5848	—
4 月末日		2,888	—	4.2161	—

5 月末日	3, 186	—	4. 6677	—

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間 (2015 年 10 月 22 日)	7, 768	7, 793	1. 5930	1. 5980
第 11 特定期間 (2016 年 4 月 22 日)	5, 949	5, 971	1. 3710	1. 3760
第 12 特定期間 (2016 年 10 月 24 日)	4, 683	4, 702	1. 2911	1. 2961
第 13 特定期間 (2017 年 4 月 24 日)	4, 288	4, 303	1. 4570	1. 4620
第 14 特定期間 (2017 年 10 月 23 日)	4, 126	4, 137	1. 7764	1. 7814
第 15 特定期間 (2018 年 4 月 23 日)	3, 331	3, 341	1. 7510	1. 7560
第 16 特定期間 (2018 年 10 月 22 日)	2, 687	2, 695	1. 6339	1. 6389
第 17 特定期間 (2019 年 4 月 22 日)	2, 610	2, 618	1. 6793	1. 6843
第 18 特定期間 (2019 年 10 月 23 日)	2, 205	2, 211	1. 6437	1. 6487
第 19 特定期間 (2020 年 4 月 22 日)	1, 317	1, 322	1. 3962	1. 4012
第 20 特定期間 (2020 年 10 月 22 日)	1, 438	1, 442	1. 7743	1. 7793
第 21 特定期間 (2021 年 4 月 22 日)	1, 502	1, 506	2. 2048	2. 2098
第 22 特定期間 (2021 年 10 月 22 日)	1, 608	1, 611	2. 5257	2. 5307
第 23 特定期間 (2022 年 4 月 22 日)	1, 508	1, 511	2. 6625	2. 6675
第 24 特定期間 (2022 年 10 月 24 日)	1, 518	1, 521	2. 7398	2. 7448
第 25 特定期間 (2023 年 4 月 24 日)	1, 472	1, 474	2. 7498	2. 7548
第 26 特定期間 (2023 年 10 月 23 日)	1, 610	1, 613	3. 2011	3. 2061
第 27 特定期間 (2024 年 4 月 22 日)	1, 886	1, 888	3. 8799	3. 8849
第 28 特定期間 (2024 年 10 月 22 日)	1, 821	1, 823	3. 9953	4. 0003
第 29 特定期間 (2025 年 4 月 22 日)	1, 538	1, 540	3. 5598	3. 5648
2024 年 5 月末日	2, 003	—	4. 1751	—
6 月末日	2, 079	—	4. 4218	—
7 月末日	1, 924	—	4. 1508	—
8 月末日	1, 779	—	3. 8652	—
9 月末日	1, 814	—	3. 9693	—
10 月末日	1, 876	—	4. 1161	—
11 月末日	1, 831	—	4. 0281	—
12 月末日	1, 963	—	4. 3859	—
2025 年 1 月末日	1, 914	—	4. 2730	—
2 月末日	1, 794	—	4. 0457	—
3 月末日	1, 815	—	4. 1055	—
4 月末日	1, 627	—	3. 7656	—
5 月末日	1, 786	—	4. 1474	—

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間 (2015 年 10 月 22 日)	3, 144	3, 146	2. 0904	2. 0914
第 11 計算期間 (2016 年 4 月 22 日)	2, 241	2, 242	1. 8356	1. 8366
第 12 計算期間 (2016 年 10 月 24 日)	1, 869	1, 870	1. 7710	1. 7720
第 13 計算期間 (2017 年 4 月 24 日)	1, 491	1, 492	2. 0377	2. 0387
第 14 計算期間 (2017 年 10 月 23 日)	1, 336	1, 336	2. 5302	2. 5312
第 15 計算期間 (2018 年 4 月 23 日)	1, 252	1, 253	2. 5341	2. 5351
第 16 計算期間 (2018 年 10 月 22 日)	915	915	2. 4049	2. 4059
第 17 計算期間 (2019 年 4 月 22 日)	862	862	2. 5187	2. 5197
第 18 計算期間 (2019 年 10 月 23 日)	771	772	2. 5136	2. 5146
第 19 計算期間 (2020 年 4 月 22 日)	544	544	2. 1736	2. 1746
第 20 計算期間 (2020 年 10 月 22 日)	663	663	2. 8116	2. 8126
第 21 計算期間 (2021 年 4 月 22 日)	634	634	3. 5432	3. 5442
第 22 計算期間 (2021 年 10 月 22 日)	714	714	4. 1100	4. 1110
第 23 計算期間 (2022 年 4 月 22 日)	752	752	4. 3816	4. 3826
第 24 計算期間 (2022 年 10 月 24 日)	781	781	4. 5583	4. 5593
第 25 計算期間 (2023 年 4 月 24 日)	713	713	4. 6264	4. 6274
第 26 計算期間 (2023 年 10 月 23 日)	821	822	5. 4346	5. 4356
第 27 計算期間 (2024 年 4 月 22 日)	964	965	6. 6406	6. 6416
第 28 計算期間 (2024 年 10 月 22 日)	952	952	6. 8867	6. 8877
第 29 計算期間 (2025 年 4 月 22 日)	672	672	6. 1853	6. 1863
2024 年 5 月末日	1, 040	—	7. 1524	—
6 月末日	1, 098	—	7. 5828	—
7 月末日	1, 000	—	7. 1233	—
8 月末日	933	—	6. 6445	—
9 月末日	960	—	6. 8358	—
10 月末日	891	—	7. 0962	—
11 月末日	861	—	6. 9528	—
12 月末日	866	—	7. 5788	—
2025 年 1 月末日	844	—	7. 3920	—
2 月末日	763	—	7. 0078	—
3 月末日	776	—	7. 1215	—
4 月末日	711	—	6. 5434	—
5 月末日	759	—	7. 2163	—

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 4 特定期間	(2015 年 10 月 22 日)	62,989	63,036	1.3340	1.3350
第 5 特定期間	(2016 年 4 月 22 日)	55,052	55,101	1.1274	1.1284
第 6 特定期間	(2016 年 10 月 24 日)	48,310	48,355	1.0693	1.0703
第 7 特定期間	(2017 年 4 月 24 日)	43,755	43,792	1.1996	1.2006
第 8 特定期間	(2017 年 10 月 23 日)	37,146	37,171	1.4517	1.4527
第 9 特定期間	(2018 年 4 月 23 日)	27,784	27,804	1.4190	1.4200
第 10 特定期間	(2018 年 10 月 22 日)	23,290	23,306	1.4372	1.4382
第 11 特定期間	(2019 年 4 月 22 日)	20,171	20,186	1.3877	1.3887
第 12 特定期間	(2019 年 10 月 23 日)	17,307	17,319	1.3822	1.3832
第 13 特定期間	(2020 年 4 月 22 日)	12,295	12,305	1.2448	1.2458
第 14 特定期間	(2020 年 10 月 22 日)	12,511	12,520	1.4903	1.4913
第 15 特定期間	(2021 年 4 月 22 日)	12,363	12,369	1.8402	1.8412
第 16 特定期間	(2021 年 10 月 22 日)	12,941	12,947	2.0491	2.0501
第 17 特定期間	(2022 年 4 月 22 日)	13,189	13,195	2.1695	2.1705
第 18 特定期間	(2022 年 10 月 24 日)	14,315	14,321	2.4637	2.4647
第 19 特定期間	(2023 年 4 月 24 日)	13,364	13,369	2.3877	2.3887
第 20 特定期間	(2023 年 10 月 23 日)	15,503	15,508	2.9025	2.9035
第 21 特定期間	(2024 年 4 月 22 日)	18,146	18,152	3.5621	3.5631
第 22 特定期間	(2024 年 10 月 22 日)	17,142	17,146	3.5844	3.5854
第 23 特定期間	(2025 年 4 月 22 日)	15,209	15,213	3.3242	3.3252
2024 年 5 月末日		19,280	—	3.8374	—
6 月末日		20,055	—	4.0659	—
7 月末日		18,464	—	3.8153	—
8 月末日		16,584	—	3.4404	—
9 月末日		16,866	—	3.5005	—
10 月末日		17,685	—	3.7087	—
11 月末日		17,334	—	3.6710	—
12 月末日		18,979	—	4.0385	—
2025 年 1 月末日		18,385	—	3.9456	—
2 月末日		17,475	—	3.7711	—
3 月末日		17,515	—	3.8026	—
4 月末日		16,110	—	3.5115	—
5 月末日		17,370	—	3.8056	—

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2015年10月22日)	67,280	67,330	1.3529	1.3539
第5計算期間	(2016年4月22日)	63,694	63,750	1.1477	1.1487
第6計算期間	(2016年10月24日)	56,727	56,779	1.0941	1.0951
第7計算期間	(2017年4月24日)	47,798	47,837	1.2317	1.2327
第8計算期間	(2017年10月23日)	39,209	39,235	1.4966	1.4976
第9計算期間	(2018年4月23日)	33,054	33,076	1.4672	1.4682
第10計算期間	(2018年10月22日)	26,998	27,016	1.4909	1.4919
第11計算期間	(2019年4月22日)	23,413	23,429	1.4455	1.4465
第12計算期間	(2019年10月23日)	19,049	19,062	1.4463	1.4473
第13計算期間	(2020年4月22日)	12,910	12,920	1.3069	1.3079
第14計算期間	(2020年10月22日)	12,185	12,193	1.5705	1.5715
第15計算期間	(2021年4月22日)	12,214	12,220	1.9459	1.9469
第16計算期間	(2021年10月22日)	13,277	13,283	2.1729	2.1739
第17計算期間	(2022年4月22日)	14,105	14,111	2.3064	2.3074
第18計算期間	(2022年10月24日)	14,989	14,995	2.6250	2.6260
第19計算期間	(2023年4月24日)	13,942	13,948	2.5492	2.5502
第20計算期間	(2023年10月23日)	16,003	16,009	3.1033	3.1043
第21計算期間	(2024年4月22日)	18,570	18,575	3.8137	3.8147
第22計算期間	(2024年10月22日)	18,892	18,897	3.8325	3.8335
第23計算期間	(2025年4月22日)	16,076	16,081	3.5570	3.5580
2024年5月末日		19,947	—	4.1094	—
6月末日		20,969	—	4.3553	—
7月末日		19,529	—	4.0859	—
8月末日		17,899	—	3.6764	—
9月末日		18,528	—	3.7415	—
10月末日		19,295	—	3.9653	—
11月末日		18,728	—	3.9260	—
12月末日		20,221	—	4.3202	—
2025年1月末日		19,575	—	4.2215	—
2月末日		18,432	—	4.0351	—
3月末日		18,585	—	4.0714	—
4月末日		16,960	—	3.7579	—
5月末日		18,205	—	4.0743	—

②【分配の推移】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0060 円
第14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0060 円
第15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0060 円
第16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0060 円
第17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0060 円
第18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0060 円
第19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0060 円
第20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0060 円
第21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0060 円
第22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0060 円
第23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0060 円
第24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0060 円
第25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0060 円
第26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0060 円
第27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0060 円
第28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0060 円
第29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0060 円
第30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0060 円
第31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0060 円
第32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0060 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0010 円
第14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0010 円
第15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0010 円
第16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0010 円
第17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0010 円
第18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0010 円
第19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0010 円
第20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0010 円
第21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0010 円
第22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0010 円
第23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0010 円
第24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0010 円
第25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0010 円
第26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0010 円
第27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0010 円
第28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0010 円

第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0480 円
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0480 円
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0460 円
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0360 円
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0360 円
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0360 円
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0360 円
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0360 円
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0360 円
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0360 円
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0360 円
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0360 円
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0360 円
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0360 円
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0360 円
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0360 円
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0360 円
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0360 円
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0360 円
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0360 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0010 円

第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0600 円
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0600 円
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0570 円
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0420 円
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0420 円
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0420 円
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0420 円
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0420 円
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0420 円
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0240 円
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0150 円
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0060 円
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0060 円
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0060 円
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0060 円
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0060 円
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0060 円
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0060 円
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0060 円
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0060 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0010 円

第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0420 円
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0420 円
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0400 円
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0300 円
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0300 円
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0300 円
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0300 円
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0240 円
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0180 円
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0120 円
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0120 円
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0120 円
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0120 円
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0120 円
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0120 円
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2015年4月23日～2015年10月22日	0.0010円
第14計算期間	2015年10月23日～2016年4月22日	0.0010円
第15計算期間	2016年4月23日～2016年10月24日	0.0010円
第16計算期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0010円
第17計算期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0010円
第18計算期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0010円
第19計算期間	2018年4月24日～2018年10月22日	0.0010円
第20計算期間	2018年10月23日～2019年4月22日	0.0010円
第21計算期間	2019年4月23日～2019年10月23日	0.0010円
第22計算期間	2019年10月24日～2020年4月22日	0.0010円
第23計算期間	2020年4月23日～2020年10月22日	0.0010円
第24計算期間	2020年10月23日～2021年4月22日	0.0010円
第25計算期間	2021年4月23日～2021年10月22日	0.0010円
第26計算期間	2021年10月23日～2022年4月22日	0.0010円
第27計算期間	2022年4月23日～2022年10月24日	0.0010円
第28計算期間	2022年10月25日～2023年4月24日	0.0010円
第29計算期間	2023年4月25日～2023年10月23日	0.0010円
第30計算期間	2023年10月24日～2024年4月22日	0.0010円
第31計算期間	2024年4月23日～2024年10月22日	0.0010円
第32計算期間	2024年10月23日～2025年4月22日	0.0010円

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第10特定期間	2015年4月23日～2015年10月22日	0.0360円
第11特定期間	2015年10月23日～2016年4月22日	0.0360円
第12特定期間	2016年4月23日～2016年10月24日	0.0360円
第13特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0360円
第14特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0360円
第15特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0360円
第16特定期間	2018年4月24日～2018年10月22日	0.0360円
第17特定期間	2018年10月23日～2019年4月22日	0.0360円
第18特定期間	2019年4月23日～2019年10月23日	0.0360円
第19特定期間	2019年10月24日～2020年4月22日	0.0240円
第20特定期間	2020年4月23日～2020年10月22日	0.0180円
第21特定期間	2020年10月23日～2021年4月22日	0.0120円
第22特定期間	2021年4月23日～2021年10月22日	0.0120円
第23特定期間	2021年10月23日～2022年4月22日	0.0120円

第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0120 円
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0120 円
第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0120 円
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0300 円
第 11 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 12 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0300 円
第 13 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0300 円
第 14 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0300 円
第 15 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0300 円
第 16 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0300 円

第 17 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 18 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 20 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0300 円
第 21 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 22 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0300 円
第 23 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0300 円
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0300 円
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0300 円
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0300 円
第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0300 円
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0300 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金

第4特定期間	2015年4月23日～2015年10月22日	0.0060円
第5特定期間	2015年10月23日～2016年4月22日	0.0060円
第6特定期間	2016年4月23日～2016年10月24日	0.0060円
第7特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0060円
第8特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0060円
第9特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0060円
第10特定期間	2018年4月24日～2018年10月22日	0.0060円
第11特定期間	2018年10月23日～2019年4月22日	0.0060円
第12特定期間	2019年4月23日～2019年10月23日	0.0060円
第13特定期間	2019年10月24日～2020年4月22日	0.0060円
第14特定期間	2020年4月23日～2020年10月22日	0.0060円
第15特定期間	2020年10月23日～2021年4月22日	0.0060円
第16特定期間	2021年4月23日～2021年10月22日	0.0060円
第17特定期間	2021年10月23日～2022年4月22日	0.0060円
第18特定期間	2022年4月23日～2022年10月24日	0.0060円
第19特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	0.0060円
第20特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	0.0060円
第21特定期間	2023年10月24日～2024年4月22日	0.0060円
第22特定期間	2024年4月23日～2024年10月22日	0.0060円
第23特定期間	2024年10月23日～2025年4月22日	0.0060円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2015年4月23日～2015年10月22日	0.0010円
第5計算期間	2015年10月23日～2016年4月22日	0.0010円
第6計算期間	2016年4月23日～2016年10月24日	0.0010円
第7計算期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0010円
第8計算期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0010円
第9計算期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0010円
第10計算期間	2018年4月24日～2018年10月22日	0.0010円
第11計算期間	2018年10月23日～2019年4月22日	0.0010円
第12計算期間	2019年4月23日～2019年10月23日	0.0010円
第13計算期間	2019年10月24日～2020年4月22日	0.0010円
第14計算期間	2020年4月23日～2020年10月22日	0.0010円
第15計算期間	2020年10月23日～2021年4月22日	0.0010円
第16計算期間	2021年4月23日～2021年10月22日	0.0010円
第17計算期間	2021年10月23日～2022年4月22日	0.0010円
第18計算期間	2022年4月23日～2022年10月24日	0.0010円
第19計算期間	2022年10月25日～2023年4月24日	0.0010円
第20計算期間	2023年4月25日～2023年10月23日	0.0010円

第 21 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	0.0010 円

③【収益率の推移】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△5.5%
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△6.5%
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.3%
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	7.6%
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	16.5%
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	2.8%
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△3.5%
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△3.6%
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	2.0%
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△8.7%
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	22.6%
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	20.5%
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	6.0%
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	△4.9%
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	△4.7%
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	7.0%
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	6.9%
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	16.3%
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.1%
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△4.9%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△5.6%
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△6.7%
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	0.3%
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	7.6%
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	16.6%
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	2.9%
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△3.5%

第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△3.6%
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	2.1%
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△8.7%
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	22.6%
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	20.5%
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	6.0%
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	△4.9%
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	△4.8%
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	7.0%
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	6.9%
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	16.4%
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	2.8%
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△4.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△11.2%
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△8.1%
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△6.2%
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	11.9%
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	26.5%
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△3.9%
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△6.1%
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△2.6%
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△4.5%
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△18.5%
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	33.9%
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	34.1%
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	7.9%
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	5.3%
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	△5.2%
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	2.9%
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	14.5%
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	24.1%
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.9%
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△12.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を

乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第13計算期間	2015年4月23日～2015年10月22日	△11.5%
第14計算期間	2015年10月23日～2016年4月22日	△8.3%
第15計算期間	2016年4月23日～2016年10月24日	△6.1%
第16計算期間	2016年10月25日～2017年4月24日	11.7%
第17計算期間	2017年4月25日～2017年10月23日	26.8%
第18計算期間	2017年10月24日～2018年4月23日	△4.1%
第19計算期間	2018年4月24日～2018年10月22日	△6.2%
第20計算期間	2018年10月23日～2019年4月22日	△2.4%
第21計算期間	2019年4月23日～2019年10月23日	△4.3%
第22計算期間	2019年10月24日～2020年4月22日	△19.0%
第23計算期間	2020年4月23日～2020年10月22日	34.1%
第24計算期間	2020年10月23日～2021年4月22日	34.2%
第25計算期間	2021年4月23日～2021年10月22日	8.1%
第26計算期間	2021年10月23日～2022年4月22日	5.6%
第27計算期間	2022年4月23日～2022年10月24日	△5.2%
第28計算期間	2022年10月25日～2023年4月24日	2.9%
第29計算期間	2023年4月25日～2023年10月23日	14.5%
第30計算期間	2023年10月24日～2024年4月22日	24.3%
第31計算期間	2024年4月23日～2024年10月22日	3.8%
第32計算期間	2024年10月23日～2025年4月22日	△12.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第13特定期間	2015年4月23日～2015年10月22日	△22.4%
第14特定期間	2015年10月23日～2016年4月22日	△0.9%
第15特定期間	2016年4月23日～2016年10月24日	11.4%
第16特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	18.8%
第17特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	24.0%
第18特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	△5.6%
第19特定期間	2018年4月24日～2018年10月22日	△5.6%
第20特定期間	2018年10月23日～2019年4月22日	△6.7%
第21特定期間	2019年4月23日～2019年10月23日	△3.6%
第22特定期間	2019年10月24日～2020年4月22日	△30.2%
第23特定期間	2020年4月23日～2020年10月22日	15.8%

第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	24.9%
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	13.5%
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	33.7%
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	5.1%
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	4.0%
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	24.2%
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	21.0%
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	△4.9%
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△7.7%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△23.4%
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△0.5%
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	12.5%
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	19.0%
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	24.6%
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△5.8%
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△5.4%
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△6.6%
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△3.3%
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△31.2%
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	15.5%
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	24.9%
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	13.4%
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	34.0%
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	5.2%
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	4.1%
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	24.1%
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	21.1%
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	△4.8%
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△7.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	収益率

第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△7.9%
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△8.2%
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△9.0%
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.3%
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	26.1%
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△5.9%
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△19.2%
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	4.2%
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	9.3%
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△19.8%
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	15.0%
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	28.3%
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	7.6%
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	△24.6%
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	9.1%
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	3.9%
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	6.5%
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	26.1%
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	16.7%
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△2.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△8.3%
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△8.2%
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△8.9%
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	0.2%
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	26.4%
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△6.4%
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△19.3%
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	3.9%
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	9.9%
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△20.5%
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	15.0%
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	28.3%
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	7.7%
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	△25.0%

第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	9.4%
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	4.1%
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	6.4%
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	26.3%
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	16.9%
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△2.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△14.9%
第 11 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△8.7%
第 12 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	1.8%
第 13 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	18.0%
第 14 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	23.8%
第 15 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	1.4%
第 16 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△7.7%
第 17 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△2.8%
第 18 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△3.9%
第 19 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△25.9%
第 20 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	29.5%
第 21 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	34.1%
第 22 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	11.3%
第 23 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	13.9%
第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	△1.6%
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	2.5%
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	19.1%
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.7%
第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.3%
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△10.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△15.5%
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△8.4%
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	2.3%

第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	18.0%
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	24.2%
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	1.3%
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△7.8%
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△2.8%
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△3.7%
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△26.5%
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	29.8%
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	34.2%
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	11.4%
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	14.0%
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	△1.6%
第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	2.6%
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	19.0%
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.8%
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.3%
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△10.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△6.6%
第 11 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△12.1%
第 12 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△3.6%
第 13 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	15.2%
第 14 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	24.0%
第 15 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.3%
第 16 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△5.0%
第 17 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	4.6%
第 18 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△0.3%
第 19 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△13.2%
第 20 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	29.2%
第 21 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	26.0%
第 22 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	15.9%
第 23 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	6.6%
第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	4.0%
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	1.5%
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	17.5%
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.1%

第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.7%
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△10.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△7.0%
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△12.1%
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△3.5%
第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	15.1%
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	24.2%
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	0.2%
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	△5.1%
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	4.8%
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△0.2%
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△13.5%
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	29.4%
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	26.1%
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	16.0%
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	6.6%
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	4.1%
第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	1.5%
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	17.5%
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.2%
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	3.7%
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△10.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 4 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△5.8%
第 5 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△15.0%
第 6 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△4.6%
第 7 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	12.7%
第 8 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	21.5%
第 9 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△1.8%
第 10 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	1.7%

第 11 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△3.0%
第 12 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.0%
第 13 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△9.5%
第 14 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	20.2%
第 15 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	23.9%
第 16 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	11.7%
第 17 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	6.2%
第 18 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	13.8%
第 19 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	△2.8%
第 20 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	21.8%
第 21 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.9%
第 22 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.8%
第 23 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△7.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 4 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	△6.1%
第 5 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	△15.1%
第 6 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	△4.6%
第 7 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	12.7%
第 8 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	21.6%
第 9 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	△1.9%
第 10 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	1.7%
第 11 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	△3.0%
第 12 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	0.1%
第 13 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	△9.6%
第 14 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	20.2%
第 15 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	24.0%
第 16 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	11.7%
第 17 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	6.2%
第 18 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	13.9%
第 19 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	△2.8%
第 20 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	21.8%
第 21 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	22.9%
第 22 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	0.5%
第 23 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	△7.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記

載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13特定期間	2015年4月23日～2015年10月22日	762,839,286	360,554,208	3,858,617,864
第14特定期間	2015年10月23日～2016年4月22日	373,761,324	587,094,591	3,645,284,597
第15特定期間	2016年4月23日～2016年10月24日	237,516,777	555,050,672	3,327,750,702
第16特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	767,654,493	1,011,209,494	3,084,195,701
第17特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	153,454,547	866,693,957	2,370,956,291
第18特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	170,265,294	328,574,423	2,212,647,162
第19特定期間	2018年4月24日～2018年10月22日	196,141,537	314,463,624	2,094,325,075
第20特定期間	2018年10月23日～2019年4月22日	101,911,902	173,641,069	2,022,595,908
第21特定期間	2019年4月23日～2019年10月23日	97,168,822	326,791,063	1,792,973,667
第22特定期間	2019年10月24日～2020年4月22日	130,860,515	437,781,961	1,486,052,221
第23特定期間	2020年4月23日～2020年10月22日	103,674,638	171,365,775	1,418,361,084
第24特定期間	2020年10月23日～2021年4月22日	197,585,876	251,115,670	1,364,831,290
第25特定期間	2021年4月23日～2021年10月22日	71,124,569	62,011,513	1,373,944,346
第26特定期間	2021年10月23日～2022年4月22日	74,499,998	44,379,693	1,404,064,651
第27特定期間	2022年4月23日～2022年10月24日	37,254,331	35,181,393	1,406,137,589
第28特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	45,618,877	62,355,365	1,389,401,101
第29特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	79,151,010	64,663,390	1,403,888,721
第30特定期間	2023年10月24日～2024年4月22日	72,411,133	119,171,113	1,357,128,741
第31特定期間	2024年4月23日～2024年10月22日	29,776,114	69,470,270	1,317,434,585
第32特定期間	2024年10月23日～2025年4月22日	16,107,103	70,378,638	1,263,163,050

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2015年4月23日～2015年10月22日	980,233,288	558,282,749	4,452,728,219
第14計算期間	2015年10月23日～2016年4月22日	832,626,354	745,237,191	4,540,117,382
第15計算期間	2016年4月23日～2016年10月24日	567,862,923	895,966,311	4,212,013,994
第16計算期間	2016年10月25日～2017年4月24日	966,059,927	971,650,042	4,206,423,879
第17計算期間	2017年4月25日～2017年10月23日	223,782,767	1,580,365,007	2,849,841,639
第18計算期間	2017年10月24日～2018年4月23日	644,564,837	537,622,030	2,956,784,446
第19計算期間	2018年4月24日～2018年10月22日	171,279,397	406,108,809	2,721,955,034
第20計算期間	2018年10月23日～2019年4月22日	181,795,075	233,469,557	2,670,280,552
第21計算期間	2019年4月23日～2019年10月23日	86,632,390	453,617,373	2,303,295,569
第22計算期間	2019年10月24日～2020年4月22日	64,430,753	429,867,372	1,937,858,950
第23計算期間	2020年4月23日～2020年10月22日	112,685,430	261,594,097	1,788,950,283

第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	117, 197, 809	390, 599, 404	1, 515, 548, 688
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	100, 239, 637	73, 577, 615	1, 542, 210, 710
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	34, 957, 540	58, 244, 701	1, 518, 923, 549
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	163, 406, 159	142, 559, 652	1, 539, 770, 056
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	82, 141, 681	77, 869, 637	1, 544, 042, 100
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	90, 599, 422	207, 430, 105	1, 427, 211, 417
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	61, 702, 911	131, 324, 429	1, 357, 589, 899
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	79, 521, 003	108, 399, 183	1, 328, 711, 719
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	35, 655, 911	134, 220, 599	1, 230, 147, 031

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	3, 492, 531, 705	4, 399, 195, 190	27, 584, 428, 310
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	3, 002, 246, 358	2, 599, 109, 242	27, 987, 565, 426
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	2, 097, 731, 883	3, 840, 140, 564	26, 245, 156, 745
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	799, 887, 352	6, 649, 365, 201	20, 395, 678, 896
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	220, 097, 956	4, 593, 815, 545	16, 021, 961, 307
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	869, 036, 631	2, 062, 899, 817	14, 828, 098, 121
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	433, 847, 839	1, 574, 390, 883	13, 687, 555, 077
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	193, 005, 197	1, 325, 715, 183	12, 554, 845, 091
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	108, 117, 283	1, 629, 149, 109	11, 033, 813, 265
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	89, 888, 729	1, 542, 869, 507	9, 580, 832, 487
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	114, 394, 709	816, 381, 422	8, 878, 845, 774
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	137, 774, 400	1, 017, 912, 932	7, 998, 707, 242
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	53, 961, 361	365, 297, 775	7, 687, 370, 828
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	37, 252, 236	292, 990, 861	7, 431, 632, 203
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	34, 730, 199	224, 779, 968	7, 241, 582, 434
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	82, 660, 506	258, 353, 077	7, 065, 889, 863
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	87, 740, 673	382, 075, 624	6, 771, 554, 912
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	55, 960, 115	376, 170, 236	6, 451, 344, 791
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	25, 198, 455	329, 252, 323	6, 147, 290, 923
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	27, 273, 826	270, 147, 666	5, 904, 417, 083

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	573, 190, 825	1, 019, 191, 657	4, 526, 307, 403
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	665, 878, 432	446, 986, 063	4, 745, 199, 772
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	585, 661, 552	788, 821, 939	4, 542, 039, 385

第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	98,113,315	1,937,782,668	2,702,370,032
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	50,404,051	725,872,780	2,026,901,303
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	400,956,140	191,250,225	2,236,607,218
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	83,687,070	325,567,280	1,994,727,008
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	57,577,332	217,111,154	1,835,193,186
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	3,660,748	242,797,863	1,596,056,071
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	3,722,500	231,301,314	1,368,477,257
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	14,621,435	188,352,169	1,194,746,523
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	42,698,815	253,304,118	984,141,220
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	5,344,415	83,536,915	905,948,720
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	2,427,803	50,835,543	857,540,980
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	691,063	39,607,899	818,624,144
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	8,172,287	50,449,598	776,346,833
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	582,011	51,776,214	725,152,630
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	5,084,115	21,113,283	709,123,462
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	9,329,902	101,555,891	616,897,473
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	2,465,934	14,971,117	604,392,290

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	13,491,335,206	28,831,509,740	176,325,356,395
第 14 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	13,073,861,062	18,583,832,130	170,815,385,327
第 15 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	15,173,442,503	24,457,684,613	161,531,143,217
第 16 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	18,960,664,207	44,759,796,696	135,732,010,728
第 17 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	3,500,711,900	30,546,725,250	108,685,997,378
第 18 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	9,050,946,619	12,784,892,228	104,952,051,769
第 19 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	3,114,380,404	14,942,011,711	93,124,420,462
第 20 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	4,026,022,421	7,952,469,994	89,197,972,889
第 21 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	2,579,544,064	9,960,117,854	81,817,399,099
第 22 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	1,291,216,773	12,554,248,512	70,554,367,360
第 23 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	648,304,216	11,898,506,562	59,304,165,014
第 24 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	206,611,580	10,122,624,184	49,388,152,410
第 25 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	103,680,034	5,604,459,235	43,887,373,209
第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	105,560,012	4,413,972,569	39,578,960,652
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	73,886,093	3,079,631,357	36,573,215,388
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	89,437,742	2,166,639,285	34,496,013,845
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	74,137,122	3,937,299,192	30,632,851,775
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	43,172,636	1,987,116,805	28,688,907,606
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	42,874,692	1,850,384,564	26,881,397,734
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	32,548,501	1,625,339,034	25,288,607,201

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2015年4月23日～2015年10月22日	986,621,325	1,861,116,341	7,705,729,524
第14計算期間	2015年10月23日～2016年4月22日	986,867,047	1,038,371,693	7,654,224,878
第15計算期間	2016年4月23日～2016年10月24日	862,328,119	1,639,415,696	6,877,137,301
第16計算期間	2016年10月25日～2017年4月24日	1,274,892,230	3,338,081,925	4,813,947,606
第17計算期間	2017年4月25日～2017年10月23日	204,339,681	1,780,507,827	3,237,779,460
第18計算期間	2017年10月24日～2018年4月23日	211,802,677	521,644,695	2,927,937,442
第19計算期間	2018年4月24日～2018年10月22日	63,648,946	442,375,352	2,549,211,036
第20計算期間	2018年10月23日～2019年4月22日	55,641,625	235,330,166	2,369,522,495
第21計算期間	2019年4月23日～2019年10月23日	31,031,190	390,598,977	2,009,954,708
第22計算期間	2019年10月24日～2020年4月22日	15,393,040	429,170,693	1,596,177,055
第23計算期間	2020年4月23日～2020年10月22日	83,613,441	318,225,200	1,361,565,296
第24計算期間	2020年10月23日～2021年4月22日	8,714,842	205,964,127	1,164,316,011
第25計算期間	2021年4月23日～2021年10月22日	4,407,944	70,806,882	1,097,917,073
第26計算期間	2021年10月23日～2022年4月22日	2,313,758	86,593,746	1,013,637,085
第27計算期間	2022年4月23日～2022年10月24日	7,917,021	115,473,528	906,080,578
第28計算期間	2022年10月25日～2023年4月24日	11,689,639	78,429,351	839,340,866
第29計算期間	2023年4月25日～2023年10月23日	7,821,168	66,512,002	780,650,032
第30計算期間	2023年10月24日～2024年4月22日	1,941,431	40,464,087	742,127,376
第31計算期間	2024年4月23日～2024年10月22日	505,682	57,234,616	685,398,442
第32計算期間	2024年10月23日～2025年4月22日	588,699	39,668,944	646,318,197

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13特定期間	2015年4月23日～2015年10月22日	1,249,869,411	7,826,822,557	35,788,324,459
第14特定期間	2015年10月23日～2016年4月22日	703,665,845	4,311,509,477	32,180,480,827
第15特定期間	2016年4月23日～2016年10月24日	468,526,601	8,160,757,612	24,488,249,816
第16特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	1,130,547,553	7,672,207,283	17,946,590,086
第17特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	3,523,518,665	3,542,191,880	17,927,916,871
第18特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	3,330,106,517	2,662,379,782	18,595,643,606
第19特定期間	2018年4月24日～2018年10月22日	1,086,277,149	3,638,384,961	16,043,535,794
第20特定期間	2018年10月23日～2019年4月22日	1,538,092,944	2,101,198,153	15,480,430,585
第21特定期間	2019年4月23日～2019年10月23日	257,839,470	2,677,357,045	13,060,913,010
第22特定期間	2019年10月24日～2020年4月22日	178,280,492	2,975,327,268	10,263,866,234
第23特定期間	2020年4月23日～2020年10月22日	111,712,589	1,815,171,640	8,560,407,183
第24特定期間	2020年10月23日～2021年4月22日	40,776,466	1,943,188,215	6,657,995,434
第25特定期間	2021年4月23日～2021年10月22日	74,990,057	699,022,731	6,033,962,760

第 26 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	131,738,605	981,099,751	5,184,601,614
第 27 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	34,974,410	434,587,930	4,784,988,094
第 28 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	32,425,979	314,870,418	4,502,543,655
第 29 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	23,372,131	645,447,242	3,880,468,544
第 30 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	19,763,903	607,474,064	3,292,758,383
第 31 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	46,814,595	363,664,389	2,975,908,589
第 32 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	25,374,499	168,273,009	2,833,010,079

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	106,498,739	943,490,232	3,663,781,045
第 14 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	46,127,796	520,449,397	3,189,459,444
第 15 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	21,382,651	758,480,467	2,452,361,628
第 16 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	218,009,057	694,113,376	1,976,257,309
第 17 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	514,036,961	640,164,874	1,850,129,396
第 18 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	699,061,114	590,401,297	1,958,789,213
第 19 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	188,494,591	420,252,333	1,727,031,471
第 20 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	366,428,522	440,792,584	1,652,667,409
第 21 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	58,599,052	278,512,765	1,432,753,696
第 22 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	12,211,794	337,366,199	1,107,599,291
第 23 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	2,821,243	163,260,959	947,159,575
第 24 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	4,857,560	257,769,192	694,247,943
第 25 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	1,055,196	83,937,023	611,366,116
第 26 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	8,857,427	81,722,912	538,500,631
第 27 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	2,588,123	14,587,511	526,501,243
第 28 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	1,051,805	49,515,301	478,037,747
第 29 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	1,201,374	68,505,684	410,733,437
第 30 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	2,634,511	109,351,915	304,016,033
第 31 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	26,487,187	12,888,740	317,614,480
第 32 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	84,517,265	19,423,219	382,708,526

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	985,797,208	1,136,166,077	8,174,504,138
第 11 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	1,146,142,077	1,633,308,511	7,687,337,704
第 12 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	135,539,731	1,101,526,290	6,721,351,145
第 13 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	70,152,539	1,504,845,532	5,286,658,152
第 14 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	58,791,257	1,785,013,877	3,560,435,532

第 15 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	243, 447, 653	268, 496, 366	3, 535, 386, 819
第 16 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	121, 673, 217	430, 046, 351	3, 227, 013, 685
第 17 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	57, 078, 716	230, 350, 286	3, 053, 742, 115
第 18 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	36, 530, 808	283, 607, 765	2, 806, 665, 158
第 19 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	24, 575, 011	341, 283, 426	2, 489, 956, 743
第 20 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	34, 871, 286	263, 141, 831	2, 261, 686, 198
第 21 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	6, 368, 708	357, 760, 749	1, 910, 294, 157
第 22 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	4, 141, 769	73, 129, 328	1, 841, 306, 598
第 23 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	3, 806, 748	77, 054, 365	1, 768, 058, 981
第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	9, 589, 010	102, 965, 990	1, 674, 682, 001
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	3, 374, 198	54, 641, 398	1, 623, 414, 801
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	7, 505, 769	107, 834, 485	1, 523, 086, 085
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	2, 237, 486	50, 724, 138	1, 474, 599, 433
第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	17, 096, 385	25, 339, 902	1, 466, 355, 916
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	1, 955, 019	36, 657, 983	1, 431, 652, 952

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	24, 985, 472	225, 411, 762	1, 827, 141, 995
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	144, 824, 848	133, 995, 750	1, 837, 971, 093
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	89, 181, 067	277, 924, 783	1, 649, 227, 377
第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	23, 626, 963	343, 595, 595	1, 329, 258, 745
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	11, 045, 980	105, 601, 511	1, 234, 703, 214
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	24, 640, 940	78, 848, 549	1, 180, 495, 605
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	13, 603, 411	53, 608, 455	1, 140, 490, 561
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	76, 302, 368	53, 901, 262	1, 162, 891, 667
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	4, 961, 200	97, 509, 941	1, 070, 342, 926
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	4, 870, 591	39, 622, 392	1, 035, 591, 125
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	4, 473, 050	69, 663, 186	970, 400, 989
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	3, 204, 211	64, 297, 475	909, 307, 725
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	1, 495, 634	54, 110, 164	856, 693, 195
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	825, 506	7, 219, 491	850, 299, 210
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	2, 479, 562	6, 818, 830	845, 959, 942
第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	1, 074, 808	31, 602, 445	815, 432, 305
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	677, 407	9, 952, 664	806, 157, 048
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	393, 442	14, 702, 946	791, 847, 544
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	322, 298	92, 554, 909	699, 614, 933
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	899, 074	15, 372, 168	685, 141, 839

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	1, 162, 980, 527	635, 394, 828	4, 876, 798, 898
第 11 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	192, 762, 347	729, 916, 511	4, 339, 644, 734
第 12 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	51, 272, 774	762, 907, 461	3, 628, 010, 047
第 13 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	77, 248, 645	761, 855, 155	2, 943, 403, 537
第 14 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	154, 395, 549	774, 969, 570	2, 322, 829, 516
第 15 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	106, 174, 224	526, 143, 356	1, 902, 860, 384
第 16 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	45, 847, 866	304, 112, 001	1, 644, 596, 249
第 17 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	21, 996, 028	111, 872, 520	1, 554, 719, 757
第 18 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	10, 606, 591	223, 767, 332	1, 341, 559, 016
第 19 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	9, 066, 309	406, 681, 077	943, 944, 248
第 20 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	5, 419, 439	138, 710, 223	810, 653, 464
第 21 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	9, 606, 316	138, 657, 573	681, 602, 207
第 22 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	3, 394, 589	48, 073, 085	636, 923, 711
第 23 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	3, 121, 442	73, 376, 091	566, 669, 062
第 24 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	13, 823, 865	26, 335, 528	554, 157, 399
第 25 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	9, 210, 720	27, 964, 746	535, 403, 373
第 26 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	2, 003, 790	34, 173, 401	503, 233, 762
第 27 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	2, 479, 325	19, 473, 320	486, 239, 767
第 28 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	1, 591, 511	31, 873, 478	455, 957, 800
第 29 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	1, 358, 498	25, 078, 511	432, 237, 787

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	412, 534, 252	309, 509, 004	1, 504, 280, 477
第 11 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	87, 885, 374	371, 062, 492	1, 221, 103, 359
第 12 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	54, 112, 843	219, 811, 096	1, 055, 405, 106
第 13 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	13, 270, 619	336, 474, 230	732, 201, 495
第 14 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	1, 191, 000	205, 187, 466	528, 205, 029
第 15 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	31, 133, 303	65, 069, 686	494, 268, 646
第 16 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	12, 029, 626	125, 802, 777	380, 495, 495
第 17 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	822, 808	38, 962, 811	342, 355, 492
第 18 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	735, 971	36, 078, 101	307, 013, 362
第 19 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	1, 571, 170	58, 270, 702	250, 313, 830
第 20 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	214, 253	14, 502, 499	236, 025, 584
第 21 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	276, 407	57, 353, 457	178, 948, 534
第 22 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	5, 481, 390	10, 515, 251	173, 914, 673
第 23 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	892, 958	2, 995, 735	171, 811, 896
第 24 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	1, 351, 733	1, 749, 217	171, 414, 412

第 25 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	162,498	17,370,739	154,206,171
第 26 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	2,241,085	5,205,980	151,241,276
第 27 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	65,435	5,995,130	145,311,581
第 28 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	703,348	7,712,689	138,302,240
第 29 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	201,210	29,731,241	108,772,209

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 4 特定期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	20,100,416,289	4,524,244,839	47,217,801,945
第 5 特定期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	9,508,446,031	7,893,478,377	48,832,769,599
第 6 特定期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	2,323,371,206	5,977,553,852	45,178,586,953
第 7 特定期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	2,445,469,784	11,147,107,532	36,476,949,205
第 8 特定期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	274,230,299	11,163,524,842	25,587,654,662
第 9 特定期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	756,420,987	6,763,932,715	19,580,142,934
第 10 特定期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	1,112,867,940	4,488,354,630	16,204,656,244
第 11 特定期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	503,490,368	2,171,670,795	14,536,475,817
第 12 特定期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	124,174,294	2,139,510,613	12,521,139,498
第 13 特定期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	322,871,094	2,966,467,221	9,877,543,371
第 14 特定期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	131,498,381	1,613,418,990	8,395,622,762
第 15 特定期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	89,363,288	1,766,617,675	6,718,368,375
第 16 特定期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	89,529,223	492,307,074	6,315,590,524
第 17 特定期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	80,080,969	316,229,231	6,079,442,262
第 18 特定期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	90,543,981	359,558,142	5,810,428,101
第 19 特定期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	61,717,442	275,014,330	5,597,131,213
第 20 特定期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	136,225,607	391,895,207	5,341,461,613
第 21 特定期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	53,731,442	300,703,487	5,094,489,568
第 22 特定期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	142,630,464	454,660,095	4,782,459,937
第 23 特定期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	14,954,026	222,163,023	4,575,250,940

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 4 計算期間	2015 年 4 月 23 日～2015 年 10 月 22 日	24,202,081,691	5,124,511,177	49,728,996,708
第 5 計算期間	2015 年 10 月 23 日～2016 年 4 月 22 日	11,955,131,542	6,184,130,375	55,499,997,875
第 6 計算期間	2016 年 4 月 23 日～2016 年 10 月 24 日	3,628,812,004	7,280,652,272	51,848,157,607
第 7 計算期間	2016 年 10 月 25 日～2017 年 4 月 24 日	2,717,355,239	15,756,972,836	38,808,540,010
第 8 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2017 年 10 月 23 日	583,479,534	13,193,586,043	26,198,433,501
第 9 計算期間	2017 年 10 月 24 日～2018 年 4 月 23 日	2,168,130,896	5,837,355,082	22,529,209,315
第 10 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2018 年 10 月 22 日	636,464,168	5,056,596,917	18,109,076,566

第 11 計算期間	2018 年 10 月 23 日～2019 年 4 月 22 日	623, 720, 291	2, 535, 640, 170	16, 197, 156, 687
第 12 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	147, 136, 127	3, 172, 545, 549	13, 171, 747, 265
第 13 計算期間	2019 年 10 月 24 日～2020 年 4 月 22 日	214, 013, 332	3, 506, 944, 750	9, 878, 815, 847
第 14 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2020 年 10 月 22 日	81, 340, 815	2, 201, 156, 814	7, 758, 999, 848
第 15 計算期間	2020 年 10 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	125, 260, 131	1, 607, 149, 200	6, 277, 110, 779
第 16 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2021 年 10 月 22 日	136, 777, 830	303, 457, 607	6, 110, 431, 002
第 17 計算期間	2021 年 10 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	228, 748, 683	223, 527, 937	6, 115, 651, 748
第 18 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2022 年 10 月 24 日	125, 984, 116	531, 462, 810	5, 710, 173, 054
第 19 計算期間	2022 年 10 月 25 日～2023 年 4 月 24 日	126, 332, 458	367, 007, 238	5, 469, 498, 274
第 20 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2023 年 10 月 23 日	184, 016, 028	496, 507, 371	5, 157, 006, 931
第 21 計算期間	2023 年 10 月 24 日～2024 年 4 月 22 日	233, 186, 398	520, 828, 200	4, 869, 365, 129
第 22 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	397, 069, 090	336, 965, 579	4, 929, 468, 640
第 23 計算期間	2024 年 10 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	51, 024, 620	460, 782, 239	4, 519, 711, 021

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

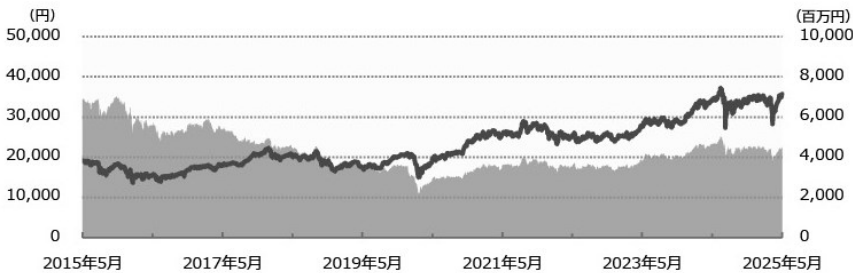


運用実績 (2025年5月30日現在)

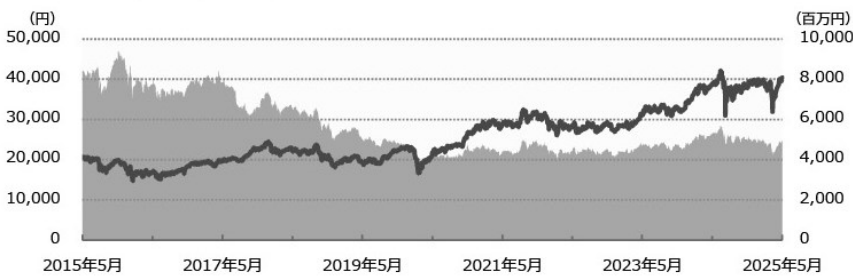
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

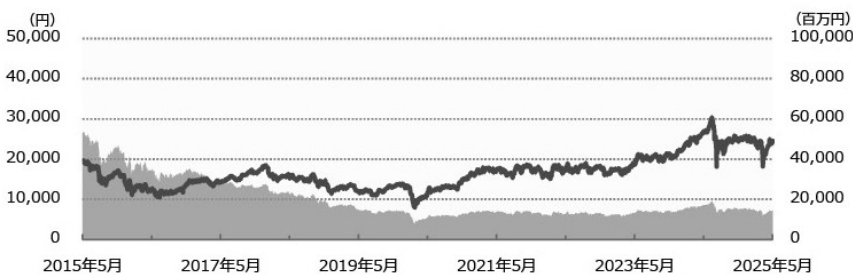
■円コース (毎月分配型)



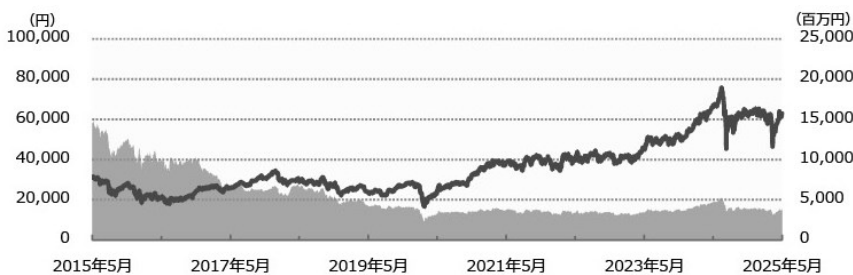
■円コース (年2回決算型)



■豪ドルコース (毎月分配型)



■豪ドルコース (年2回決算型)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■円コース (毎月分配型)

2025年5月	10 円
2025年4月	10 円
2025年3月	10 円
2025年2月	10 円
2025年1月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	2,395 円

■円コース (年2回決算型)

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	300 円

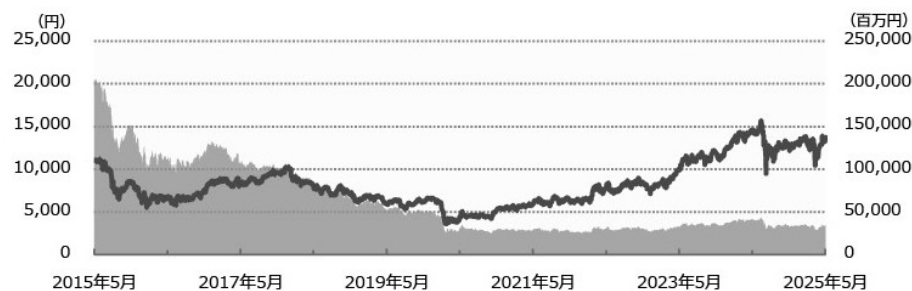
■豪ドルコース (毎月分配型)

2025年5月	60 円
2025年4月	60 円
2025年3月	60 円
2025年2月	60 円
2025年1月	60 円
直近1年間累計	720 円
設定来累計	13,230 円

■豪ドルコース (年2回決算型)

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	320 円

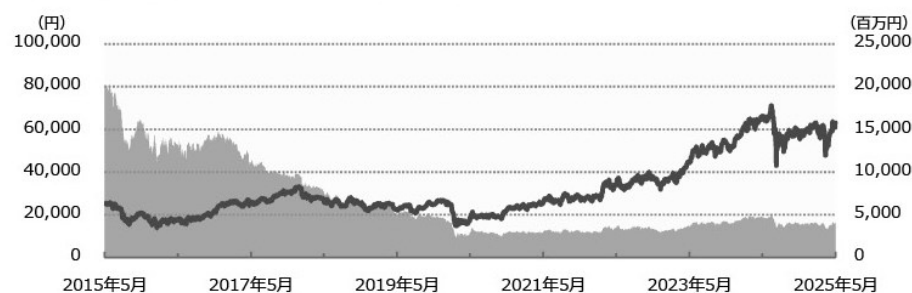
■ブラジルリアルコース（毎月分配型）



■ブラジルリアルコース （毎月分配型）

2025年5月	10 円
2025年4月	10 円
2025年3月	10 円
2025年2月	10 円
2025年1月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	12,830 円

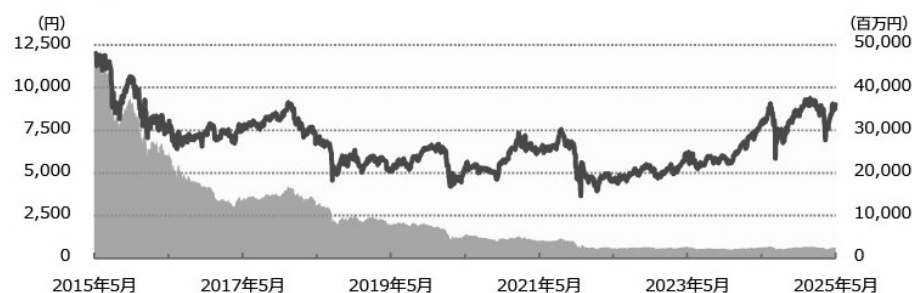
■ブラジルリアルコース（年2回決算型）



■ブラジルリアルコース （年2回決算型）

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	310 円

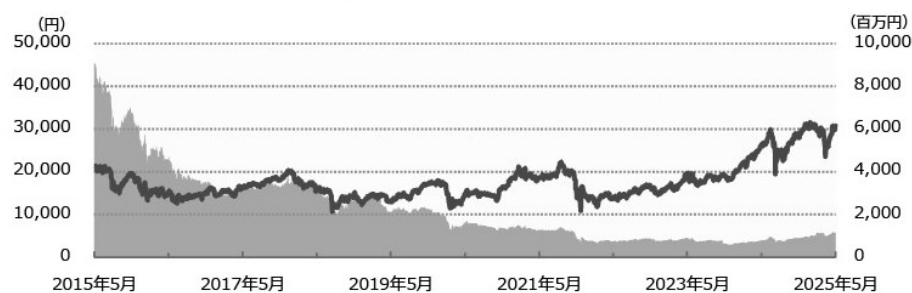
■トルコリラコース（毎月分配型）



■トルコリラコース （毎月分配型）

2025年5月	20 円
2025年4月	20 円
2025年3月	20 円
2025年2月	20 円
2025年1月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	9,550 円

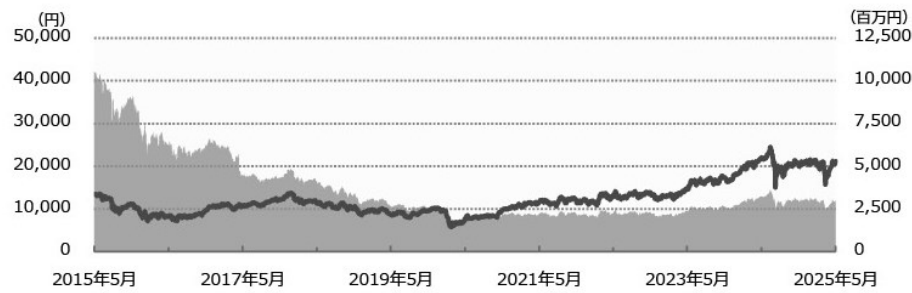
■トルコリラコース（年2回決算型）



■トルコリラコース （年2回決算型）

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	290 円

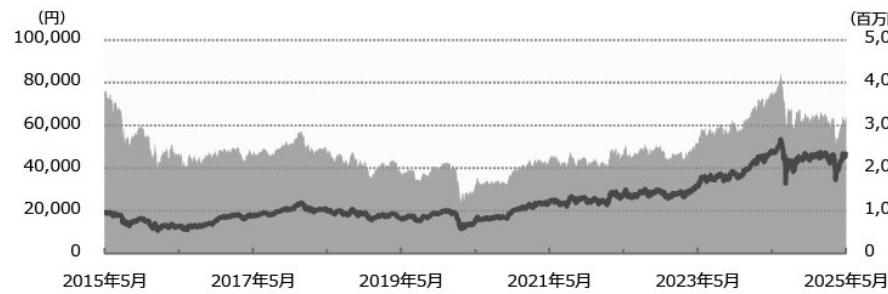
■資源国通貨コース（毎月分配型）



■資源国通貨コース （毎月分配型）

2025年5月	20 円
2025年4月	20 円
2025年3月	20 円
2025年2月	20 円
2025年1月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	7,820 円

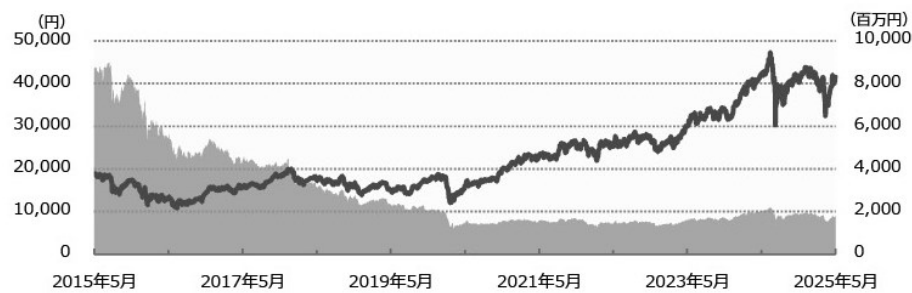
■資源国通貨コース（年2回決算型）



■資源国通貨コース （年2回決算型）

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	260 円

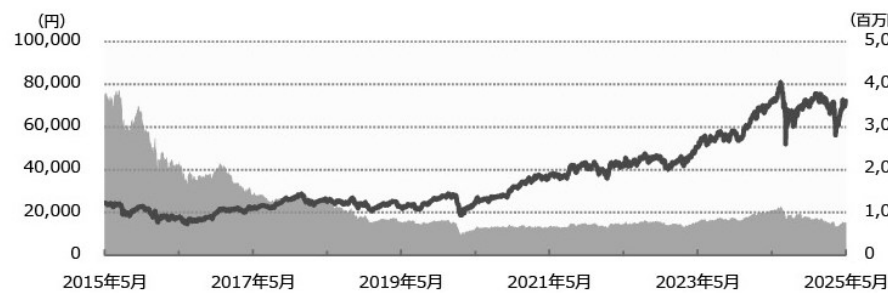
■アジア通貨コース（毎月分配型）



■アジア通貨コース （毎月分配型）

2025年5月	50 円
2025年4月	50 円
2025年3月	50 円
2025年2月	50 円
2025年1月	50 円
直近1年間累計	600 円
設定来累計	8,600 円

■アジア通貨コース（年2回決算型）



■アジア通貨コース （年2回決算型）

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	260 円

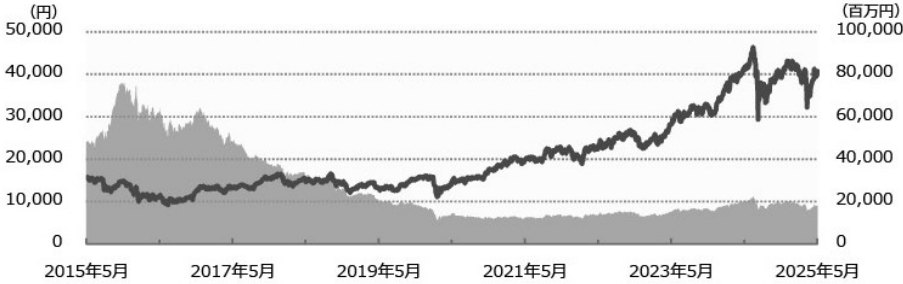
米ドルコース（毎月分配型）



米ドルコース（毎月分配型）

2025年5月	10 円
2025年4月	10 円
2025年3月	10 円
2025年2月	10 円
2025年1月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	1,360 円

米ドルコース（年2回決算型）



米ドルコース（年2回決算型）

2025年4月	10 円
2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
設定来累計	210 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

毎月分配型

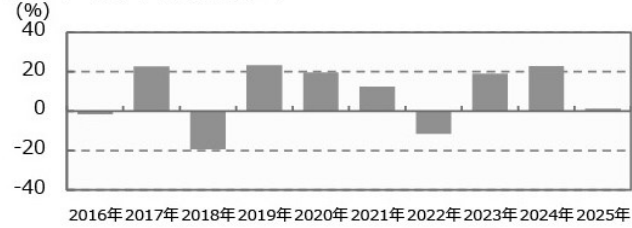
順位	銘柄	業種	投資比率（％）						
			円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	トルコリラコース	資源国通貨コース	アジア通貨コース	米ドルコース
1	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
2	第一三共	医薬品	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
3	第一生命ホールディングス	保険業	2.9	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0
4	日立製作所	電気機器	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
5	任天堂	その他製品	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
6	富士通	電気機器	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
7	東京海上ホールディングス	保険業	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
8	日本製鋼所	機械	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
10	スズキ	輸送用機器	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

年2回決算型

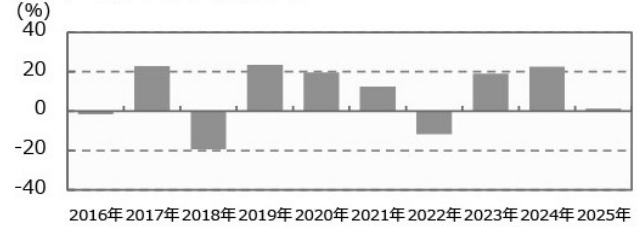
順位	銘柄	業種	投資比率（％）						
			円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	トルコリラコース	資源国通貨コース	アジア通貨コース	米ドルコース
1	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
2	第一三共	医薬品	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
3	第一生命ホールディングス	保険業	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0	2.9	2.9
4	日立製作所	電気機器	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
5	任天堂	その他製品	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
6	富士通	電気機器	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
7	東京海上ホールディングス	保険業	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
8	日本製鋼所	機械	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
10	スズキ	輸送用機器	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

年間収益率の推移 (暦年ベース)

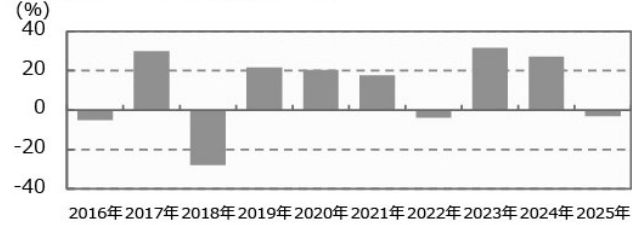
円コース (毎月分配型)



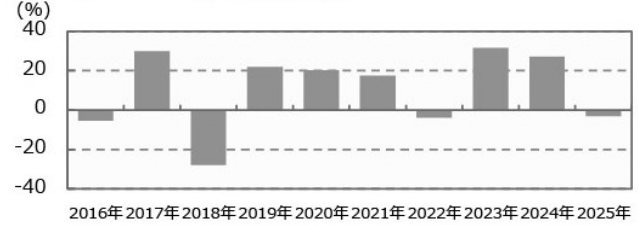
円コース (年2回決算型)



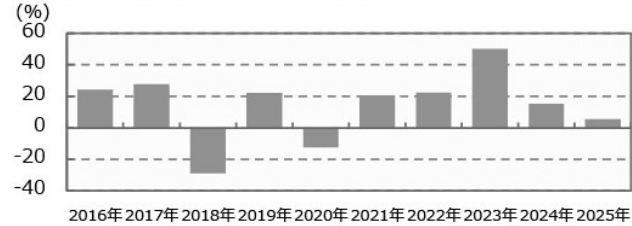
豪ドルコース (毎月分配型)



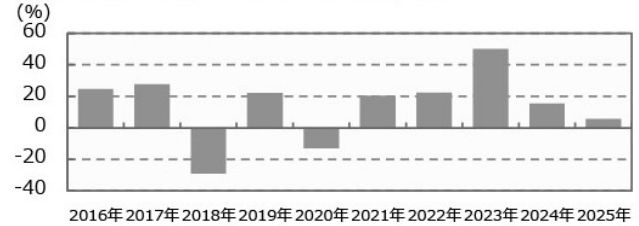
豪ドルコース (年2回決算型)



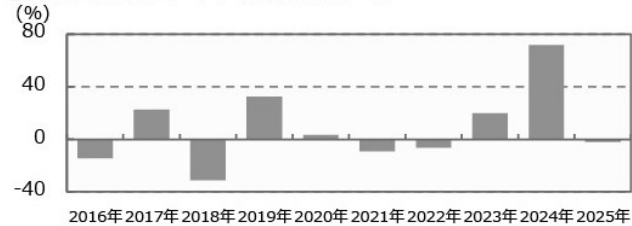
ブラジルリアルコース (毎月分配型)



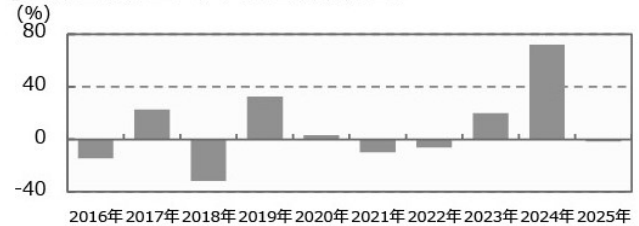
ブラジルリアルコース (年2回決算型)



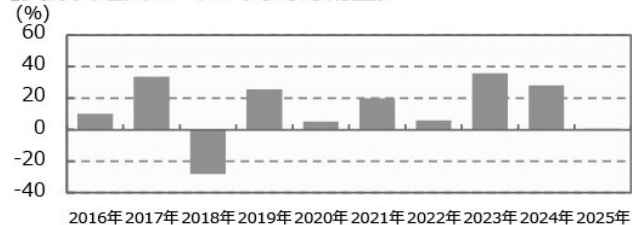
トルコリラコース (毎月分配型)



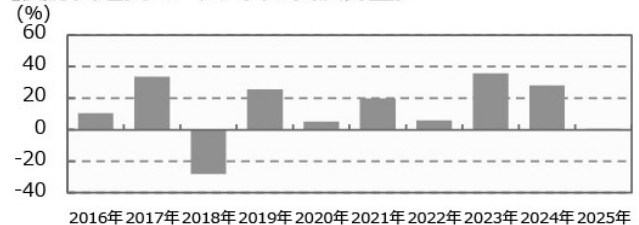
トルコリラコース (年2回決算型)



資源国通貨コース (毎月分配型)



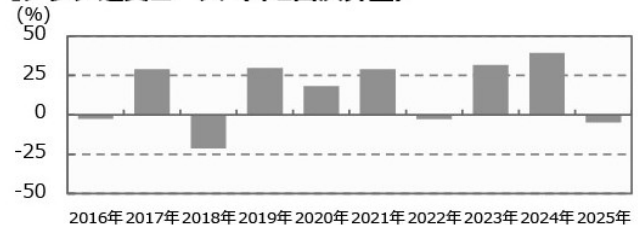
資源国通貨コース (年2回決算型)



アジア通貨コース (毎月分配型)



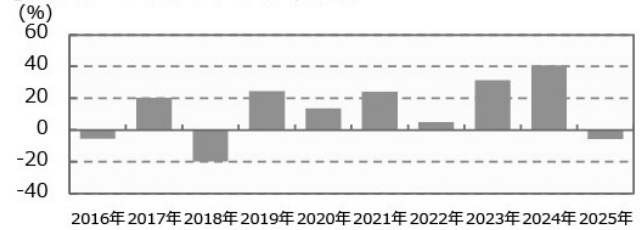
アジア通貨コース (年2回決算型)



■米ドルコース（毎月分配型）



■米ドルコース（年2回決算型）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（申込不可日といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○「円コース」、「豪ドルコース」、「トルコリラコース」、「資源国通貨コース」、「米ドルコース」

・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルグの銀行

○「ブラジルリアルコース」

・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルグの銀行

・サンパウロの銀行 ・ブラジル商品先物取引所

○「アジア通貨コース」

・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルグの銀行

・ジャカルタの銀行

・申込日当日が、中国またはインドの連休等で、取得、換金の申込みの受け付けを行なわないものとして委託者が指定する日の場合

(4) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位※とします。

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位となります

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に

定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) スイッチング

「毎月分配型」のファンド間および「年 2 回決算型」のファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える解約はできません。

また、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金(解約)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2029年4月23日までとします。

「円コース」「豪ドルコース」「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」：2009年4月23日設定

「資源国通貨コース」「アジア通貨コース」：2011年1月17日設定

「米ドルコース」：2014年1月14日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

<毎月分配型>

原則として、毎月23日から翌月22日までとします。

<年2回決算型>

原則として、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当

日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、各ファンドにつき、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年4月、10月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年4月、10月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と

合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜累積投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜累積投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年10月23日から2025年4月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2024年10月23日から2025年4月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(2024年10月23日から2025年4月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2024年10月23日から2025年4月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	64,153,981	108,995,336
投資信託受益証券	4,314,341,078	3,876,744,610
親投資信託受益証券	1,002,457	1,004,128
未収利息	417	1,458
流動資産合計	4,379,497,933	3,986,745,532
資産合計	4,379,497,933	3,986,745,532
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,317,434	1,263,163
未払受託者報酬	111,378	107,327
未払委託者報酬	3,155,687	3,040,857
その他未払費用	11,130	10,724
流動負債合計	4,595,629	4,422,071
負債合計	4,595,629	4,422,071
純資産の部		
元本等		
元本	1,317,434,585	1,263,163,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,057,467,719	2,719,160,411
（分配準備積立金）	2,076,683,752	2,003,015,590
元本等合計	4,374,902,304	3,982,323,461
純資産合計	4,374,902,304	3,982,323,461
負債純資産合計	4,379,497,933	3,986,745,532

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	53,332,480	52,947,410
受取利息	48,936	96,491
有価証券売買等損益	105,034,447	△233,181,875
営業収益合計	158,415,863	△180,137,974
営業費用		
受託者報酬	745,615	720,120
委託者報酬	21,125,614	20,403,241
その他費用	74,498	71,955

営業費用合計	21,945,727	21,195,316
営業利益又は営業損失（△）	136,470,136	△201,333,290
経常利益又は経常損失（△）	136,470,136	△201,333,290
当期純利益又は当期純損失（△）	136,470,136	△201,333,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,967,423	△227,343
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,020,480,127	3,057,467,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,278,605	39,327,027
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,278,605	39,327,027
剰余金減少額又は欠損金増加額	170,717,139	168,827,473
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	170,717,139	168,827,473
分配金	8,011,433	7,700,915
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,057,467,719	2,719,160,411

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年10月22日現在	当期 2025年4月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,317,434,585口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,263,163,050口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.3208円 (10,000口当たり純資産額) (33,208円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.1527円 (10,000口当たり純資産額) (31,527円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			1. 分配金の計算過程 2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8, 029, 667 円	費用控除後の配当等収益額	A	7, 434, 469 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,014,847 円
収益調整金額	C	2,132,586,024 円
分配準備積立金額	D	1,876,103,979 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,032,734,517 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,361,673,084 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	29,616 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,361,673 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,049,331 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	45,620,133 円
収益調整金額	C	2,120,677,400 円
分配準備積立金額	D	1,872,310,832 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,047,657,696 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,348,643,078 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	30,012 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,348,643 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,559,336 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	189,659,256 円
収益調整金額	C	2,126,788,427 円
分配準備積立金額	D	1,918,822,877 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,244,829,896 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,348,394,674 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,480 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,348,394 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,029,269 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,077,192,597 円
分配準備積立金額	D	2,067,069,634 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,150,291,500 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,316,769,262 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,518 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,316,769 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,240,025 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,084,730,728 円
分配準備積立金額	D	2,069,774,013 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,068,588,951 円
分配準備積立金額	D	2,061,022,125 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,137,045,545 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,307,632,252 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,637 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,307,632 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,509,353 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,036,988,202 円
分配準備積立金額	D	2,031,951,398 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,076,448,953 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,286,442,248 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,687 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,286,442 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,575,077 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,074,471,361 円
分配準備積立金額	D	2,031,286,855 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,114,333,293 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,296,086,714 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,744 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,296,086 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,640,294 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,047,742,669 円
分配準備積立金額	D	2,011,588,431 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,067,971,394 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,279,107,575 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,803 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,279,107 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,191,015 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,031,029,231 円
分配準備積立金額	D	2,002,000,217 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 158, 744, 766 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 039, 220, 463 円
当ファンドの期末残存口数	F	1, 318, 520, 387 口	当ファンドの期末残存口数	F	1, 268, 485, 276 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	31, 540 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	31, 842 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	1, 318, 520 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	1, 268, 485 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7, 768, 114 円	費用控除後の配当等収益額	A	6, 022, 151 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2, 083, 785, 386 円	収益調整金額	C	2, 022, 805, 228 円
分配準備積立金額	D	2, 070, 233, 072 円	分配準備積立金額	D	1, 998, 256, 602 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 161, 786, 572 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 027, 083, 981 円
当ファンドの期末残存口数	F	1, 317, 434, 585 口	当ファンドの期末残存口数	F	1, 263, 163, 050 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	31, 590 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	31, 880 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	1, 317, 434 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	1, 263, 163 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 1,357,128,741 円	期首元本額 1,317,434,585 円
期中追加設定元本額 29,776,114 円	期中追加設定元本額 16,107,103 円
期中一部解約元本額 69,470,270 円	期中一部解約元本額 70,378,638 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	115,595,450	△382,895,848
親投資信託受益証券	196	393
合計	115,595,646	△382,895,455

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース	151,702	3,876,744,610	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.3%	151,702	3,876,744,610 100.0%	

	合計			3,876,744,610	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,004,128	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	982,609	1,004,128 0.0%	
	合計			1,004,128	
	合計			3,877,748,738	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 31 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 32 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,376,795	109,143,710
投資信託受益証券	4,889,074,238	4,277,344,790
親投資信託受益証券	1,002,456	1,004,127
未収入金	45,215,128	23,110,080
未収利息	477	1,460
流動資産合計	5,008,669,094	4,410,604,167
資産合計	5,008,669,094	4,410,604,167
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,328,711	1,230,147
未払解約金	1,180,796	14
未払受託者報酬	852,126	799,575
未払委託者報酬	24,143,555	22,654,622
その他未払費用	85,152	79,891
流動負債合計	27,590,340	24,764,249
負債合計	27,590,340	24,764,249
純資産の部		
元本等		
元本	1,328,711,719	1,230,147,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,652,367,035	3,155,692,887
（分配準備積立金）	1,914,748,390	1,758,032,033
元本等合計	4,981,078,754	4,385,839,918
純資産合計	4,981,078,754	4,385,839,918
負債純資産合計	5,008,669,094	4,410,604,167

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	61,516,090	58,740,060
受取利息	59,312	109,990
有価証券売買等損益	130,320,026	△246,295,408
営業収益合計	191,895,428	△187,445,358
営業費用		
受託者報酬	852,126	799,575

委託者報酬	24, 143, 555	22, 654, 622
その他費用	85, 152	79, 891
営業費用合計	25, 080, 833	23, 534, 088
営業利益又は営業損失（△）	166, 814, 595	△210, 979, 446
経常利益又は経常損失（△）	166, 814, 595	△210, 979, 446
当期純利益又は当期純損失（△）	166, 814, 595	△210, 979, 446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17, 074, 450	16, 100, 475
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3, 595, 742, 999	3, 652, 367, 035
剰余金増加額又は欠損金減少額	193, 521, 575	99, 254, 692
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	193, 521, 575	99, 254, 692
剰余金減少額又は欠損金増加額	285, 308, 973	367, 618, 772
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	285, 308, 973	367, 618, 772
分配金	1, 328, 711	1, 230, 147
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3, 652, 367, 035	3, 155, 692, 887

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 10 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1, 328, 711, 719 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1, 230, 147, 031 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3. 7488 円 (10, 000 口当たり純資産額) (37, 488 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3. 5653 円 (10, 000 口当たり純資産額) (35, 653 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	51,100,909 円	費用控除後の配当等収益額	A	34,057,399 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	98,639,236 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,943,280,636 円	収益調整金額	C	1,848,376,483 円
分配準備積立金額	D	1,766,336,956 円	分配準備積立金額	D	1,725,204,781 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,859,357,737 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,607,638,663 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,328,711,719 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,230,147,031 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	29,045 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	29,326 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,328,711 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,230,147 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 1,357,589,899 円	期首元本額 1,328,711,719 円
期中追加設定元本額 79,521,003 円	期中追加設定元本額 35,655,911 円
期中一部解約元本額 108,399,183 円	期中一部解約元本額 134,220,599 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	118,930,313	△251,306,350
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	118,931,001	△251,304,679

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンダー円コース	167,378	4,277,344,790	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.5%	167,378	4,277,344,790 100.0%	
	合計			4,277,344,790	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,004,127 0.0%	
	合計			1,004,127	

合計		4,278,348,917

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	237, 151, 469	318, 571, 310
投資信託受益証券	14, 886, 841, 875	12, 219, 424, 266
親投資信託受益証券	1, 002, 456	1, 004, 127
未収入金	-	71, 705, 898
未収利息	1, 541	4, 261
流動資産合計	15, 124, 997, 341	12, 610, 709, 862
資産合計	15, 124, 997, 341	12, 610, 709, 862
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36, 883, 745	35, 426, 502
未払解約金	3, 617, 631	31, 294, 229
未払受託者報酬	383, 984	343, 853
未払委託者報酬	10, 879, 582	9, 742, 521
その他未払費用	38, 390	34, 374
流動負債合計	51, 803, 332	76, 841, 479
負債合計	51, 803, 332	76, 841, 479
純資産の部		
元本等		
元本	6, 147, 290, 923	5, 904, 417, 083
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8, 925, 903, 086	6, 629, 451, 300
（分配準備積立金）	9, 136, 159, 246	8, 838, 868, 633
元本等合計	15, 073, 194, 009	12, 533, 868, 383
純資産合計	15, 073, 194, 009	12, 533, 868, 383
負債純資産合計	15, 124, 997, 341	12, 610, 709, 862

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	413, 584, 960	375, 303, 440
受取利息	141, 426	321, 855
有価証券売買等損益	305, 103, 434	△2, 042, 356, 083
営業収益合計	718, 829, 820	△1, 666, 730, 788
営業費用		
受託者報酬	2, 643, 822	2, 421, 815

委託者報酬	74,908,213	68,617,944
その他費用	264,322	242,117
営業費用合計	77,816,357	71,281,876
営業利益又は営業損失（△）	641,013,463	△1,738,012,664
経常利益又は経常損失（△）	641,013,463	△1,738,012,664
当期純利益又は当期純損失（△）	641,013,463	△1,738,012,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,373,920	△14,362,534
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,996,339,755	8,925,903,086
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,645,877	38,575,642
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,645,877	38,575,642
剰余金減少額又は欠損金増加額	521,272,966	394,970,185
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	521,272,966	394,970,185
分配金	225,449,123	216,407,113
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,925,903,086	6,629,451,300

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年10月22日現在	当期 2025年4月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,147,290,923 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,904,417,083 口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4520 円 (10,000口当たり純資産額) (24,520 円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1228 円 (10,000口当たり純資産額) (21,228 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年4月23日 至 2024年10月22日	当期 自 2024年10月23日 至 2025年4月22日
1. 分配金の計算過程 2024年4月23日から2024年5月22日まで	1. 分配金の計算過程 2024年10月23日から2024年11月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	65,347,565 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	773,888,450 円
収益調整金額	C	8,018,079,094 円
分配準備積立金額	D	7,567,743,924 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,425,059,033 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,404,867,521 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,644 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	38,429,205 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,101,941 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	417,418,462 円
収益調整金額	C	7,933,948,491 円
分配準備積立金額	D	8,273,014,730 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,695,483,624 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,334,419,919 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	26,356 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	38,006,519 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,584,149 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	605,952,619 円
収益調整金額	C	7,873,921,198 円
分配準備積立金額	D	8,648,222,029 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,199,679,995 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,282,795,459 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,375 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	37,696,772 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	59,960,445 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,798,132,172 円
分配準備積立金額	D	9,189,183,888 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,047,276,505 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,218,672,445 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,413 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	37,312,034 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,708,842 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	60,972,827 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,680,237,937 円
分配準備積立金額	D	9,078,218,699 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,819,429,463 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,111,645,250 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,520 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,669,871 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,691,993 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,649,290,666 円
分配準備積立金額	D	9,053,749,551 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,753,732,210 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,082,525,489 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,544 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,495,152 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	53,956,929 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,618,716,479 円
分配準備積立金額	D	9,020,681,143 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,693,354,551 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,054,119,924 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,573 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,324,719 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,832,020 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,527,317,500 円
分配準備積立金額	D	8,913,289,238 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,492,438,758 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,975,235,548 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,601 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,851,413 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,636,331 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円

収益調整金額	C	7,763,597,413 円	収益調整金額	C	7,487,846,761 円
分配準備積立金額	D	9,159,456,504 円	分配準備積立金額	D	8,871,720,505 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,974,762,759 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,411,203,597 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,186,808,150 口	当ファンドの期末残存口数	F	5,939,909,403 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,437 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,628 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	37,120,848 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,639,456 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63,052,754 円	費用控除後の配当等収益額	A	50,898,440 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	7,719,755,746 円	収益調整金額	C	7,454,580,725 円
分配準備積立金額	D	9,109,990,237 円	分配準備積立金額	D	8,823,396,695 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,892,798,737 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,328,875,860 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,147,290,923 口	当ファンドの期末残存口数	F	5,904,417,083 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,480 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,655 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,883,745 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,426,502 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 6,451,344,791 円	期首元本額 6,147,290,923 円
期中追加設定元本額 25,198,455 円	期中追加設定元本額 27,273,826 円
期中一部解約元本額 329,252,323 円	期中一部解約元本額 270,147,666 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	745,734,875	△1,725,122,001
親投資信託受益証券	196	393
合計	745,735,071	△1,725,121,608

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファ	759,631	12,219,424,266	

	小計	ンドー豪ドルコース			
		銘柄数：1	759,631	12,219,424,266	
		組入時価比率：97.5%		100.0%	
	合計			12,219,424,266	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数：1	982,608	1,004,127	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			1,004,127	
合計				12,220,428,393	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 31 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 32 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,960,367	86,418,064
投資信託受益証券	3,763,427,295	3,213,500,220
親投資信託受益証券	1,002,456	1,004,127
未収入金	33,207,570	-
未収利息	396	1,156
流動資産合計	3,858,598,084	3,300,923,567
資産合計	3,858,598,084	3,300,923,567
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	616,897	604,392
未払解約金	23,345,325	106
未払受託者報酬	712,816	619,444
未払委託者報酬	20,196,397	17,550,890
その他未払費用	71,220	61,886
流動負債合計	44,942,655	18,836,718
負債合計	44,942,655	18,836,718
純資産の部		
元本等		
元本	616,897,473	604,392,290
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,196,757,956	2,677,694,559
（分配準備積立金）	2,342,662,898	2,362,964,760
元本等合計	3,813,655,429	3,282,086,849
純資産合計	3,813,655,429	3,282,086,849
負債純資産合計	3,858,598,084	3,300,923,567

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	110,588,340	96,098,800
受取利息	46,413	96,139
有価証券売買等損益	83,015,742	△529,818,186
営業収益合計	193,650,495	△433,623,247
営業費用		
受託者報酬	712,816	619,444

委託者報酬	20,196,397	17,550,890
その他費用	71,220	61,886
営業費用合計	20,980,433	18,232,220
営業利益又は営業損失（△）	172,670,062	△451,855,467
経常利益又は経常損失（△）	172,670,062	△451,855,467
当期純利益又は当期純損失（△）	172,670,062	△451,855,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	35,078,027	2,218,218
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,515,839,729	3,196,757,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,843,297	12,929,643
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,843,297	12,929,643
剰余金減少額又は欠損金増加額	501,900,208	77,314,963
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	501,900,208	77,314,963
分配金	616,897	604,392
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,196,757,956	2,677,694,559

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第31期 2024年10月22日現在	第32期 2025年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 616,897,473 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 604,392,290 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6.1820 円 (10,000口当たり純資産額) (61,820 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5.4304 円 (10,000口当たり純資産額) (54,304 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	88,905,327 円	費用控除後の配当等収益額	A	77,362,311 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	48,686,708 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,187,204,268 円	収益調整金額	C	1,172,488,937 円
分配準備積立金額	D	2,205,687,760 円	分配準備積立金額	D	2,286,206,841 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,530,484,063 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,536,058,089 円
当ファンドの期末残存口数	F	616,897,473 口	当ファンドの期末残存口数	F	604,392,290 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	57,229 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	58,505 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	616,897 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	604,392 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 709,123,462 円	期首元本額 616,897,473 円
期中追加設定元本額 9,329,902 円	期中追加設定元本額 2,465,934 円
期中一部解約元本額 101,555,891 円	期中一部解約元本額 14,971,117 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	61,114,197	△522,054,945
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	61,114,885	△522,053,274

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンダー豪ドルコース	199,770	3,213,500,220	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.9%	199,770	3,213,500,220 100.0%	
	合計			3,213,500,220	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,004,127 0.0%	

	合計		1, 004, 127	
	合計		3, 214, 504, 347	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	511, 124, 021	735, 289, 285
投資信託受益証券	33, 212, 880, 634	28, 368, 614, 928
親投資信託受益証券	1, 002, 456	1, 004, 127
未収利息	3, 323	9, 836
流動資産合計	33, 725, 010, 434	29, 104, 918, 176
資産合計	33, 725, 010, 434	29, 104, 918, 176
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26, 881, 397	25, 288, 607
未払解約金	34, 305, 171	7, 045, 780
未払受託者報酬	864, 089	814, 291
未払委託者報酬	24, 482, 528	23, 071, 578
その他未払費用	86, 400	81, 418
流動負債合計	86, 619, 585	56, 301, 674
負債合計	86, 619, 585	56, 301, 674
純資産の部		
元本等		
元本	26, 881, 397, 734	25, 288, 607, 201
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6, 756, 993, 115	3, 760, 009, 301
（分配準備積立金）	16, 190, 411, 436	15, 643, 643, 458
元本等合計	33, 638, 390, 849	29, 048, 616, 502
純資産合計	33, 638, 390, 849	29, 048, 616, 502
負債純資産合計	33, 725, 010, 434	29, 104, 918, 176

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	674, 044, 190	675, 113, 400
受取利息	316, 573	722, 370
有価証券売買等損益	△2, 188, 303, 483	△2, 909, 217, 342
営業収益合計	△1, 513, 942, 720	△2, 233, 381, 572
営業費用		
受託者報酬	6, 104, 256	5, 512, 120
委託者報酬	172, 953, 916	156, 176, 768

その他費用	610, 363	551, 149
営業費用合計	179, 668, 535	162, 240, 037
営業利益又は営業損失（△）	△1, 693, 611, 255	△2, 395, 621, 609
経常利益又は経常損失（△）	△1, 693, 611, 255	△2, 395, 621, 609
当期純利益又は当期純損失（△）	△1, 693, 611, 255	△2, 395, 621, 609
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△31, 160, 329	△19, 350, 684
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9, 249, 808, 040	6, 756, 993, 115
剰余金増加額又は欠損金減少額	14, 742, 119	9, 530, 732
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14, 742, 119	9, 530, 732
剰余金減少額又は欠損金増加額	679, 979, 265	475, 134, 100
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	679, 979, 265	475, 134, 100
分配金	165, 126, 853	155, 109, 521
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6, 756, 993, 115	3, 760, 009, 301

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024 年 10 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 26, 881, 397, 734 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 25, 288, 607, 201 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 2514 円 (10, 000 口当たり純資産額) (12, 514 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 1487 円 (10, 000 口当たり純資産額) (11, 487 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			1. 分配金の計算過程 2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	120,597,138 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	769,847,877 円
収益調整金額	C	19,001,060,916 円
分配準備積立金額	D	15,902,687,071 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,794,193,002 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,351,379,639 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,625 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	28,351,379 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	84,837,244 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,764,912,388 円
分配準備積立金額	D	16,547,284,809 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,397,034,441 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,990,537,053 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,646 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,990,537 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114,815,064 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,488,843,258 円
分配準備積立金額	D	16,354,960,282 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,958,618,604 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,573,543,606 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,678 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,573,543 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,497,285 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,303,565,678 円
分配準備積立金額	D	16,267,187,078 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,660,250,041 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,288,285,879 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,701 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,288,285 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	88,744,729 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,142,040,275 円

費用控除後の配当等収益額	A	112,547,050 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	17,825,337,886 円
分配準備積立金額	D	15,994,331,144 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,932,216,080 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,559,568,794 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,775 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,559,568 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	86,409,498 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	17,565,627,968 円
分配準備積立金額	D	15,841,828,400 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,493,865,866 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,168,152,630 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,799 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,168,152 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	109,841,489 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	17,408,399,921 円
分配準備積立金額	D	15,754,934,405 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,273,175,815 円
当ファンドの期末残存口数	F	25,929,480,713 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,832 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,929,480 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	109,226,121 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	17,229,583,601 円
分配準備積立金額	D	15,671,223,355 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,010,033,077 円
当ファンドの期末残存口数	F	25,658,492,729 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,865 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,658,492 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	87,770,877 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	17,130,307,189 円

分配準備積立金額	D	16,178,846,963 円	分配準備積立金額	D	15,657,637,898 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,409,631,967 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,875,715,964 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,041,712,346 口	当ファンドの期末残存口数	F	25,505,222,450 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,724 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,889 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,041,712 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,505,222 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,828,994 円	費用控除後の配当等収益額	A	85,251,814 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,037,865,032 円	収益調整金額	C	16,988,339,797 円
分配準備積立金額	D	16,141,463,839 円	分配準備積立金額	D	15,583,680,251 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,255,157,865 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,657,271,862 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,881,397,734 口	当ファンドの期末残存口数	F	25,288,607,201 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,743 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,913 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,881,397 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,288,607 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 28,688,907,606 円	期首元本額 26,881,397,734 円
期中追加設定元本額 42,874,692 円	期中追加設定元本額 32,548,501 円
期中一部解約元本額 1,850,384,564 円	期中一部解約元本額 1,625,339,034 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	936,664,388	△5,032,554,444
親投資信託受益証券	196	393
合計	936,664,584	△5,032,554,051

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース	3,638,868	28,368,614,928	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.7%	3,638,868	28,368,614,928 100.0%	
	合計			28,368,614,928	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	982,608	1,004,127 0.0%	
	合計			1,004,127	
合計				28,369,619,055	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 31 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 32 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,624,331	90,168,662
投資信託受益証券	3,873,300,361	3,329,086,900
親投資信託受益証券	1,002,456	1,004,127
未収利息	381	1,206
流動資産合計	3,932,927,529	3,420,260,895
資産合計	3,932,927,529	3,420,260,895
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	685,398	646,318
未払解約金	4,456,981	103
未払受託者報酬	704,644	639,700
未払委託者報酬	19,964,892	18,124,796
その他未払費用	70,404	63,915
流動負債合計	25,882,319	19,474,832
負債合計	25,882,319	19,474,832
純資産の部		
元本等		
元本	685,398,442	646,318,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,221,646,768	2,754,467,866
（分配準備積立金）	2,743,032,195	2,642,837,404
元本等合計	3,907,045,210	3,400,786,063
純資産合計	3,907,045,210	3,400,786,063
負債純資産合計	3,932,927,529	3,420,260,895

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	78,073,820	78,307,950
受取利息	37,154	95,201
有価証券売買等損益	△237,821,613	△334,285,774
営業収益合計	△159,710,639	△255,882,623
営業費用		
受託者報酬	704,644	639,700
委託者報酬	19,964,892	18,124,796

その他費用	70,404	63,915
営業費用合計	20,739,940	18,828,411
営業利益又は営業損失（△）	△180,450,579	△274,711,034
経常利益又は経常損失（△）	△180,450,579	△274,711,034
当期純利益又は当期純損失（△）	△180,450,579	△274,711,034
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	19,272,539	8,872,925
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,704,280,644	3,221,646,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,521,847	2,866,119
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,521,847	2,866,119
剰余金減少額又は欠損金増加額	284,747,207	185,814,744
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	284,747,207	185,814,744
分配金	685,398	646,318
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,221,646,768	2,754,467,866

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第31期 2024年10月22日現在	第32期 2025年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 685,398,442口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 646,318,197口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5.7004円 (10,000口当たり純資産額) (57,004円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5.2618円 (10,000口当たり純資産額) (52,618円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	55,705,801 円	費用控除後の配当等収益額	A	58,500,095 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1, 408, 295, 073 円	収益調整金額	C	1, 330, 309, 437 円
分配準備積立金額	D	2, 688, 011, 792 円	分配準備積立金額	D	2, 584, 983, 627 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 152, 012, 666 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 973, 793, 159 円
当ファンドの期末残存口数	F	685, 398, 442 口	当ファンドの期末残存口数	F	646, 318, 197 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	60, 578 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	61, 483 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	685, 398 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	646, 318 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 742,127,376 円	期首元本額 685,398,442 円
期中追加設定元本額 505,682 円	期中追加設定元本額 588,699 円
期中一部解約元本額 57,234,616 円	期中一部解約元本額 39,668,944 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△255,933,027	△335,214,625
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	△255,932,339	△335,212,954

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド ブラジルリアルコース	427,025	3,329,086,900	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.9%	427,025	3,329,086,900 100.0%	
	合計			3,329,086,900	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,004,127 0.0%	
	合計			1,004,127	

合計		3,330,091,027

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,582,309	62,718,786
投資信託受益証券	2,350,043,157	2,119,798,574
親投資信託受益証券	1,002,455	1,004,126
未収入金	13,004,422	-
未収利息	250	839
流動資産合計	2,402,632,593	2,183,522,325
資産合計	2,402,632,593	2,183,522,325
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,951,817	5,666,020
未払解約金	13,534,845	17
未払受託者報酬	59,182	59,604
未払委託者報酬	1,676,856	1,688,785
その他未払費用	5,907	5,951
流動負債合計	21,228,607	7,420,377
負債合計	21,228,607	7,420,377
純資産の部		
元本等		
元本	2,975,908,589	2,833,010,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△594,504,603	△656,908,131
（分配準備積立金）	869,819,938	858,752,236
元本等合計	2,381,403,986	2,176,101,948
純資産合計	2,381,403,986	2,176,101,948
負債純資産合計	2,402,632,593	2,183,522,325

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	84,877,890	79,724,040
受取利息	24,643	67,384
有価証券売買等損益	300,235,802	△115,118,995
営業収益合計	385,138,335	△35,327,571
営業費用		
受託者報酬	397,676	412,168

委託者報酬	11,267,586	11,678,033
その他費用	39,705	41,160
営業費用合計	11,704,967	12,131,361
営業利益又は営業損失（△）	373,433,368	△47,458,932
経常利益又は経常損失（△）	373,433,368	△47,458,932
当期純利益又は当期純損失（△）	373,433,368	△47,458,932
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,945,827	1,605,794
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,000,388,892	△594,504,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,655,660	24,222,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,655,660	24,222,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,303,335	3,076,913
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,303,335	3,076,913
分配金	36,955,577	34,484,062
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△594,504,603	△656,908,131

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年10月22日現在	当期 2025年4月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,975,908,589 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,833,010,079 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 594,504,603 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 656,908,131 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8002 円 (10,000口当たり純資産額) (8,002 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7681 円 (10,000口当たり純資産額) (7,681 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期	当期

自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,531,314 円	費用控除後の配当等収益額	A	13,407,806 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,046,582,033 円	収益調整金額	C	1,888,668,111 円
分配準備積立金額	D	905,830,648 円	分配準備積立金額	D	859,535,671 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,966,943,995 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,761,611,588 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,209,637,546 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,942,381,197 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,243 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,385 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,419,275 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,884,762 円
2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで			2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,981,027 円	費用控除後の配当等収益額	A	13,044,715 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,997,315,427 円	収益調整金額	C	1,853,499,707 円
分配準備積立金額	D	890,793,437 円	分配準備積立金額	D	849,783,832 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,902,089,891 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,716,328,254 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,130,932,295 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,886,230,962 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,269 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,411 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,261,864 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,772,461 円
2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで			2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,807,882 円	費用控除後の配当等収益額	A	12,862,117 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,973,389,548 円	収益調整金額	C	1,853,508,027 円
分配準備積立金額	D	876,665,243 円	分配準備積立金額	D	854,679,464 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,863,862,673 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,721,049,608 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,081,264,452 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,883,672,757 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,294 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,436 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,162,528 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,767,345 円
2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで			2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,014,271 円	費用控除後の配当等収益額	A	10,838,509 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,957,126,698 円	収益調整金額	C	1,838,087,277 円
分配準備積立金額	D	873,507,431 円	分配準備積立金額	D	851,703,333 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,842,648,400 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,700,629,119 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,051,976,088 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,856,503,064 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,314 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,454 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,103,952 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,713,006 円
2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで			2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,973,181 円	費用控除後の配当等収益額	A	11,370,843 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,942,419,039 円	収益調整金額	C	1,828,266,980 円
分配準備積立金額	D	871,960,609 円	分配準備積立金額	D	851,348,590 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,826,352,829 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,690,986,413 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,028,070,586 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,840,234,305 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,333 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,474 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,056,141 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,680,468 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,571,752 円	費用控除後の配当等収益額	A	11,289,079 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,909,621,601 円	収益調整金額	C	1,825,380,456 円
分配準備積立金額	D	862,200,003 円	分配準備積立金額	D	853,129,177 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,785,393,356 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,689,798,712 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,975,908,589 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,833,010,079 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,359 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,494 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,951,817 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,666,020 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 3,292,758,383 円	期首元本額 2,975,908,589 円
期中追加設定元本額 46,814,595 円	期中追加設定元本額 25,374,499 円
期中一部解約元本額 363,664,389 円	期中一部解約元本額 168,273,009 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	213,184,764	△265,734,684
親投資信託受益証券	196	393
合計	213,184,960	△265,734,291

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド ードトルコリラコース	434, 207	2, 119, 798, 574	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97. 4%	434, 207	2, 119, 798, 574 100. 0%	
	合計			2, 119, 798, 574	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982, 607	1, 004, 126	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0. 0%	982, 607	1, 004, 126 0. 0%	
	合計			1, 004, 126	
合計				2, 120, 802, 700	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 31 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 32 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,263,427	32,591,845
投資信託受益証券	840,669,368	972,333,294
親投資信託受益証券	1,002,456	1,004,127
未収利息	86	435
流動資産合計	854,935,337	1,005,929,701
資産合計	854,935,337	1,005,929,701
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	317,614	382,708
未払解約金	-	14
未払受託者報酬	132,027	161,089
未払委託者報酬	3,740,722	4,564,212
その他未払費用	13,139	16,046
流動負債合計	4,203,502	5,124,069
負債合計	4,203,502	5,124,069
純資産の部		
元本等		
元本	317,614,480	382,708,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	533,117,355	618,097,106
（分配準備積立金）	393,037,655	396,023,112
元本等合計	850,731,835	1,000,805,632
純資産合計	850,731,835	1,000,805,632
負債純資産合計	854,935,337	1,005,929,701

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	28,400,700	31,445,370
受取利息	9,379	36,665
有価証券売買等損益	88,080,873	△78,335,262
営業収益合計	116,490,952	△46,853,227
営業費用		
受託者報酬	132,027	161,089
委託者報酬	3,740,722	4,564,212

その他費用	13, 139	16, 046
営業費用合計	3, 885, 888	4, 741, 347
営業利益又は営業損失（△）	112, 605, 064	△51, 594, 574
経常利益又は経常損失（△）	112, 605, 064	△51, 594, 574
当期純利益又は当期純損失（△）	112, 605, 064	△51, 594, 574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2, 945, 546	2, 940, 065
期首剰余金又は期首欠損金（△）	392, 838, 159	533, 117, 355
剰余金増加額又は欠損金減少額	47, 880, 523	172, 685, 778
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47, 880, 523	172, 685, 778
剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 943, 231	32, 788, 680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 943, 231	32, 788, 680
分配金	317, 614	382, 708
期末剰余金又は期末欠損金（△）	533, 117, 355	618, 097, 106

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 10 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 317, 614, 480 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 382, 708, 526 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2. 6785 円 (10, 000 口当たり純資産額) (26, 785 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2. 6151 円 (10, 000 口当たり純資産額) (26, 151 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27, 045, 438 円	費用控除後の配当等収益額	A	26, 205, 224 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	502, 966, 654 円	収益調整金額	C	713, 777, 459 円
分配準備積立金額	D	366, 309, 831 円	分配準備積立金額	D	370, 200, 596 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	896, 321, 923 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 110, 183, 279 円
当ファンドの期末残存口数	F	317, 614, 480 口	当ファンドの期末残存口数	F	382, 708, 526 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	28, 220 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	29, 008 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	317, 614 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	382, 708 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 32 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 304,016,033 円	期首元本額 317,614,480 円
期中追加設定元本額 26,487,187 円	期中追加設定元本額 84,517,265 円
期中一部解約元本額 12,888,740 円	期中一部解約元本額 19,423,219 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 32 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	86,074,506	△77,922,097
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	86,075,194	△77,920,426

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース	199,167	972,333,294	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:97.2%	199,167	972,333,294 99.9%	
	合計			972,333,294	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,004,127	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:0.1%	982,608	1,004,127 0.1%	
	合計			1,004,127	

合計		973, 337, 421

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,402,642	62,668,942
投資信託受益証券	2,913,238,365	2,500,977,735
親投資信託受益証券	1,002,457	1,004,128
未収利息	295	838
流動資産合計	2,959,643,759	2,564,651,643
資産合計	2,959,643,759	2,564,651,643
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,932,711	2,863,305
未払解約金	－	4,632,027
未払受託者報酬	74,836	70,817
未払委託者報酬	2,120,338	2,006,388
その他未払費用	7,472	7,071
流動負債合計	5,135,357	9,579,608
負債合計	5,135,357	9,579,608
純資産の部		
元本等		
元本	1,466,355,916	1,431,652,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,488,152,486	1,123,419,083
（分配準備積立金）	1,840,666,197	1,819,573,940
元本等合計	2,954,508,402	2,555,072,035
純資産合計	2,954,508,402	2,555,072,035
負債純資産合計	2,959,643,759	2,564,651,643

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	50,822,040	50,404,640
受取利息	29,850	61,899
有価証券売買等損益	64,289,635	△347,932,475
営業収益合計	115,141,525	△297,465,936
営業費用		
受託者報酬	503,098	485,638
委託者報酬	14,254,334	13,759,612

その他費用	50,256	48,503
営業費用合計	14,807,688	14,293,753
営業利益又は営業損失（△）	100,333,837	△311,759,689
経常利益又は経常損失（△）	100,333,837	△311,759,689
当期純利益又は当期純損失（△）	100,333,837	△311,759,689
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	45,876	△1,101,688
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,418,858,880	1,488,152,486
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,570,618	2,044,870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,570,618	2,044,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,924,995	38,778,416
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,924,995	38,778,416
分配金	17,639,978	17,341,856
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,488,152,486	1,123,419,083

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年10月22日現在	当期 2025年4月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,466,355,916 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,431,652,952 口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0149 円 (10,000口当たり純資産額) (20,149 円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7847 円 (10,000口当たり純資産額) (17,847 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			1. 分配金の計算過程 2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	8,386,217 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	150,741,958 円
収益調整金額	C	448,362,214 円
分配準備積立金額	D	1,567,013,418 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,174,503,807 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,473,155,408 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,760 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,946,310 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,996,565 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	42,182,133 円
収益調整金額	C	448,308,358 円
分配準備積立金額	D	1,720,892,229 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,219,379,285 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,471,547,819 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,081 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,943,095 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,195,091 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	80,250,315 円
収益調整金額	C	446,192,850 円
分配準備積立金額	D	1,757,456,023 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,292,094,279 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,463,020,824 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,666 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,926,041 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,154,030 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	466,775,745 円
分配準備積立金額	D	1,838,076,061 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,311,005,836 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,473,030,525 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,688 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,946,061 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,078,792 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	467,165,556 円

費用控除後の配当等収益額	A	8,159,006 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	461,929,447 円
分配準備積立金額	D	1,824,650,344 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,294,738,797 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,453,848,258 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,783 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,907,696 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,968,516 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	461,370,347 円
分配準備積立金額	D	1,825,617,266 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,292,956,129 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,450,762,674 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,805 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,901,525 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,731,663 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	461,846,588 円
分配準備積立金額	D	1,828,684,257 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,298,262,508 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,451,064,354 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,838 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,902,128 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,960,773 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	461,361,707 円
分配準備積立金額	D	1,829,731,518 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,299,053,998 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,448,355,224 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,873 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,896,710 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,288,220 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	457,556,883 円

分配準備積立金額	D	1,840,661,962 円	分配準備積立金額	D	1,817,899,423 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,313,906,310 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,281,744,526 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,472,880,498 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,435,246,233 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,710 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,897 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,945,760 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,870,492 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,346,960 円	費用控除後の配当等収益額	A	6,178,678 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	465,509,989 円	収益調整金額	C	456,931,311 円
分配準備積立金額	D	1,835,251,948 円	分配準備積立金額	D	1,816,258,567 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,309,108,897 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,279,368,556 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,466,355,916 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,431,652,952 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,747 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,921 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,932,711 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,863,305 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 1,474,599,433 円	期首元本額 1,466,355,916 円
期中追加設定元本額 17,096,385 円	期中追加設定元本額 1,955,019 円
期中一部解約元本額 25,339,902 円	期中一部解約元本額 36,657,983 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	140,317,983	△422,924,529
親投資信託受益証券	196	393
合計	140,318,179	△422,924,136

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（2025 年 4 月 22 日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（2025 年 4 月 22 日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンダー資源国通貨コース	206,607	2,500,977,735	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%	206,607	2,500,977,735 100.0%	
	合計			2,500,977,735	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,004,128	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	982,609	1,004,128 0.0%	
	合計			1,004,128	
合計				2,501,981,863	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 29 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,850,499	68,228,066
投資信託受益証券	3,056,958,730	2,627,789,715
親投資信託受益証券	1,002,457	1,004,128
未収入金	-	13,711,410
未収利息	317	912
流動資産合計	3,106,812,003	2,710,734,231
資産合計	3,106,812,003	2,710,734,231
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	699,614	685,141
未払解約金	-	34
未払受託者報酬	578,992	512,632
未払委託者報酬	16,404,685	14,524,504
その他未払費用	57,837	51,204
流動負債合計	17,741,128	15,773,515
負債合計	17,741,128	15,773,515
純資産の部		
元本等		
元本	699,614,933	685,141,839
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,389,455,942	2,009,818,877
（分配準備積立金）	2,199,549,114	2,188,378,701
元本等合計	3,089,070,875	2,694,960,716
純資産合計	3,089,070,875	2,694,960,716
負債純資産合計	3,106,812,003	2,710,734,231

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	58,218,440	53,146,160
受取利息	35,632	77,856
有価証券売買等損益	72,074,044	△367,947,858
営業収益合計	130,328,116	△314,723,842
営業費用		
受託者報酬	578,992	512,632

委託者報酬	16,404,685	14,524,504
その他費用	57,837	51,204
営業費用合計	17,041,514	15,088,340
営業利益又は営業損失（△）	113,286,602	△329,812,182
経常利益又は経常損失（△）	113,286,602	△329,812,182
当期純利益又は当期純損失（△）	113,286,602	△329,812,182
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,359,208	114,515
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,594,265,313	2,389,455,942
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,079,582	3,287,130
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,079,582	3,287,130
剰余金減少額又は欠損金増加額	302,116,733	52,312,357
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	302,116,733	52,312,357
分配金	699,614	685,141
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,389,455,942	2,009,818,877

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2024年10月22日現在	第29期 2025年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 699,614,933口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 685,141,839口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.4154円 (10,000口当たり純資産額) (44,154円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.9334円 (10,000口当たり純資産額) (39,334円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自2024年4月23日 至2024年10月22日	第29期 自2024年10月23日 至2025年4月22日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	46,195,746 円	費用控除後の配当等収益額	A	37,597,402 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	50,731,648 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	367,396,874 円	収益調整金額	C	362,591,567 円
分配準備積立金額	D	2,103,321,334 円	分配準備積立金額	D	2,151,466,440 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,567,645,602 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,551,655,409 円
当ファンドの期末残存口数	F	699,614,933 口	当ファンドの期末残存口数	F	685,141,839 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,700 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,242 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	699,614 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	685,141 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 29 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 791,847,544 円	期首元本額 699,614,933 円
期中追加設定元本額 322,298 円	期中追加設定元本額 899,074 円
期中一部解約元本額 92,554,909 円	期中一部解約元本額 15,372,168 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	60,259,730	△360,357,780
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	60,260,418	△360,356,109

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンダー資源国通貨コース	217,083	2,627,789,715	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.5%	217,083	2,627,789,715 100.0%	
	合計			2,627,789,715	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,004,128	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,609	1,004,128 0.0%	

	合計		1, 004, 128	
	合計		2, 628, 793, 843	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,796,097	45,521,887
投資信託受益証券	1,803,615,792	1,495,579,786
親投資信託受益証券	1,002,457	1,004,128
未収利息	135	608
流動資産合計	1,825,414,481	1,542,106,409
資産合計	1,825,414,481	1,542,106,409
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,279,789	2,161,188
未払解約金	92,288	－
未払受託者報酬	45,648	43,285
未払委託者報酬	1,293,310	1,226,425
その他未払費用	4,555	4,318
流動負債合計	3,715,590	3,435,216
負債合計	3,715,590	3,435,216
純資産の部		
元本等		
元本	455,957,800	432,237,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,365,741,091	1,106,433,406
（分配準備積立金）	1,333,333,923	1,273,091,205
元本等合計	1,821,698,891	1,538,671,193
純資産合計	1,821,698,891	1,538,671,193
負債純資産合計	1,825,414,481	1,542,106,409

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	34,063,180	32,598,990
受取利息	18,364	40,788
有価証券売買等損益	51,909,085	△201,949,221
営業収益合計	85,990,629	△169,309,443
営業費用		
受託者報酬	314,276	301,219
委託者報酬	8,904,475	8,534,529

その他費用	31,363	30,061
営業費用合計	9,250,114	8,865,809
営業利益又は営業損失（△）	76,740,515	△178,175,252
経常利益又は経常損失（△）	76,740,515	△178,175,252
当期純利益又は当期純損失（△）	76,740,515	△178,175,252
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,109,702	△5,924,046
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,400,299,990	1,365,741,091
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,928,790	4,224,614
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,928,790	4,224,614
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,115,003	77,943,514
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,115,003	77,943,514
分配金	14,003,499	13,337,579
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,365,741,091	1,106,433,406

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年10月22日現在	当期 2025年4月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 455,957,800 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 432,237,787 口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.9953 円 (10,000口当たり純資産額) (39,953 円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5598 円 (10,000口当たり純資産額) (35,598 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日								
1. 分配金の計算過程 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			1. 分配金の計算過程 2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで								
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>			項目			<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>			項目		
項目											
項目											

費用控除後の配当等収益額	A	5,453,576 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	69,203,186 円
収益調整金額	C	355,838,546 円
分配準備積立金額	D	1,200,138,053 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,630,633,361 円
当ファンドの期末残存口数	F	479,835,545 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,983 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,399,177 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,843,439 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	42,524,452 円
収益調整金額	C	354,065,499 円
分配準備積立金額	D	1,262,962,291 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,665,395,681 円
当ファンドの期末残存口数	F	476,520,040 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	34,949 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,382,600 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,844,131 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	75,563,911 円
収益調整金額	C	348,442,547 円
分配準備積立金額	D	1,283,960,306 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,713,810,895 円
当ファンドの期末残存口数	F	467,716,196 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,642 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,338,580 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,396,791 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	343,659,552 円
分配準備積立金額	D	1,340,575,857 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,688,632,200 円
当ファンドの期末残存口数	F	460,246,584 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,689 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,301,232 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,781,634 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	344,404,050 円

費用控除後の配当等収益額	A	5,104,980 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	341,161,213 円
分配準備積立金額	D	1,328,290,156 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,674,556,349 円
当ファンドの期末残存口数	F	454,431,586 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,849 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,272,157 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,598,160 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	336,590,369 円
分配準備積立金額	D	1,310,413,478 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,652,602,007 円
当ファンドの期末残存口数	F	447,538,445 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,926 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,237,692 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,197,000 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	337,743,555 円
分配準備積立金額	D	1,313,773,946 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,655,714,501 円
当ファンドの期末残存口数	F	447,850,803 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,970 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,239,254 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,984,909 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	335,027,403 円
分配準備積立金額	D	1,301,974,452 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,640,986,764 円
当ファンドの期末残存口数	F	443,373,076 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,011 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,216,865 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,846,473 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	334,621,563 円

分配準備積立金額	D	1,342,578,258 円	分配準備積立金額	D	1,299,403,754 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,690,763,942 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,637,871,790 円
当ファンドの期末残存口数	F	460,424,216 口	当ファンドの期末残存口数	F	442,084,734 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,721 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,048 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円	10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,302,121 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,210,423 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,182,781 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,693,138 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	341,703,880 円	収益調整金額	C	327,774,683 円
分配準備積立金額	D	1,330,430,931 円	分配準備積立金額	D	1,271,559,255 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,677,317,592 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,603,027,076 円
当ファンドの期末残存口数	F	455,957,800 口	当ファンドの期末残存口数	F	432,237,787 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	36,786 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,086 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円	10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,279,789 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,161,188 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 486,239,767 円	期首元本額 455,957,800 円
期中追加設定元本額 1,591,511 円	期中追加設定元本額 1,358,498 円
期中一部解約元本額 31,873,478 円	期中一部解約元本額 25,078,511 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	104,261,322	△226,048,045
親投資信託受益証券	196	393
合計	104,261,518	△226,047,652

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース	54,667	1,495,579,786	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.2%	54,667	1,495,579,786 99.9%	
	合計			1,495,579,786	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,004,128	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	982,609	1,004,128 0.1%	
	合計			1,004,128	
合計				1,496,583,914	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 29 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,903,269	17,600,088
投資信託受益証券	853,069,456	654,950,520
親投資信託受益証券	1,002,457	1,004,128
未収入金	89,421,109	5,318,820
未収利息	90	235
流動資産合計	957,396,381	678,873,791
資産合計	957,396,381	678,873,791
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	138,302	108,772
未払解約金	-	2,029,062
未払受託者報酬	163,709	134,033
未払委託者報酬	4,638,621	3,797,363
その他未払費用	16,311	13,338
流動負債合計	4,956,943	6,082,568
負債合計	4,956,943	6,082,568
純資産の部		
元本等		
元本	138,302,240	108,772,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	814,137,198	564,019,014
（分配準備積立金）	670,013,796	536,357,585
元本等合計	952,439,438	672,791,223
純資産合計	952,439,438	672,791,223
負債純資産合計	957,396,381	678,873,791

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	17,648,280	14,328,450
受取利息	10,028	23,029
有価証券売買等損益	26,861,220	△82,026,704
営業収益合計	44,519,528	△67,675,225
営業費用		
受託者報酬	163,709	134,033

委託者報酬	4,638,621	3,797,363
その他費用	16,311	13,338
営業費用合計	4,818,641	3,944,734
営業利益又は営業損失（△）	39,700,887	△71,619,959
経常利益又は経常損失（△）	39,700,887	△71,619,959
当期純利益又は当期純損失（△）	39,700,887	△71,619,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,361,724	5,146,566
期首剰余金又は期首欠損金（△）	819,648,291	814,137,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,661,255	1,224,013
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,661,255	1,224,013
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,373,209	174,466,900
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,373,209	174,466,900
分配金	138,302	108,772
期末剰余金又は期末欠損金（△）	814,137,198	564,019,014

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年10月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2024年10月22日現在	第29期 2025年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 138,302,240口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 108,772,209口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6.8867円 (10,000口当たり純資産額) (68,867円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6.1853円 (10,000口当たり純資産額) (61,853円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自2024年4月23日 至2024年10月22日	第29期 自2024年10月23日 至2025年4月22日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	15,112,664 円	費用控除後の配当等収益額	A	9,904,485 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,226,499 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	144,123,402 円	収益調整金額	C	93,224,671 円
分配準備積立金額	D	636,812,935 円	分配準備積立金額	D	526,561,872 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	814,275,500 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	629,691,028 円
当ファンドの期末残存口数	F	138,302,240 口	当ファンドの期末残存口数	F	108,772,209 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	58,876 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	57,890 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	138,302 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	108,772 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 29 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 145,311,581 円	期首元本額 138,302,240 円
期中追加設定元本額 703,348 円	期中追加設定元本額 201,210 円
期中一部解約元本額 7,712,689 円	期中一部解約元本額 29,731,241 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 29 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	19,873,846	△84,517,776
親投資信託受益証券	688	1,671
合計	19,874,534	△84,516,105

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド アジア通貨コース	23,940	654,950,520	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.3%	23,940	654,950,520 99.8%	
	合計			654,950,520	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,004,128	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.1%	982,609	1,004,128 0.2%	

	合計		1, 004, 128	
	合計		655, 954, 648	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型の2024年10月23日から2025年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型の2025年4月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024 年 10 月 22 日現在)	当期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	238, 152, 474	403, 736, 712
投資信託受益証券	16, 937, 013, 912	14, 851, 036, 044
親投資信託受益証券	10, 007	10, 023
未収利息	1, 548	5, 401
流動資産合計	17, 175, 177, 941	15, 254, 788, 180
資産合計	17, 175, 177, 941	15, 254, 788, 180
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4, 782, 459	4, 575, 250
未払解約金	15, 682, 947	28, 579, 195
未払受託者報酬	427, 624	420, 691
未払委託者報酬	12, 116, 005	11, 919, 636
その他未払費用	42, 753	42, 059
流動負債合計	33, 051, 788	45, 536, 831
負債合計	33, 051, 788	45, 536, 831
純資産の部		
元本等		
元本	4, 782, 459, 937	4, 575, 250, 940
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12, 359, 666, 216	10, 634, 000, 409
（分配準備積立金）	12, 725, 324, 029	12, 262, 678, 896
元本等合計	17, 142, 126, 153	15, 209, 251, 349
純資産合計	17, 142, 126, 153	15, 209, 251, 349
負債純資産合計	17, 175, 177, 941	15, 254, 788, 180

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	212, 234, 050	202, 847, 970
受取利息	181, 394	381, 139
有価証券売買等損益	117, 755, 876	△1, 249, 196, 067
営業収益合計	330, 171, 320	△1, 045, 966, 958
営業費用		
受託者報酬	2, 982, 538	2, 895, 088
委託者報酬	84, 505, 270	82, 027, 556

その他費用	298, 192	289, 451
営業費用合計	87, 786, 000	85, 212, 095
営業利益又は営業損失（△）	242, 385, 320	△1, 131, 179, 053
経常利益又は経常損失（△）	242, 385, 320	△1, 131, 179, 053
当期純利益又は当期純損失（△）	242, 385, 320	△1, 131, 179, 053
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14, 329, 775	△7, 498, 243
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13, 052, 454, 036	12, 359, 666, 216
剰余金増加額又は欠損金減少額	358, 757, 958	41, 121, 341
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358, 757, 958	41, 121, 341
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 250, 269, 145	615, 174, 598
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 250, 269, 145	615, 174, 598
分配金	29, 332, 178	27, 931, 740
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12, 359, 666, 216	10, 634, 000, 409

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024 年 10 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4, 782, 459, 937 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 4, 575, 250, 940 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3. 5844 円 (10, 000 口当たり純資産額) (35, 844 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3. 3242 円 (10, 000 口当たり純資産額) (33, 242 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで			1. 分配金の計算過程 2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	33,222,954 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	846,611,076 円
収益調整金額	C	3,008,502,245 円
分配準備積立金額	D	11,555,701,591 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,444,037,866 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,072,282,186 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	30,447 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,072,282 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,777,121 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	568,010,575 円
収益調整金額	C	2,982,734,204 円
分配準備積立金額	D	12,238,183,641 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,826,705,541 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,000,352,529 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,651 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,000,352 円

2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,807,387 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	631,921,971 円
収益調整金額	C	2,926,210,781 円
分配準備積立金額	D	12,411,738,206 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,006,678,345 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,846,853,545 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,024 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,846,853 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,756,366 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,983,182,279 円
分配準備積立金額	D	12,957,355,158 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,964,293,803 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,828,148,081 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,065 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,828,148 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,024,413 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,059,779,971 円

費用控除後の配当等収益額	A	31,287,053 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,105,598,494 円
分配準備積立金額	D	12,595,900,893 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,732,786,440 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,737,595,450 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,208 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,737,595 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,812,564 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,091,046,499 円
分配準備積立金額	D	12,520,707,666 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,642,566,729 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,702,437,265 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,264 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,702,437 円

2024 年 12 月 24 日から 2025 年 1 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,664,156 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,072,329,441 円
分配準備積立金額	D	12,461,437,013 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,565,430,610 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,671,022,925 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,323 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,671,022 円

2025 年 1 月 23 日から 2025 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,879,767 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,057,500,117 円
分配準備積立金額	D	12,378,512,348 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,455,892,232 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,633,433,121 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,357 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,633,433 円

2025 年 2 月 26 日から 2025 年 3 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,944,945 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,045,392,662 円

分配準備積立金額	D	12, 814, 249, 085 円	分配準備積立金額	D	12, 334, 644, 796 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15, 892, 053, 469 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15, 403, 982, 403 円
当ファンドの期末残存口数	F	4, 802, 084, 591 口	当ファンドの期末残存口数	F	4, 612, 003, 627 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	33, 094 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	33, 399 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	4, 802, 084 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	4, 612, 003 円
2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで			2025 年 3 月 25 日から 2025 年 4 月 22 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31, 636, 470 円	費用控除後の配当等収益額	A	18, 086, 274 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3, 124, 341, 843 円	収益調整金額	C	3, 027, 888, 361 円
分配準備積立金額	D	12, 698, 470, 018 円	分配準備積立金額	D	12, 249, 167, 872 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15, 854, 448, 331 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15, 295, 142, 507 円
当ファンドの期末残存口数	F	4, 782, 459, 937 口	当ファンドの期末残存口数	F	4, 575, 250, 940 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	33, 151 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	33, 430 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	4, 782, 459 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	4, 575, 250 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 10 月 22 日現在	当期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 5,094,489,568 円	期首元本額 4,782,459,937 円
期中追加設定元本額 142,630,464 円	期中追加設定元本額 14,954,026 円
期中一部解約元本額 454,660,095 円	期中一部解約元本額 222,163,023 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	当期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,215,871,786	△2,140,909,056
親投資信託受益証券	2	4
合計	1,215,871,788	△2,140,909,052

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース	506,844	14,851,036,044	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.6%	506,844	14,851,036,044 100.0%	
	合計			14,851,036,044	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,809	10,023	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	9,809	10,023 0.0%	
	合計			10,023	
	合計			14,851,046,067	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型の2024年10月23日から2025年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型の2025年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 22 期 (2024 年 10 月 22 日現在)	第 23 期 (2025 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	300,314,114	396,309,201
投資信託受益証券	18,704,823,722	15,708,881,421
親投資信託受益証券	10,007	10,023
未収入金	-	92,511,063
未収利息	1,952	5,301
流動資産合計	19,005,149,795	16,197,717,009
資産合計	19,005,149,795	16,197,717,009
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,929,468	4,519,711
未払解約金	14,777,474	25,411,861
未払受託者報酬	3,165,060	3,101,351
未払委託者報酬	89,676,680	87,871,405
その他未払費用	316,441	310,070
流動負債合計	112,865,123	121,214,398
負債合計	112,865,123	121,214,398
純資産の部		
元本等		
元本	4,929,468,640	4,519,711,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,962,816,032	11,556,791,590
（分配準備積立金）	10,439,025,942	9,587,308,212
元本等合計	18,892,284,672	16,076,502,611
純資産合計	18,892,284,672	16,076,502,611
負債純資産合計	19,005,149,795	16,197,717,009

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
営業収益		
受取配当金	225,327,940	216,540,700
受取利息	222,633	416,467
有価証券売買等損益	74,193,132	△1,290,881,300
営業収益合計	299,743,705	△1,073,924,133
営業費用		
受託者報酬	3,165,060	3,101,351

委託者報酬	89,676,680	87,871,405
その他費用	316,441	310,070
営業費用合計	93,158,181	91,282,826
営業利益又は営業損失（△）	206,585,524	△1,165,206,959
経常利益又は経常損失（△）	206,585,524	△1,165,206,959
当期純利益又は当期純損失（△）	206,585,524	△1,165,206,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	66,315,722	88,757,022
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,700,971,873	13,962,816,032
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,071,408,107	153,196,914
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,071,408,107	153,196,914
剰余金減少額又は欠損金増加額	944,904,282	1,300,737,664
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	944,904,282	1,300,737,664
分配金	4,929,468	4,519,711
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,962,816,032	11,556,791,590

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 10 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 22 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 23 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,929,468,640 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,519,711,021 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3.8325 円 (10,000 口当たり純資産額) (38,325 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3.5570 円 (10,000 口当たり純資産額) (35,570 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日			第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	133,055,362 円	費用控除後の配当等収益額	A	120,521,952 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,214,440 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,523,790,090 円	収益調整金額	C	3,157,031,639 円
分配準備積立金額	D	10,303,685,608 円	分配準備積立金額	D	9,471,305,971 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,967,745,500 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,748,859,562 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,929,468,640 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,519,711,021 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,335 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,207 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,929,468 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,519,711 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 22 期 2024 年 10 月 22 日現在	第 23 期 2025 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
期首元本額 4,869,365,129 円	期首元本額 4,929,468,640 円
期中追加設定元本額 397,069,090 円	期中追加設定元本額 51,024,620 円
期中一部解約元本額 336,965,579 円	期中一部解約元本額 460,782,239 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 22 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	第 23 期 自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	46,459,117	△1,339,047,976
親投資信託受益証券	7	16
合計	46,459,124	△1,339,047,960

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース	536,121	15,708,881,421	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:97.7%	536,121	15,708,881,421 100.0%	
	合計			15,708,881,421	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,809	10,023	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:0.0%	9,809	10,023 0.0%	

	合計		10,023	
	合計		15,708,891,444	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村日本ブランド株投資(通貨選択型)」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 4 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,192,020,060
現先取引勘定	2,860,000,000
未収利息	29,323
差入委託証拠金	141,616,000
流動資産合計	5,193,665,383
資産合計	5,193,665,383
負債の部	
流動負債	
未払解約金	40,000,000
流動負債合計	40,000,000
負債合計	40,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,043,081,073
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	110,584,310
元本等合計	5,153,665,383
純資産合計	5,153,665,383
負債純資産合計	5,193,665,383

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
2. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によってお

ります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 0219 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10, 219 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 10 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 4 月 22 日現在	
期首	2024 年 10 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	2, 737, 701, 128 円
同期中における追加設定元本額	6, 416, 677, 531 円
同期中における一部解約元本額	4, 111, 297, 586 円
期末元本額	5, 043, 081, 073 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	1, 254, 472, 378 円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	287, 407, 016 円
ネクストコア	36, 548, 705 円
野村世界高金利通貨投信	34, 318, 227 円
野村新世界高金利通貨投信	982, 608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982, 609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982, 609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982, 609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261 円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607 円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672 円

ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファンダ Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファンダ Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円

野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	116,529 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797 円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001 円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020 円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049 円
マイライフ・エール（年2%目標払出型）	98,049 円
マイライフ・エール（年6%目標払出型）	98,049 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース	98,078 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース	98,078 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド（米ドル売り円買い）（野村SMA・EW向け）	9,808 円
野村アバンティス米国小型株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809 円
野村アバンティス米国小型株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,806 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,806 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Aコース	9,803 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Bコース	9,803 円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2210（適格機関投資家転売制限付）	933,416,889 円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2402（適格機関投資家転売制限付）	351,175,044 円
野村DC運用戦略ファンド	2,043,276,864 円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

2025 年 5 月 30 日現在

I 資産総額	4, 551, 752, 696円
II 負債総額	60, 598, 894円
III 純資産総額（I－II）	4, 491, 153, 802円
IV 発行済口数	1, 257, 956, 224口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3. 5702円

野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

2025 年 5 月 30 日現在

I 資産総額	5, 019, 949, 619円
II 負債総額	71, 299, 420円
III 純資産総額（I－II）	4, 948, 650, 199円
IV 発行済口数	1, 225, 134, 988口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4. 0393円

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

2025 年 5 月 30 日現在

I 資産総額	14, 628, 442, 384円
II 負債総額	178, 398, 068円
III 純資産総額（I－II）	14, 450, 044, 316円
IV 発行済口数	5, 883, 307, 887口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2. 4561円

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型

2025年5月30日現在

I 資産総額	3,815,493,571円
II 負債総額	37,950,572円
III 純資産総額（I－II）	3,777,542,999円
IV 発行済口数	599,846,545口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.2975円

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2025年5月30日現在

I 資産総額	34,967,269,145円
II 負債総額	437,021,901円
III 純資産総額（I－II）	34,530,247,244円
IV 発行済口数	25,070,362,599口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3773円

野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型

2025年5月30日現在

I 資産総額	4,123,163,119円
II 負債総額	47,384,916円
III 純資産総額（I－II）	4,075,778,203円
IV 発行済口数	645,520,530口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.3139円

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

2025年5月30日現在

I 資産総額	2,568,906,711円
II 負債総額	31,782,289円
III 純資産総額（I－II）	2,537,124,422円
IV 発行済口数	2,814,935,874口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9013円

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型

2025年5月30日現在

I 資産総額	1,184,002,376円
II 負債総額	14,027,677円
III 純資産総額（I－II）	1,169,974,699円
IV 発行済口数	380,577,115口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0742円

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

2025年5月30日現在

I 資産総額	3,035,802,696円
II 負債総額	40,704,890円
III 純資産総額（I－II）	2,995,097,806円
IV 発行済口数	1,415,433,828口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1160円

野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型

2025年5月30日現在

I 資産総額	3,214,479,930円
II 負債総額	27,941,052円
III 純資産総額（I－II）	3,186,538,878円
IV 発行済口数	682,677,891口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.6677円

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

2025年5月30日現在

I 資産総額	1,803,248,048円
II 負債総額	16,280,558円
III 純資産総額（I－II）	1,786,967,490円
IV 発行済口数	430,864,261口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.1474円

野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型

2025年5月30日現在

I 資産総額	777,098,476円
II 負債総額	17,966,241円
III 純資産総額（I－II）	759,132,235円
IV 発行済口数	105,196,700口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.2163円

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2025年5月30日現在

I 資産総額	17,540,979,489円
II 負債総額	170,347,769円
III 純資産総額（I－II）	17,370,631,720円
IV 発行済口数	4,564,440,395口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.8056円

野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型

2025 年 5 月 30 日現在

I 資産総額	18,273,942,218円
II 負債総額	68,873,022円
III 純資産総額（I－II）	18,205,069,196円
IV 発行済口数	4,468,240,461口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.0743円

（参考）野村マネー マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

I 資産総額	3,698,246,402円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	3,698,246,402円
IV 発行済口数	3,617,022,114口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0225円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

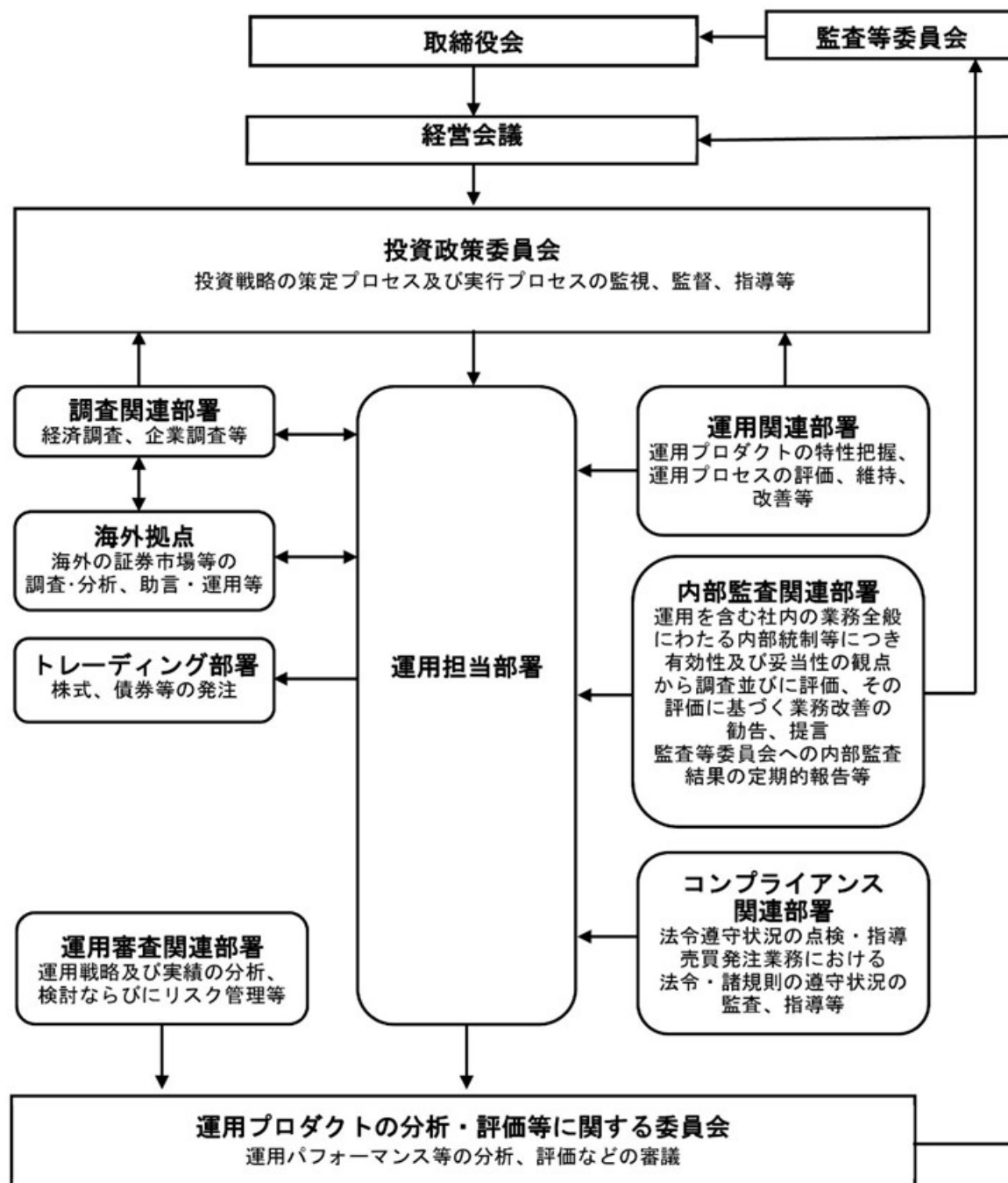
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 4 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	53,985,668
単位型株式投資信託	137	580,831
追加型公社債投資信託	14	6,603,197
単位型公社債投資信託	390	659,980
合計	1,456	61,829,675

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	－	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 （企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 38,115 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 7,400 円 |
| 基準日 | 2025 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2025 年 6 月 30 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注 1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (※1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (※1)	128,100		
							借入金利息 (※1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (※1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (※1)	3,081		
							貸付金利息 (※1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (※2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(※2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額	13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益	7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円		損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円	
普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円		普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村日本ブランド株投資（円コース） 毎月分配型)

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）

等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年6月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 4 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

(野村日本ブランド株投資 (円コース) 年2回決算型)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・円コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・円コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・円コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・円コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・円コース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー円コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年4月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

(野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型）

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年6月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 4 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー豪ドルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年4月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

(野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年6月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3 %の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 4 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行
- ・サンパウロの銀行
- ・ブラジル商品先物取引所

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 9,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 4 月 23 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,100 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーブラジルリアルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年4月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行
- ・サンパウロの銀行
- ・ブラジル商品先物取引所

(野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 毎月分配型)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー・マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年6月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 4 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,100億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンド・トルコリラコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー・マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年4月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし
す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者が
この信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なう
ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録
が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。
以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日
目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販
売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の
受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払い
を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から
10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に
帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金につ
いては第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する
支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約
金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、
委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を
請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、
原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま
す。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等
に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部
解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替
機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に
0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの
とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 23 年 1 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ロンドンの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー資源国通貨コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りまゝ。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 23 年 1 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ロンドンの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

(野村日本ブランド株投資 (アジア通貨コース) 毎月分配型)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドアジア通貨コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 23 年 1 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行
- ・ジャカルタの銀行

- ・申込日当日が、中国またはインドの連休等で、取得、換金の申込みの受け付けを行わないものとして委託者が指定する日の場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドーアジア通貨コース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドアジア通貨コース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 23 年 1 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行
- ・ジャカルタの銀行

- ・申込日当日が、中国またはインドの連休等で、取得、換金の申込みの受け付けを行なわないものとして委託者が指定する日の場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年2月24日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 26 年 1 月 14 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ニューヨークの銀行
 - ・ロンドンの銀行
 - ・ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月23日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・リーダーズ・ファンドー米ドルコース受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 26 年 1 月 14 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（円コース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年 2 回決算型
- 追加型証券投資信託 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ニューヨークの銀行
 - ・ロンドンの銀行
 - ・ルクセンブルグの銀行

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、100億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第21条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しませ

ん。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社